

214.3-Ka16ウ



\*1200601111721\*



始





ちんね



加賀藩史料

第拾參編

自文政四年  
至文政拾貳年

# 加賀藩史料第十三編

文政四年

正月朔日。前田齊廣病むを以て年頭の禮を行はず。

〔横山氏日記〕

正月元日 快晴

一、御前御疝邪等御難儀被遊候に付、御禮被爲請問敷旨、舊臘書立之通に付、年寄中等五時過より段々登城之事。

一、頭分以上登城、年寄中謁、四時過退出之事。

一、松之間二之間において、年寄中・御家老中・若年寄中一列に而、以遠藤數馬年始御祝詞申上候處、追付名越三左衛門を以御意有之候事。

正月六日。市川三亥を召出して藩臣たらしむ。

〔金龍公記史料〕

正月六日。辟支藩富山臣市川三亥爲藩臣。以名善書也。

日附前出と  
異なり。諸  
士系譜亦六  
日とす

〔金龍公史料〕

正月四日。於江戸邸料理間。辟富山臣市川三亥。新賜祿二百五十石。職俸百石。爲頭並。定住江戸。屬青山將監。

正月十八日。楮の取締と他國出の口錢に就いて令す。

〔留帳拔書〕

御領國中出來楮皮之儀、御締茂有之品に候處、近年猥に相成、無謂他國に相洩候躰に相聞候處、當時追々楮苗も爲植付、御國用も足り、おのづと紙直段も下直に可相成儀に候處、前段之通無謂他國に洩有之候而は其詮茂無之に付、今般詮議之上產物方年寄中にも相達、堅く他國洩無之様嚴重に取締之儀、河北郡下矢田村彌兵衛・能瀬村直右衛門兩人に主付申渡、御國用之餘分は一束に付八分宛口錢取立、他國出指解候條、各支配之内楮苗植付候村々此段嚴重可被申渡候、以上。

巳正月十八日

產物方役所

有賀甚六郎殿

中村逸角殿

正月十九日。具足の鏡餅直を行ふ。

〔諸事覺書〕

正月十九日

- 一、今日御鏡直に付年寄中等鬘斗目・上下に而定刻出席。
  - 一、如御例御具足之鏡餅頂戴被仰付候旨、月番より演述有之、松之間二之間に而年寄中等頂戴、相濟御臺所奉行へ御禮申述事。
- 但、御鏡餅に鬘斗を添頂戴之事。

正月廿一日。定火消役等に對し、消防に従ふ者の粗暴の舉動を戒め且つ手鎌の使用を禁ず。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通、定火消役等へ申渡候付、爲御承知指進候條、御組人持へ御申聞可被成候、以上。

正月二十一日

近年火事之節、途中暨於火事所、がさつ之儀共有之躰被聞召候。以來互に相心得、人込之中之儀に候へば、人數等へ相障り申儀も無據可有之儀に候條、何分互に致用捨、がさつ之儀無之様、主人々々より可申渡置候。且手鎌を以人を打候儀杯有之間敷事に候處、心得違之者共

右躰之儀も有之由に候間、是以後手鎌致持參候儀可致無用候。既に江戸表杯において手鎌無之候而も相濟申儀に候。畢竟互に禮讓を失ひ候より事起り、申分も致出來候事に候。一統禮讓を失ひ罷在候儀に付而は、兼而頭・支配人迄被仰出置候儀も有之候間、前條之趣主人々々より下々迄、嚴重に可申渡置旨被仰出候事。

巳 正月

二月四日。諸士にして江戸に勤務する者の町人より金子を借用することを禁ず。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

二月四日

村井又兵衛

奥村伊豫守様

定番頭宛

御家中之人々江戸表へ相詰候内、御用聞町人より金子致借用、返濟方等閑之人々も有之哉、町人共も其役前により好を結び候而、自分之望を叶可申ため、不頼入とも其模様仕成候族之者も有之躰に相聞候。不埒之至に候。當時専ら風俗御改之御時節、加様之習俗は急度可改

儀に候間、是迄借用之人々も有之候者、早速夫々返濟、わけ相立可申候。若此後右躰之儀於有之は、急度御答可被仰付候。此段可申渡旨被仰出候。右之趣被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へも相達候様可被申聞候事。右之趣一統可被申談候事。

辛巳 二月

二月十三日。御郡を割いて金澤町支配に編入したる地の町名を定む。

〔國事雜抄〕

今般町支配に引請候御郡地ヶ所。

有松村領は有松町。泉村領並泉村領並泉出町共に泉新町。泉野村領・六斗林は六斗林町之内建込。橋より末は地黄煎町。下三屋は三俣町。泉野村領出町は野田寺町へ建込。同所町端十六軒之間は十一屋与唱可申候。石坂村領は川より末は針屋町、石坂村領川より西は石坂川岸。上野村領は上野町。田井村領出町は金浦町。卯辰村領崩山は觀音下町へ建込。卯辰村領新町は川より南は卯辰西養寺前、川より北は卯辰誓願寺前。談議所村領下町は談議所町。本通之内は春日町へ建込。卯辰村領祇園前は卯辰祇園前。卯辰領山上下町は山下町。同寶藏寺より

春日鳥居迄之内裏通りは寶藏寺町。山上村領新町は山上町。但四町有之に付東西南北を付囁可申候。大樋村領者大樋町。同所裏通りは大樋七軒町。大衆免村領は大衆免町へ建込。淺野中嶋村領は中嶋町へ建込。淺野村領は下淺野町へ建込。上安江村領は下荒町へ建込。長田村領出町は長田町。廣岡村領は長田町へ建込。  
右之通町名に相改。

二月十三日

二月十四日。諸士にして町會所より仕送を受くる者の妄に外出するを戒む。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

二月十四日

村井又兵衛

奥村伊豫守殿

定番頭へ

町會所仕送之人々、御用之外は無謂外出不仕儀等、先達而被仰渡置候處、近くは支配頭へ不  
及届、忍候而致外出候者も多、其内心得違之者は殺生杯にも罷越候哉に相聞候。不心得之至

に候。元來仕送之儀は、誠難溢至極に而、勤仕にも指支候人々、格別仕送被仰付候御趣意候へ者、於自宅も如何にも艱難相暮、速勝手取直方專要可相心得旨等、去年十月被仰出候通に候。依而御噂之趣有之候間、以來無謂外出、榮耀ケ間敷儀有之間敷候。如斯被仰出申渡候上は、心得違之人々有之候者、人多相成候共、乍御心外御咎可被仰付候條、急度相心得可申候。右之趣被得其意、組・支配之人々へ——  
右之通一統可被申談候事。

辛巳二月

二月十四日。火災の際に於ける諸士の心得を諭す。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

二月十四日

奥村内膳

奥村伊豫守殿

定番頭へ

近年火事之節、途中暨於火事所、がさつ之儀ども有之躰被聞召候。以來互に相心得、人込之中之儀に候へば、人數等相障申儀も無據可有之儀候條、何分互に致用捨、がさつ之儀無之様主

人々より可申渡置候。畢竟互に禮讓を失ふるより事起、申分も致出來候事候條、がさつ之儀無之様下々迄嚴重爲相心得可申候。右に付而は定火消役等之人々へも被仰渡候趣有之候事。

一、火事之節辻立等不致、且無用之人々火事場へ不罷越様、前々より相觸置候處、又々猥に相成候躰候。以來急度可相心得候事。

右之通可申渡旨被仰出候條、被得其意、——尤家來末々迄不相洩申渡候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

二月十八日。稻垣貞九郎その妾を殺害したるを以て知行を召放たる。

〔横山氏日記〕

二月十八日

一、左之通今日表方に而申渡有之候事。  
堀孫左衛門

稻垣貞九郎

右貞九郎儀、前月二十四日妾を及殺害候首尾以覺書被出候付、猶更相尋候趣有之候處、貞九郎手前重而被相尋、委曲以紙面被申聞、則相達御聽候處、妾みす不屈之申分有之、叱申儀に候得ば、不意之場所に而茂無之處、箱を以面躰をも打候段、先におくれたる儀。且不得止与存、みすを突のけ、上に乘掛り、脇刺を以胸先を突込候由之處、妾之妹駈參り取支候とて、みす起上り、妹もろとも逃行候段。暨追掛ながら若黨部屋迄爲逃延、たをれ候故生死之程見届候与申儀は、甚手ゆるき致方に候。元來手打之儀は御定も有之、若黨小者に而も殺害仕儀有之儀候は、公事場々斷可請指圖儀。但當座成敗不致而不叶首尾之者は其分に候得共、女之事、右之次第に候得ば、手餘り候与申に而も無之、幾重にも取縮方等有之儀に而、不得止与申譯も難相立、前後不都合至極之首尾、士道を取失候致方に候。依之御知行被召放候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

辛巳二月

二月廿九日

一、左之通表方に而申渡有之。

堀孫左衛門

湯原主馬

孫左衛門方組稻垣貞九郎儀、妾を及切害候時宜、初發より存込違被致、取捌方被仰出之御趣意に相違仕、恐入迷惑至極被奉存、主馬方にも同様被奉存候。依而自分之儀、尙相心得可被申哉之旨以紙面被申聞、則相達御聽候處、貞九郎手前先達而被仰出候通不都合至極に候處、



取捌方未熟に被思召候。乍然此度之儀は、先其分に被思召候。以來之儀急度相心得可申候。此段可申渡旨被仰出候事。

二月十九日。前田齊廣の子他龜次郎着袴の儀を行ふ。

〔官私隨筆〕

一、左之紙而到來、返書遣之。

明日他龜次郎殿御着袴に付、中將様初方々様へ御祝詞申上候間、御自分様にも同日御登城御申上可被成候。御當病等に而御出難被成候はゞ、御紙面を以御申上可被成候。

御前様・鈔姫様へは、同日出町飛脚傳附、以御紙面御申上可被成候、以上。

二月十八日

奥村伊豫守様

奥村内膳様

二月十九日

一、右に付今日布上下に而四時過登城、以名越平兵衛御祝詞申上候處、御喜悅之旨以同人被仰出。

〔諸事覺書〕

二月十九日

一、今日他龜次郎殿御着袴御祝有之、年寄中等出席之上服上下に改、表方席において御近習頭を以御祝詞申上。勝千代様の御附頭を以右同様申上候事。

二月。富田景周再び藩政釐革に關して建言す。

〔富田痴龍上書〕

先達而御左右へ奉指上候一冊之趣は、御當國には迂遠の儀共故、いかゞ可有御座哉と奉存候所、幸御主意通に相適ひ、無比類御真翰被成下趣、生々世々冥加之至り、堪老涙かね、意底之ほどは其萬分も不得盡筆舌、難有仕合御座候。乍憚右之尊慮に被爲在に於ては、無疑畢竟御徳化人心を浹浴し、何事茂御主意通に可成御儀と奉存上候。尙更心附之趣共可申上旨、畏入候。餘り舌長なる申過し共、不敬之辜奉恐懼候得共、御爲と一圖に任御意、前書同事の老の繰言ながら書記し、愚意之趣乍恐重て上之申候。

一、蓮池御普請も是切に御指止め、江戸・京御手役者茂御歸し可被遊思召之所、年寄共より御普請是切に被仰付候ては、却て御費も有之候。御能は御養生にも可被成間、何分御手役者は此まゝに被成置候様相願候由。是は年寄ども申上方一段尤に奉存候。人生は貴賤となく折々心を慰め申さでは、氣血澁滯仕候。心は五管四支百骸の主と御座候へば、心を勞し候へば諸

文政三年十  
二月廿八日  
参照

病是より起り候事は、醫書にも多く相見え候。乍恐自然御氣血滯り、御病身に被爲成候ては、假令堯舜に齊しき明君にても、病の爲に冒され御政事御裁斷も難被爲遊、何事も徒に相成候。左すれば蓮池御普請并御手役者などの御費用は、格別結構なる御榮耀さへ無之候は、三州御太守之上にては甚纒なる御儀と奉存候。かほどの事はいかにも被爲仰付、朝夕風月の氣色、四時花木の咲かはるありさまなど御覽、或は御能被遊、御身體の動作を御試み、彼是御心を御養ひ、いさゝかも御勞神なく、永くいつまでも御機嫌よく御仁政御行ひほど難有事は無御座候。是亦三州萬民の爲に御座候。此道理に候得ば、乍恐御一身の御事と不被爲思召、只今より此所尙更御肝要に御養生第一に被爲在候様奉存候。御難澁に付御心配被遊候と申御文段折々有之。是を奉承候毎に、私儀御病氣にても御發の事も可有之歟と、寢食不安奉存罷在。此儀何よりも御大事之儀、御序も候は、申上度と、ひたものはまで奉存罷在候へども、不東に申上候も不敬恐入罷在候之所、此度幸を以奉申上候。右御普請等被遊候とも、漢文帝惜古金之費、被爲輶露臺之役候其主意だに御會得於被爲在は、下々奉見習奢侈に移り候事は一圓無之儀。管仲は驕り者にて候へども、齊の桓公に用ひられ、齊の國よく治り、桓公五霸の第一と仰がれ候にて御考可被遊候。敢て御前のみ折角御勞神御儉約にて、御勝手直り候ものとも不奉存候。國を富ませ候は只々治法の樹かたにより可申候。此所御聰明之御眼力、不

申上とも御理會の御事ながら、尙更申上候。何とやらケ様に申上候へども、阿諛追從にへつらひ申様にも可被爲思召歟と、其儀に還て相泥み申上かね候へども、最早私極老御登庸の望も絶候身分故、私を離れ神以眞實を振ひ奉申上候。

一、御節儉之爲綿衣被爲召事も右に准じ可申哉。百萬石の御身にさへ綿衣を被召候と申候へば、賢君と誰彼可奉存候へども、是は乍恐分限の次第有之、禮記等に粗相見え申候理を以て推候へば、御上綿服被爲召時は、下々は最早是より下り着用可仕服無御座候。齊晏平仲は至て儉約なる人にて、出仕に洗濯せる衣冠を着し、一つの裘を三十年着用しけるを、孔子是を評し、賢大夫なれども其下に居る者難澁なりと申され候。況や百萬石の重き御身分をや。是を偏下と申、凡下の階上仕候と同事に申有之候。しかれども漢文帝は賢君なり。其帝記に貴爲天子。富有四海。身衣才絺。足履茸鳥。以牟帶劍。莞蒲爲席。兵木無刃。衣緇無文。集上書囊。以爲殿帷。以道德爲麗。と見え候事、謙徳公或は米澤侯・細川侯など綿衣被爲召、人は是等心服仕候美談も申傳へ候得ば、私儀愚見を以一概には難申上奉存候。此所御勘辨被遊候て、事宜によりいづれにも人々心服のよきを御取用ひ宜くと奉存候。御家中の服制も一統綿衣はいかゞ。堂上とはたがひ高下の色制なければ、上下の分相わからず。さあれば頭分以上或は歳五十以上の者は絹・袖、夫以下は一圓木綿衣に止り候もしかるべき歟。

一、老子經に、大國を治るは小鱗を煮の如しと見え候。小鱗とは小魚いわし・ごりの類ひに御座候。此類を煮には、最初其煮汁を塩梅の加減より致し、その鍋内へ右の小魚をそろりとあけ煮あげ申候へば、味ひもよく小魚の形も損じ不申候。夫をまだ煮あがらざるより色々と箸にてうへしたうち返し、あとより醬油をさし塩を加へ、又煮直しなど致し候へば、皆小魚崩れ爛れ申候。國政も此氣味にて、最前とくと正法をさだめ、夫に諸民を従はせ候を仁政とは申候、大學にも、仁親以爲寶と有之、仁より上は無之候。然れども仁の用は、譬へば春の日影のうらゝかに、諸の草木禽虫まで生育せる惠の如くにて、泛と承りてはよりどころなき様に御座候へ共、即ち其所に眞の滋味有之て、自然の恩澤相こもり、人々心に何となくおもしらくうれしく思ひ候に、仁の徳相備り候。仁政とて、圖りなく金銀を多く人々に與ふる事にて無之、只下々の迷惑する事いやがる事を除き、何ごともおだやかに、直すにせわくるしからぬが仁政に御座候。如此下々の心すなほに成居不申而は御命令不宜候。管子にも政之所興。在順民心。政之所廢。在逆民心。と御座候。又下令如流水之原。令順民心。とも御座候而、百姓の身にとり過役もかゝり不申、安く可順事を行ふ儀にて候。今幸に御前御仁徳の深き、此御難澁の中にて諸士の除知米をも御かり上げ無之、町家書上銀も不被仰付等の御恩庇は、中々古の明王賢君にも恥させらるゝ事なく、陽廣公の御心持の御様子に奉爲似御仁

心は不及申、其上尙書に有之ごとく、不通聲色。不殖貨利。の御行ひども、且舊職等のごとく諸人を煩らはせらるゝ御慰事も曾て不被爲遊、すべて御身の御慎かた皆古の法言の規矩に引合候事は、千載の一週三州の大幸に奉存候。さて又前文に最前とくと正法を定むと記置候。其正法はいかなる法ぞと申候へば、祖法とて、御國なれば御國初御先祖様がたたて置せらるる御遺則に御順はせ候事にて、いにしへ三代の聖王といへども、舊典の遺法に順はざるは無之候。周書にも典常を師となし、利口を以其官を亂る事なかれといましめ有之。又詩經にも、不術不忘。率由舊章。遵先王之法而過者未之有。と見え候。徳川御家にも東照宮御建置の御祖法のごとく、今に參勤をはじめ大小名の御作法等、却而何事も動かざる故、足利家の時代の如く國大名各勝手次第も不相成、御治世長う相つゞき候。是と申も年久敷御例と成來候故、只今にては常と成り、天下の廣大といへども誰一人關東の令には背く者無之候。さらばとて只今にても新法しばしば出候ては、何程御治世久くとも、容易に諸侯をはじめ其儀に従ひ申者にて有之間敷候。さすれば御家にて御祖法を御重んじ、成かぎり御用ひ、二百餘年來の御掟を以て、夫に古今推遷の時宜を御斟酌被遊候はゞ、士は勿論末々までも是に歸服不仕は有まじく候。堯舜を祖述し文武を憲章すと中庸に有之も、此儀奉存候。さあれば其内に他國よりからき御政御座候とも、是迄の御先格故下々夫を聊も御怨みに奉存候事は無御

座候。夫とも若舊制あらため申さで叶はざる時は、新舊の兩法を引くらべ、舊法より新法に十倍の利百倍の功あらば改むべしと、古人も申置候。加程の者に御座候を、近年は其御祖法をも顧みず、御勝手役人より容易に新奇の仕法を様々取立、御國用の不足をあがなはんと、下々を欺き金銀を取上んと仕るはなげかしく、御隣國に聞え候ても御名目甚だよからざる御儀に奉存候。町・在の者に限らず、却て三州に住居仕候者は、皆乍恐御國主の御子同事に御座候。しかるに其物をたぶらかし、親の益に取上げ候事は、唐の太宗の若損百姓。以奉其身。猶刻股以啖。腹飽而身斃。と被仰候も同儀に御座候。惣て太宗の治體の様子、貞觀政要御覽御考可有御座、政務の味甚すぐれ申候。とかく前冊にも如申に、御政事に寛篤とゆるやかに事すくなく、禮儀を本として末利を押へ、道德の端を廣めて淫佚の原を防ぎ候事にとゞまり候。如斯にして後御仁化能四民に蒙るべく、風俗も正に移り可申候。繁法のよからぬは、尾張侯の溫和政要にもかゝせ置れ候通りに御座候。役人も能々吞こみたる者を御撲み、三人の方には二人、二人のかたには一人にても、易簡なるかたのよき事は、尾州の儒官細井甚三郎が尾張侯へ書上げ候根片と申書にも記置候。させる器量もなき役人のみ多御座候得ば、俗に申手取足取仕内、各々面々のかはるごとく人々の了簡も一致不仕、其間には自然と御不益の事共もまゝ可有御座候。諺に小田原談合益なく損多しと申候。また百人瓢を荷うて走候は、

瓢必ずわれむ、一人持てはやし走りたるがよからんと戰國策に見え申も、此意趣と奉存候。一、有徳院様御代初など、莫大の金銀御不足にて、御番方御切米の渡切さへ定りの時節相延、諸侯大名半年詰に被仰渡、米穀御借上げほどの御難澁に至り候へども、ほどなく御仁徳により御取直し御座候へば、當時は萬貫目の御借財は莫大に候へば、畢竟御徳にさへ人々なつき、何れも和同仕御爲専らに、諸士は勿論町・在迄もおのれが身上と意得、御儉約を申上候は、自然と御財用融通仕り、其内に漸くと御勝手御取直し必可有之候。劉向が新序にも、徳莫大於仁。而禍莫大於刻。と前冊にも記し候ごとく相見え候。其仁を今はまだるく思ひ、莫大の金銀の御不足を算用詰の折、秋毫の利届御儉約にて直さんと謀れば、禍の端を開くのみならず風教を傷り、不仁なる仕形どもの出來り、第一には人和をうしなひ、豪商巨賈の金銀の融通すべきものも長物となりて、竊中に隠れあるのみにて人間の用をなさず、土風よりも其功劣り候。とかく融通の源は、御仁和と御信義との二つに止り候。管子曰。桀覇有天下而用不足。湯有七十里之薄而用有餘。天非獨爲湯雨菽粟。而地非獨爲湯出財物也。伊尹善通移輕重。開閭決塞通於高下徐疾之策坐起之費時也。と相見え候。謙徳公御代には、町人へ御借銀被仰付候へば難有がり、其一町之者共を招きあつめ祝ひいたし候と申世談も有之。また江戸・大坂町人にも御かり銀被仰付候へば、甚規模に思ひ、ことの外難有がり候よし申傳へ候。

加様之所に至候へば、何ほどの御借財高に候とも、御通用に滞り候儀必無之道理と奉存候、當時は御かり銀沙汰有之候へば、各用心いたし、取かくし候様なるうらはらなる違ひは、右和信の二つの者行届ざる故と奉存候。融通のよからざるも皆是に預り候。然るに是を刻薄役人の心には、からくりの仕形猶多からざる故通用あしくと心得、彌種々の知巧をめぐらし候は可憎事に御座候。難澁はいづれの國にも有事に候へども、上の勞する所は下も勞し、下の悦ぶ所は上も悦ぶ様に、上下其苦を共にし候へば、下々はいかほどの難儀の事有ても難儀とも覺えず、上をもうらむる心なく、上の勞神をいかにもして其なきやうにと思ふのみなり。是を即ち上下和同と申て、ひとへに上の仁心より出る事に御座候。此場所は中々からくりにてまるるものにて無之候。若また上のみ素服を着、膳味を減じ苦しめども、下は夫とも思ひわきまへず。又下のみ晝夜はげみ食業に苦しめども、上にはさほどにもわからざるには、中間に姦吏等のしわざ有之、上下の道ふさがる故な也。是を無和同と申候。此意味は古書に多く見え候。

一、歌舞伎・遊所の儀は、元來末々の渡世の爲被仰付との被仰出にて、下々鯉寡孤獨も多く候へば、何歎それらへの御慈悲においては、是又一種の難有御仁政に御座候。左候へば御領國の遊民共に所作爲仕隨分事足り可申儀。此譯なれば金銀も御國中切にて通環仕り、他國の

泄し不申可宜候。然に戯場へは過分給銀の京・大坂等の伎藝の役者を呼下し、遊所も是まで在來の家共を段々打こぼち、新に青樓を過大に建つらね、淫亂の穽を設け、奢侈に日々に至り候は、第一下々渡世の御慈悲の御主意にたがひ申候。夫故誰にも御慈悲の爲とは曾て不奉存、ひとへに運上の御手段とのみ相心得申候は、御仁政に違ひ残念の至り奉存候。將亦右体之儀共町奉行切に承届候様被仰出候へども、是は御國風に専ら預り候事、此儀いかゞ可有之哉。當時五ヶ年御儉約はじめの御國政、諸士風俗奢侈等嚴重被仰出には、乍恐不相應之様に誰彼奉存候。夫故去暮出野某の様なる見ぐるしき出奔も有之、誠に是は姪源を開き求めて罪梯を作る趣段。夫のみならず兩刀を帶する者を御禁制など、其場にはひそかにかくれ行者の兩刀預り人を立置と言様なる仕形、不都合の次第共也。漢の昭帝其時の文學に民の疾苦を問ふとき、文學對之曰。治人之道。防淫佚之原。廣道德之端。押末利而開仁義。然後教化可興而風俗可移と。まことにしかなり。しかしながら右遊所等一旦御聞届被仰上は、今更相止み候も最初未熟の御詮議に相當り、却而御手薄に聞え可申間、是は此まゝにまづ被成置、輕き者渡世を専らに輕き裝束等相用ひ、夫に准じ何事も品輕く、御領國の者迄にて仕候事に成候はゞ、去秋被仰出も相立ち可宜奉存候。若又他國者の金銀を釣取御益に仕る手段に候へば、夫は中國筋にて京・大坂等へ便利よき往來の地にも候はゞ、姦計ながらもさる事可有之

且右入用の役者を招き下し、及び伎女装束等品多く取寄候に、過分京へ滯銀有之、却て御國候へども、北畠の御國に候へば其儀不便利、益の沙汰は必有まじく奉存候。

一、風俗之事も去秋被仰出、是は亦御國政に於て尤不可忽儀。古語にも入國は先づ其俗を見らんと有之。風俗により其國の善惡邪正強弱相知れ候。依て孔子國々の詩を集め、詩經三百篇を編申され、今にも五經の一に相備り候。譬へば御上御能御好御座候へば、夜中往來の者みな謠をうたひ、當時歌舞伎流行候へば皆じやうるりのみ口ばしり往來仕候。是自然の理にて、一國の風俗かやうの所にかゝり申候。御家中に於ては、大小將組の風俗第一悪く御座候所、近くは殊の外宜く相成候躰、是ひとへに御威光と奉存候。是より追々御下知ども御座候はゞ、萬の風俗段々可相直と難有奉存候。

一、是まで御家中困窮御救の御貸銀等の御仕方、乍恐いかゞに奉存候。貧窮は祿の高下に拘り不申候。又貧にも富にも子細有之所、夫に無差別、一統に五百石以下三百石以下のと祿高を極め御救ひ御座候。御仁政とは乍申、是には御詮議も可有之歟と奉存候。其貧になり候所以、或は父母兄弟又は自身にても數年多病、人參等過分に服し、先年馬場木工のごとく御知行をも自分より除知相願候様の類、或は親類の爲に費多く候か、また厄介人等多く及難澁候か、或は火災水難にかゝり候か、其故を其頭よりつぶさに常々透穿鑿置、無餘儀困窮に候は

ゞ知行の高下に預からず、相應右等のつぐのひにも可相成程御救ひも有度事に御座候。ケ様の子細も無之分限を取失ひ、放埒のおごりに過分の費多く難澁仕る輩へは、却て御しかり有之、後日相嗜み候様御仰出可然と奉存候。かゝる輩に人並の御救ひ是迄のごとく被下候は、益そのおごりを長じ可申候。是孔子のいへる恵みて費る事多しと、右共に相當り申候。此所乍恐御勘辨被爲在、以後はその頭々へ被仰渡、其困窮の所由を御吟味のうへ御救ひ御座候はゞ、御救銀の員數も減じ、且御救銀を給はる人々も格別に難有可奉存候。その無謂、みづからおごりて難澁の人々も是にこり、後々行ひをあらため可申、是即ち人氣をすゝむる兩可の御善制かと奉存候。

一、出納常平と申事御座候。納とは、年分御收納の米穀は勿論、小物成等惣じて御納め高に御座候。出とは御上の年中惣御入用、御家中及び末々まで被下高等に御座候。是を引合せ出納を計會符合候様仕事に御座候。然れ共當時過分の御借銀御利息等に引け候ては、中々難引合と奉存候。左あれば前にも記候通、算用法の御符合圖りは暫く被爲指置、先人心の固膠せるを、御仁化御信義を以解せられ候はゞ、おのづから金銀等の通用の道も開け、過分の御借財御座候とも、かの出納符合を極め置候うへ、物には損益賞罰有之故、かの減損せる金銀を以是の不足を補益し、かの罰せる祿秩を以て此に賞せる増俸を行ふ事、是國政の古法に御座

候。無左其出納の圖りなく、出方諸納に越ゆれば不足次第に相倍し、終には逼迫無爲方場に  
至り候。用を節にするとして、賞にも罰すべきにも節を失はず、出納を計算して行ふべき儀に  
御座候。

一、有司役人御選舉のあらまはしは、室新助が献可録に、有徳院様御守に付申上候趣宜様に奉  
存候。猶更御覽可被爲遊奉存候。

是より學業之事相記候

一、申上候にも不及儀奉存候へども、御國政の規矩の爲に、御左右に被爲差置、御平生御  
覽可然と奉存候は書經は根元、之につゞき春秋左傳或は管子・孟子・漢の鹽鐵論・唐の貞觀政  
要・宋の大學衍義等に御座候。あまり多端に御覽は、泛濫と歸宿なくよろしからず候。右申  
上候類を幾度も御玩味、御心を被爲留、乍恐文義に御通じかねの所は和解被仰付、御自得理  
會を御專要に被爲遊様奉存候。古人も申置候如く、書を多く見、是も馳馬上に燈を見申如  
く、ちら／＼と見通し候ては、腹味相知不申候。將又學記に、欲化民成俗。其必由學。と見  
え、陽廣公御遺訓のはじめにも、貴も賤も學文なくしては國家治る事難し。善は諸人の賢愚  
邪正を知て其器に當るを以て司とすと被仰、又學文は聖賢の道をしり善道を行はん爲なりと  
も被爲仰置候。何卒御政暇には御觀書被爲在、御宜しく可有御座と奉存候。

一、卿大夫の家は君の股肱腹心、御國においては纔に七・八家に止り候所、其面々不學に  
て、献可替否の志なく候ては、第一御政事行届かざる元に御座候。近來拔群の人傑出不申儀  
は、幼少より全學古の勉を欠、墻に面して立が如くなる故に御座候。周書に、古へを學びて  
官に入事を儀するに、制を以てすれば政則ち迷はずと見え候。松雲公御代奥村壹岐父子など  
は、水戸の朱舜水先生の門弟にて、學業の信篤き事、舜水文集御覽御座候へば能相知れ申候。  
壹岐著述の讀書拔尤録と申は、板行になり世上に御座候。夫故公にも格別に御用ひ、御國政  
御委任の体舊記にも相見え候。丹後守などは別て御秘藏の御様子にて、右居宅へ御成も御座  
候程之事に御座候。丹後守は東照宮百年忌の節、爲御名代日光の龍宮城より上りたると申傳  
へ候鐘に有し銘、諸大名の使者一圓讀得不申候を、丹後守少の滞りもなくさら／＼と讀候て、  
諸國の使者皆驚き申候と申物語も日記に相見え候。左候得ば學力も餘程有之体。夫故にも御  
座候哉、公の御代の御政務凡て格別の事どもに奉存候。しかれども當時宿老の面々は、學問  
今更稽古もなにかね可申問、是は格別年若なる面々及び無息の面々は、毎度御尊の御意も  
有之、學業人情第一に被爲仰候儀御肝要奉存候。御政事の規矩は學問に止り申候。將亦執政  
の面々各互に志一致せず、取勝方一樣之様に出不申候は御爲に甚よろしからず。即舜命九官  
濟々相讓と見え、又衆賢和於朝。則萬物和於野。と見え候て、大臣の不和は甚よからざる儀

に奉存候。是も其元は學文規矩なき故と奉存候。

一、學業はとかく士以上に有之、下々に無之が宜御座候。上職の人學なく文旨にて下の方に文才有之候へば、下々上の事をあなどり、聖言を假て己を立候故、御國政の妨に相成候。秦の世に儒者を埋み民を愚になせるも此意味にて、學者多く上の令をも受がはざる故、天下の人民治め難きを以ての事に御座候。しかれば士以上には學文無之て難叶、是に就ては學文仕方素讀のみ名聞の學文は不仕、一句半語にても實用自得の修行を致し、是を身に行ひ候様被仰渡、其頭々へも其心得被仰渡、學問人情文章等難仕候輩有之候はゞ、其作文御覽にも可入旨被仰出可然奉存候。且又御番人などは、四書の小本を懐中し出で、大小將をはじめ御番中にも透々には見讀候様に被仰出可然奉存候。則常憲院様御代敷、御番中懐中の爲板行に被仰付四書の小本世上に有之候。是等の舊例も御座候へば、學問の進みに相成よろしかるべく奉存候。

一、惣ての事御近習向より始り候事は、御家中へはやく移りやすく御座候。さあれば表小將など年若なる輩も、右の小本懐中仕罷出、御番の透々見申様被仰付候においては、御家中自然と押移可申候。扱又勝千代様御近習なども、學問すきの者被爲置候儀必御爲に宜可有之候。御手跡も御好、優美に被爲遊候御様子。就夫ては御幼少に被爲在御内より、御學問は勿論、

御詩作も御慰にあそばさせられ候はゞ、人情にも自御通、御一段に可有御座与奉恐察候。時過て然後學べば則勤苦難成と學記にも相見え申候。むかし周の成王襁褓の内より召公を太保とし、周公を太傅とし、又太師を置、孝仁視聽之に化せしむる事古訓に御座候。

一、陽廣公など元より御聰明は不及申御事ながら、御幼少より今枝民部御附にて、何か御學問を御すゝめ申上、夫故別て御學道にも御長じあらせられ、御仁聞高く、御威望殊に備り、其頃諸侯に相並ぶかたもなく候。依て大猷院様にも民部輔導の宜しき故としばしは上意有之よし。即木下順庵が錦里文集にもせ、當時板行にも相成天下に聞え候。其後大猷院様御所望にて、一本種と申書御著述御献上にて、尤御賞美の事舊記に相見え候。松雲公にも御幼少より御學文又御好にて、御詩作もよく被遊候故、諸侯之内にては水戸黃門君と松雲公を海内に於て今人々奉賞譽候。尤公には殿中において毎度御講釋被爲遊、格別の御徳名も高く、諸國に於ても誰不奉存者は無御座候。此御兩公御文學の初終の御傳は、私燕臺風雅と申書を編述いたし、其内にあらまし記置申候。若御覽も可被爲在御儀に候はゞ可指上候得共、全部二十卷ばかり御座候故、謄寫はかどりがたく、しばらく遅れ可申と奉存候。詩歌は人情風俗にかゝり候ものゆゑ、慰とは乍申是には様子も有之、風流道のみに無御座候。且は字數も自然と御覺被遊、畢竟何歎故實等御考共にも可相成と奉存候。



一、御前には縦令詩歌御好不被遊候共、或は名月杯の佳節には、御儒者の内又無左とも學問好候輩へは命を賜、詩歌其得手に御任せ作り指上る事なども折々可然と奉存候。微妙公御以來泰雲公まで、御代々被仰付候。右夫々被仰付詩ども、後々紛失もいかゞ残念に奉存故、是等も燕臺風雅中及見聞候分は撰入仕置候。又書も能仕候者には、貴賤の差別なく折々被仰付、御慰に被爲在候はゞ、遊藝ながら是又君子玩事にて、風俗にもかゝり、自然と人々文盲なる遊び事にも遠ざかり可宜と奉存候。是等は敢て御政事の益に成ほどの儀にて無之候得共、又諸士學を志すべき其端を聞き候御術に可相成哉と奉存候。右等申上候内、若々思召に相應じ候儀も有之候て、御取用ひも御座候へば難有奉存候。但此儀被仰付候ても、初發ばかり事々鋪有之、一兩年も過候へばいつしか元のごとくにては一向其詮無之、剩最初被仰出候事も徒に相成候。是を詩經にも、靡不有初。鮮克有終。とそしり有之候。とかく其初に何事も緩々と可有、連續と御思惟被爲在、其上に被仰出候而は、いつまでも弛み不申、段々後々に至り候ほど相すゝみ、年月を經その事常となり、何事も成就の場に可至事を御下知御肝要と奉存候。左候はゞ世の風俗も次第に相直り、達學達才の人物も追々出候て、御國体元祿・享保のむかしに立かへり、有學の役人も多くなり、文質彬々たる御國と可相成と刮目して奉待御事に奉存候。玉不琢不成器。人不學不知道。とて何ほど生才有之候ても、學を以て矯不

申としては、善有司役人には難成儀と奉存候。

此一冊重て相認奉差上候。各御披見之上、御様子次第被入御覽候様致度候、以上。

文政四年二月

富田 痴龍 判

伊藤平左衛門殿

關屋 中務殿

人見吉左衛門殿

三月十六日。前田齊廣先に參觀の延期を請ひたるにその許可せられたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

三月十六日

一、左之通今日關屋中務を以被仰出候に付、於表方席各拜見相濟、若年寄中被呼立拜見有之候。依之各明日御機嫌相伺候旨、月番初負演述有之候事。

中將様御病氣に付、追々御願、御在國被加御療養候得共、御痛邪并御氣塞之御症御治し不被成、御快氣之躰不被爲在、連長途之御旅行難被成に付、猶又八・九月頃迄御參府御用捨之儀、當月六日御用番水野出羽守殿に御願書御指出被成候處、翌七日御付札を以、御願之通被仰出

候。此段被仰聞候事。

三月

三月十七日。前田齊廣の子延之助金澤に生まる。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

三月十七日朝五時過、於二之御丸御廣式御男子様御誕生有之、御生母は直姫様御産婦之方なり。御慕御用は奥村内膳殿なり。三月二十三日御七夜御祝有之、御名延之助殿と佐久間武太夫より奉指上なり。四月十八日御血忌明御祝有之なり。

〔横山氏日記〕

三月十七日

勝千代様御産婦之方、今朝平産、御男子様御出生被成候。思召有之、先達而被仰聞は無之候。此段可相達旨御意に候事。

三月十七日

同月廿三日

今般御出生之御男子様、御名延之助殿与被稱、殿付に唱候様被仰出候。此段何茂可被申聞旨御意に候事。

三月

三月十八日。御郡方出火の場合に於ける原因調査の手續を改む。

〔留帳抜書〕

役所は御郡所

支配所御郡方村々之内是迄出火焼失之砌、火本人并火之番人・村役人等役人所呼出、出火之様子夫々遂詮議候上、委曲御用番及御達候振に候。然所前段之通火本人等呼出候而は、金澤往來雜用も相掛難事之上、不時成失墜有之、下々において誠に可及難儀筈。誠に小村貧村等之儀は別而不便至極之趣、兼而拙者共見察罷在に付、今度遂詮議、委曲御用番及御達趣有之候所、其通御聞届之旨被仰渡候。依而已來若出火焼失いたし候節、一通り自火に紛無之分は、其裁許々々手前へ火本人等呼出、出火之様子嚴密に相糺、口書取立、其段早速可及注進、火本人等役所を指出候に不及候。若出火之様子何と歎怪敷儀有之、或は人損、又は一村皆焼失と歎申様成儀致出來候節は、尤是迄之通火本人等夫々役所を指出候。右之通申渡候上は、猶更火之元御縮方之儀嚴重被相心得、聊茂火之廻り疵抹無之様一統可申渡候。右之趣可得其意候、以上。

巳三月十八日

中村 逸 角

有賀甚六郎

三月廿七日。大聖寺侯前田利之參觀の途金澤に宿す。

〔横山氏日記〕

三月廿七日

一、備後守様昨日御在所御發駕、夜前松任御泊に而、今朝五半時過此表に御着被成候由之事。

一、右に付御使御近習頭名越三左衛門被遣候由之事。

一、備後守様今日此表に御着に付、御登城可被成處、御斷之儀被仰進候に付御登城無之旨。

且又各今日退出より直に御旅宿に爲伺御機嫌罷出候旨、月番より演述有之候事。

三月廿八日

一、備後守様今朝五時過御發駕被成候由之事。

四月朔日。江戸上野本坊火災の歸路加賀藩の抱齋等町齋の家屋を破壊す。

〔江戸狀留書抜〕

一、四月朔日上野御本坊出火之節、此方様御人數引揚之時分、尾張様火消御人數と池之端仲丁に而及口論、右内濟之節仲人町齋口上不宜旨に而、御抱齋町齋之者共家々をこわし候付、

三月廿五日  
臨邸とある  
しは談なるべ

四月二日。鷹司政親本郷邸に臨みて前田齊廣夫人を訪ふ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

町齋配下之齋共竹鎗を持騒立候に付、水野出羽守殿に及御内談候趣申來。重而水野殿より御内談之趣、町御奉行に被達置候間、御懸念之筋は有之間敷旨御挨拶有之旨、四月九日出に申來。然處齋共歸參願御家老方に而申渡候旨、十日出申來候事。

是の年三月二十五日鷹司准后政親公江戸表に御下向、西、久保天徳院に御着なり。兼而御下向候は、此方様の御出御對面も被遊度、且其節御家之饗膳之儀御聞及に付御乞ひ之儀前廉御書通にて申來り、依て其儀中將様の眞龍院様より御願之處、公金澤表に被成御座候得共御許容被成進、依て四月二日本郷御屋敷御本宅に御招請、眞龍院様御對顔被爲遊候なり。

〔又新齋日録〕

一、文政四年三月廿五日鷹司准后様江戸御屋敷御廣式に被爲成御饗應有之、其節之御詠歌。

白きつゝじの數多さけるを

卵の花の色まどはせる岩つゝじいはねにあまる盛えならぬ  
老らくのまれなるけふの松かげにつきぬちぎりや言の葉の種  
海山のへだてもよしやうちとけてけふくみかはす千代の盃

待得し夕ぐれ芙蓉の山を見て

まちえつゝ霞をわけてあふぎ見るげにたぐひなきふじのしば山

わかれをしみて

稀にあふ袖のわかれも夜の鶴千世のちぎりはつきじとぞ思ふ

四月十八日。前田齊泰弓初・乗馬初及び甲冑着初の式を行ふ

〔諸事覺書〕

二月廿二日

勝千代様御弓初并御馬御召初暨御具足御召初に付於二御丸御作法

一、中將様より勝千代様御弓矢等被進候御使若年寄之事。

但、御進物は御歩相添先達而相廻し、御附御歩罷出請取候筈之事。

一、御馬被進候御使も若年寄相勤、御馬奉行丹羽八郎右衛門并明石數右衛門御馬指添罷出、

奥之口御式臺において御馬奉行御纏指上、御頂戴可被遊事。

一、伊藤平右衛門等内被爲召、御弓矢等被進候御禮并御馬被進候御禮可被仰上事。

一、御居間書院代御奥書院宜段、甲斐守等より勝千代様御可申上事。

一、御弓初御規式御初に付、吉田才一郎御弓矢持槍垣之御間に罷在、宜時分指上可申候。御

替弓等は原佐左衛門持候而、槍垣之御間に扣可罷在事。

一、勝千代様御弓矢御持出、御卷藁御向御肩被爲拔候節、才一郎儀御側へ進出御袖等奉直、

御射初相濟御縁頼御被遊、御弓矢・御鞆才一郎御渡、一先可被爲入事。

一、才一郎御次に而、御弓初御用相勤候付拜領物被仰付候段若年寄申渡、御目錄御用人可

相渡事。

一、勝千代様御居間書院代御出被遊、御熨斗三方御表小將指上、才一郎儀甲斐守誘引に而

罷出、今日御弓初御用被仰付、拜領物も被仰付難有仕合奉存旨申上、御意有之、御手自御熨

斗被下、甲斐守御取合申上、退去。

一、右相濟御前へ御出被遊、御兩殿様御雜煮等上之、御盃事被遊候事。

付札

本文御前へ御出御盃事等被遊候儀、當時中將様御保養中被爲在候付、猶更御差略被遊、御

馬・御弓初も被爲濟候上御出之處に而、御兩殿様被爲兼、御手自御熨斗被進候筈之事。

一、御居間書院代、御規式中甲斐守・修理・若年寄御縁頼に伺公之事。

一、原佐左衛門御爲之間代において、手傳御用相勤候付拜領物被仰付候段、若年寄申渡、御

目錄御用人可相渡候事。

一、御馬場宜敷候段甲斐守等より勝千代様の申上候は、堂形御馬場の御出、御馬具所へ可被爲入候事。

一、甲斐守・修理并若年寄御馬場の罷出可申事。

一、御馬奉行并明石數右衛門罷出、御馬被爲召候節御繼數右衛門指上可申事。

一、右相濟御殿へ被爲入、御前へ御出被遊候付、中將様御手自御鬘斗被進、御頂戴之事。

一、御馬奉行丹羽八郎右衛門并明石數右衛門の、蕘之間代において、御乘馬初御用相勤候付拜領物被仰付候段若年寄申渡、御目錄御用人可相渡事。

但、御中間小頭以下の被下物之儀は御用人可申渡事。

一、御具足は干鯛一箱御添、於御次中村宗兵衛の御渡被進候事。

一、勝千代様の段々之御禮、伊藤平右衛門等内を以可被仰上候事。

一、年寄中等の於席、御兩殿様御兼合に而御吸物・御酒被下之。かよひ坊主之事。

一、御近習頭分以上并御用人、且又勝千代様御附頭分以上の、御次において御吸物・御酒可被下候事。

一、吉田才一郎・吉田權平・原佐左衛門へ、竹之御間御勝手御廊下之内御屏風圍に而御吸物御酒被下之、且又御射手裁許の茂、同所御屏風圍之内に而右同様被下候事。

一、御馬奉行并御馬役等、竹之御間御勝手御廊下之内御屏風圍に而、御吸物・御酒可被下候事。

但、右御祝都而御兩殿様御兼合に而被下候事。

以上

二 月

勝千代様御弓初并御乘馬初暨御具足御召初に付御部屋向御作法

一、御附之人々一統服紗小袖・布上下着用、五時前相揃可申事。

一、中將様より御弓矢等被進候御使若年寄、鬘斗目上下着用御使相勤可申旨、藤田平兵衛等へ申談。御品物は當時御相殿之御儀之間、御歩指添、竹之御間御勝手御廊下通において御附御歩の引渡、請取之、御次入口迄持參、中村宗兵衛等へ相達、御居間に飾置可申事。

但、御使之若年寄は、御相殿之御儀に付、常席に罷在御使相勤候趣、平兵衛等内の可申達候事。

一、勝千代様御鬘斗目御居間に御着座之上、藤田平兵衛等内御使誘引、御前へ罷出御口上申上、御目錄御直々御取御頂戴、御弓矢・御肴も御頂戴。畢而御請被仰上、御使退去之節中村宗兵衛等内誘引いたし、御居間書院代御奥書院前通り御縁類において、御鬘斗頂戴被仰付候段同人

等内演述、御三方坊主持出頂戴。畢而同人等内を以御禮申上候事。

一、右御使の從勝千代様御肴一折被下候事。

一、御馬被進候御使若年寄鬘斗目・布上下着用、藤田平兵衛等申談、宜時分御使相動可申候。誘引前條之通に而、右御使於御居間御前の罷出、御口上申上、御目錄御直に御取御頂戴被遊、御使退去。

但、御馬尺付等者、退去之上平兵衛等の相違候筈之事。

一、御馬御頂戴に付、御使若年寄奥之口御式臺の罷出、御馬兩疋共御馬奉行之内并明石數左衛門差添罷出在之。勝千代様右御式臺へ御出に付、御馬牽出、御使之若年寄致會釋、御馬奉行御纏上之、敷付の御出に而兩疋共御頂戴被遊、御入之事。

一、右之内甲斐守・修理儀御式臺に伺公之事。

一、御使重而御前へ被召出、御請被仰上、退去之節中村宗兵衛等内誘引、御居間書院代御奥書院前御縁頼通において、前條御使之通御鬘斗頂戴。畢而宗兵衛等内を以御禮申上候事。

一、右御使の從勝千代様御肴一折被下候事。

一、右被進候御馬之内に而御召初被遊候事。

一、御具足は於御次中村宗兵衛の御渡被進候事。

一、御附平士以下一統の茂、御兩殿様御兼合に而御吸物・御酒被下候事。

但、御附頭分以上之儀は御表御作法書に有之事。

以上

二月

〔横山氏日記〕

四月十八日

一、今日勝千代様御弓初・御乗初・御具足御召初御規式有之に付、御附甲斐守・修理・若老掃部・市三郎鬘斗目・上下に而、五時前より出席いたし、其外年寄中等者服紗袷・上下に而常刻出席之事。

但、若年寄兩人共御使有之付鬘斗目・上下之事。

〔温敬公記史料〕

文政四年四月十八日學射。吉田才一郎爲師範。後吉田權平爲師範。是日始乘馬。又撰甲。注曰。撰甲修式而已。至文政六年十月十二日初撰甲于江戸邸。有澤才右衛門相之。

四月廿二日。老馬賣買に關する取締方を令す。

文政六年十月十二日の十條参照

〔御郡典〕

老馬并病馬之儀は、他國に遣し候儀不相成。御領國中に而賣買之儀は不指支候得共、若他國に可遣哉与皮多共無覺東存、一圓に指押へ、馬主等及迷惑に候族有之躰に相聞得候。仍而以來御領國中に而も、他支配の老馬等賣渡候節は、他國に不指遣趣買人より一札を取、役所にて可指出候。先々奉行人手前に而縮方可申付候。右之通相極候上は、以後心違無之様相心得可申、彌他國に牽出候儀及見聞に候はゞ、尤指押、早速可及斷候。此段夫々可申渡置候、以上。

巳四月廿二日

有賀甚六郎

能州四郡十村中

四月廿五日。前田齊廣、齊泰より竹澤御殿内部の造營を繼續せんとの申出に同意を與ふ。

〔於江府御親翰帳之内書披〕

一筆致啓達候。就者今度竹澤御殿向御普請方被仰付候様被致度旨、從加賀守様被仰出候趣、委曲以御紙面御申越、御書出をも被遣之。則何も示談之上、御用番より中將様奉御聽候處、御許容被爲在候段、御用番より先便申進候通に候處、昨日拙者の別段以御親翰、加賀守様御孝養之程くれぐれ御喜悅至極に被思召、是等之趣御自分迄申達、加賀守様被申上候様被仰

文政二年六月五日の條  
参照

出候。依而御親翰之拜寫別紙進之候條、宜被達御聽候様に与存候。右申進度如此御座候、以上。

四月廿六日

前田土佐守

長 甲斐守様

御親翰拜寫

御住居表向間處いまだ不申付、時節柄に付先相止め候處、今般加賀守より達而申付候様申付越候。追々物入可有之儀、彼是氣之毒に存候へ共、加賀守よりも孝養之志に而申越候儀、無味にも難相成、及斷候はゞ加賀守にも甚志を屈し可申事に付、加賀守存寄之通可申付与存候。於此方も加賀守志大慶至極に而、保養之一助にも相成り、大悅不過之存候條、右悦び候段者、猶又御手前より甲斐守迄も吳々宜被申達、加賀守にも被申聞候様可被申達候。且又右之次第に付、彌可申付候條、甚氣之毒に存候段は、御手前より算用場奉行にも無急度可被申入置候。此段先申遣候、以上。

卯月廿五日

土 佐 守殿

四月。町會所より仕送を受くる諸士の文武稽古の爲にする場合に限り外

出するを許す。

〔雜事日記〕

町會所仕送り之人々文武稽古外出之儀、以來於學校師範人并押立稽古所相立致師範候者之方  
 〆罷越候分迄承届可申候。且稽古所相立候而も、名前等相知不申分は、頭々〆得与被相糺候  
 上承届、其餘は都而指留可申候。將又江戸等詰人留守近き若火事之節見廻人并代判人之儀、  
 仕送り人は指省可然候。此段諸頭〆寄々可被申談候事。

辛巳四月

四月。前田齊廣、與力番所より足輕番人の呼び方等に關して令す。

〔御親翰之寫〕

石川・河北等與力番所より足輕番人を呼候節呼方之儀に付懸合之趣令承知候。右者門番と呼  
 候も、番人与呼候も、下番与呼候茂、夫々階級茂無之事に候所、與力共よりは下番与呼申儀  
 を好み、足輕よりは下番与呼ばれ候事をきらひ申儀、畢竟双方にがさつ若輩之心底より、右  
 等之わらべ敷懸合も致出來候儀、皆以心得風俗不覺故に候。たとへ右様之儀下より申出し候  
 とも、其頭たるもの道を以念頃に申論し候はゞ、輕きものたりとも恥を知り申所へ自然に可  
 至事に候。元來右等之がさつ若輩之懸合起り候も、人情下り辭讓之心なく、敬の本意も取失

ひ候より起り申事に候。いはゆる恕の道にて我心を以人をおしはかり候得者、己がきらふ事  
 は人もきらふ物に候得者、與力共を外より見下し候得者、與力共甚きらひ可申事、其心を以  
 足輕共を察し候得者、足輕之心もおしはかられ申事に候間、其所を以、與力共よりも足輕を  
 叮嚀に取扱ひ候得者、おのづから足輕よりも與力を敬ひ候心は生じ申候道理に候。依之敬と  
 辭讓との二つを以、頭たる者申論し候はゞ、必人氣も宜押直り、自然与善道に志し候道理に  
 候。然るを頭たる其方共、下より申儘を同様に尤之様に存じ、年寄共〆相違候儀、先以不行  
 届事に候。右に申候處之道理を以、其方共より下〆〆念頃に申し論し、下〆より恥て申出候  
 事を指扣へ申様に相成候てこそ、其方共を申付置き候證も有之事に候所、諸共に下々より申  
 儘を尤と聞受け候儀は、其方共心底手薄に而恥辱之事に候。何れも不存哉、此所相考可申候。  
 右之序ゆゑ、過ぎ去り候事ながら申聞置候。先年寺社奉行と使番と、殿様の文字之儀に付掛  
 合有之。且又三の丸馬廻番所与與力番所与、令承知、致承知と申儀に付而懸合有之。近年ケ  
 様之若輩成る掛合折々有之、重き頭役等申付置候者共に者、別而不似合儀、甚なげかしき至  
 りに候。重き面々に如此童部敷心得有之候而者、下〆之論之方不行届事故、下〆の人氣恥を  
 知り道に志し申す道理は無之筈之事に候。尤當時之其方共には、ケ様之若輩成心得者有之間  
 敷候得共、近年之惡習俗にて、右之道理に心付き候面々も有之候而も、先多く之習俗に押さ



れ、ケ様に成行き候事与存候間、今般改め而風俗之儀申出候時節に付、ケ様之小事より相改め不申而者全行届不申故、以來心得之爲に申聞候間、向後者多分之習俗に従ひ不申、人々志次第其身之器量を相立可申候。公邊之御様子奉考候所、諸役人等ケ様之若輩成る儀は聊も無之事に候。畢竟右様之若輩成る心得は甚以恥敷事に候間、以來之所右に准じ候儀共者得与相心得、私之心なく公之心に相成候得者、ケ様之若輩成る所に心は留り不申ものに候。右等之趣得与相心得可申候。乍併何れも支配下の人は多き事、殊に數年來之習俗にて、下々迄右様之若輩がさつ之心底染込候事故、中々念頃に其方共申論し候とも、容易には中心會得も有之間敷候間、何分寄々理解を述相論し可申候。其上にも何分生質も正直に無之不致會得、彌増申張り候様成る人品も有之候は、名書を以頭々より可達聽候。此段も申聞置候。猶委細之儀は内膳等御申含置候條、人々此文意相分兼候儀も有之候は、内膳等へ相尋可申候。

## 〔御親翰之寫〕

別紙之趣者、今般石川・河北門與力番所より足輕番人を呼立候唱方之儀に付、寺社奉行并大組頭・持方頭より年寄共御相達候儀に付而、則寺社奉行・大組頭・持方頭近く呼び申論し候書面に而、一躰御者不相當事に候得共、惣じて近年ケ様之辯口無き若輩之懸合も折々有之。是等も近年之習俗に候故、一躰御被爲見置候得者、又何れも心得に相成候故爲見置候事に候。

將又右之序に付、幸兼々致歎息罷在候事共を左に申聞候。

一、當時之如く世風人情衰へ候根元を、乍不肖相考へ候處、治平久敷相續き候儀は、偏に東照宮御盛徳之御餘光に而、諸候を初下萬民迄安穩に罷在候儀、無此上難有き事に候。然所治平久敷相成候故、左様之處を奉存付候事も薄く、安穩之世に生れ、世祿之身分生ながら安樂に有之事故、上より下迄、萬事さのみ心力を不盡とも飢寒之憂に不至事故、只心ならず安逸に流れ、夫より不思奢侈に至り、奢侈よりして難澁に至り、難澁より不義不筋之人欲も致出來、追々年を積み如此世風に衰候て、萬事に勵み薄きより、次第に人才も出不申、經濟に心を留め申す人も少く成行き候事、試に以國家之憂不過之、なげかはしき事に候。今般五ヶ年省略之儀并風俗之儀申出候に付而も、上之難澁を察し驚き候人々者有之候得共、風俗之儀を致歎息候人々は薄き様に存候。難澁之儀も尤國家之強弱に拘り候事には候得共、此儀は飢寒之處に不至候得者、先其分に而、申さば二段之儀。此人情下たり衰候儀者、誠に憂是より大成るは無之事に候故、今般其所肝要主意に候間、此所何れも深く存付き、上之心配歎息を相察し、人々志を勵み可申事に候。

一、近頃諸頭・諸奉行・諸役人之躰を相考候處、何れも相應之面々不少候得共、中に者甚正理人情經濟に疎き人々も相見え、一圓理解之通じ兼候人々も有之、甚以歎息之至りに候。元來

頭役は不及申、諸奉行・諸役人は上、之耳目羽翼に候得者、夫々其器量を以其ヶ所に指置き、日夜心力を盡し、少も私之心なく相勵み候てさへ容易に不行届事は、和漢古今顯然たる事に候。然るを左様之心付もなく、常に古今盛衰之處は如何様之儀かとの穿鑿も無之、人道正理之事も相互に論合、心をみがき候志もなく、只偶然と今日安んじ罷在候人々多相成り、殊に以此方才徳も無く、國老之面々も器量も薄く候故、百官之撰方も年功順に流れ候故、先達而一統申渡候通之事に候。先頃以來平士役懸り之人々も追々近く呼び、役向之儀等相尋候處、相應之者も尤相見え候得共、中には相尋候品々是非之答もいたし兼候人品も又不少。畢竟頭々撰方常々等閑故と存候。畢竟ヶ様之理非之答もいたし兼候様成人々を撰出し候頭は、其身器量無之故に候。頭役に左様之人品を指置候儀、是全く此方之不明、且は國老共之穿鑿全く薄き故と誠に汗面之至りに候。何れにも頭たるものは勿論、諸奉行・諸役人は人物器量揃ひ不申而者、甚心配之至りに候間、何分にも頭々平士役相撰み候節、年功且仕來りに不拘、人才之致出來候様心力を盡し可申儀肝要之事に候。是迄之様子相考候處、頭々も組之人々遠々敷様子に而、得与人品も見届候程之儀は無之と相察し候。以後は何とか組之人々は相招き、咄之序に教諭有之、及問答、其人々之氣質器量を得与見届可申。且又俄に人才も出來不申ものに候間、組々子弟年若幼少之人々、追々右之主意を以用立候人々致出來候様可心懸候。且

別而大小將組は人撰を以申付候組故、別而頭役等彼の組より多く申付候事に候處、兎角大小將より申付候人々は一風童部敷風俗有之。此儀に付而者先頃別段小將頭に申出置候儀も有之に付、此所令文略候。右に申候通り、組之人々念頃に致教諭候とも、其頭其器量無之而者何之詮も無之事に候間、ヶ様之處何れもいかゞ存候哉。何れも之中には志有之人々は、兼而致歎息罷在儀共可有之候。此序に人々心底に有之儀無泥可申聞候。ヶ様に何れも近く呼尋候儀、人々申聞候所を以、此方之智も開け申す一助にも相成候事に候條、無言に而退き候而者其詮無之候間、人々器量次第可申聞候。將又右等之外にも可申聞候儀多端有之候得共、一時に者難申聞候間、時に臨み追々可申聞候。猶委細之儀は内膳等に申含置候間、彼等よりも承り理非之論可申述候。

## 〔御親翰之寫〕

何れも之内文才も有之、經濟に志有之面々は、別紙兩通之文意、試に婦人女子に之教諭之如く文盲成事共に而、却而致歎息候得共、中には甚疎き人々茂相見え候に付、如此相諭し申事に候。文才之志有之面々は、別紙兩通杯之儀は素より會得之事に而、教諭にも足らざる事共に候。依之別紙兩通之外にも、當時之濁世を引直し候便にも相成候儀心付之趣も有之候は、夫々志次第可申述候。

五月四日。前田齊廣の側室坂井氏を下宿せしむ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

五月四日勇姫様御生母坂井伊兵衛女御中崩るん、今般思召被爲在、金谷御廣式に被遣候旨一端被仰出候得共、相望不申体に被聞召候に付、御暇被下、御表小將澤田一郎右衛門妻に被下候。御充行も唯今迄通被下置、早速引越可申旨被仰出、俄に下宿。餘程混雜有之由なり。

五月十二日。馬廻頭笠間源太左衛門等戲場娼館を廢して風俗を肅正せんことを請ふ。議遂に行はれず。

〔金龍公記史料〕

五月十二日。馬廻頭笠間以信・堀善勝・大地文實連署建言。其略曰。閣下毎出令以移風易俗返古淳朴之域爲今日急務。而近者設亂風敗俗之戲場置娼館、是所期與所行相爲矛盾也。臣等以爲不廢此二者不能興士氣敦風俗也。書入。公召山崎範侃。與三人相問難。親聽其議。既而使以信等條陳救貧民使曠夫得伸其情之術。以信乃上陳曰。臣等以爲夫使人無怨曠之懷之道。必先杜絕私窩娼館。正國中風俗振起士氣。然後求其方法。自應有使人達其慾之道。然閣下聽臣

笠間源太左  
衛門  
堀孫左衛門  
大地縫殿左  
衛門

等之言。近者所設戲場娼館欲急一切罷之。方今町奉行所施設已至十之七八。則假令下其令有不得奉者。故爲今之計。先禁爲盛大之舉。以足使貧僕賤隸之徒達其慾爲定限而可也。如臣等所見。則先使四民專力其業以儉素爲本知游惰奢侈之害。如閣下積年所期一變風俗而後使怨曠之徒遂情慾之政可施也。若夫貧民救助之法既先世所置之悲田院而足矣。書入。由是戲場娼館不果罷。

五月十四日。前田齊泰金澤野町筋に行歩を行ふ。

〔諸事覺書〕

五月十四日

一、今日九半時之御供揃に而、勝千代様野町筋御行歩に御出、新町松任屋幸助方へ御立寄被遊候旨、御附頭より昨日及達候事。

五月十九日。遠田誠摩・堀孫左衛門等藩財政の收支に關する調査主任を命ぜらる。

〔横山氏日記〕

五月十九日

一、左之通表方に而申渡有之。

遠田 誠 摩

堀 孫左衛門

大地縫殿左衛門

山崎 頼 母

今般御取箇御符合之御詮議就被仰付候、各儀諸向御入用方取しらべ御用主付被仰付候。笠間源太左衛門・一木逸角儀茂右御用兼帶被仰付候條、申談可被相勤候。追而御前にも可被為召候事。

笠間源太左衛門

一木 逸 角

今般御取箇御符合之御詮議就被仰付候、各儀諸向御入用方取しらべ御用兼帶被仰付候。御算用場奉行主付被仰付候條、申談可被相勤候。追而御前にも茂可被為召候。且又源太左衛門方宗門奉行は御免被成候事。

五月廿一日。前田利命の十七回忌法會を寶圓寺に修す。

〔官私隨筆〕

當月就御法事、鳴物等遠慮、且又人持・頭分拜禮之儀別紙兩通之趣一統相觸候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候。將又小松御城番之儀御申談、一人罷出候様直に申遣候、以上。

五月六日

横山 求 馬

奥村伊豫守様

香隆院様十七回御忌御法事、當月廿一日於寶圓寺就御執行、御射手・御異風稽古并諸組弓・鐵炮稽古之儀、御法事前々日より御法事中相止可申事。

一、鷹野其外諸殺生、且又鳴物之儀、十九日より廿一日迄三日可有遠慮事。

一、普請作事之儀、十九日より廿一日迄指止可申事。

但、指急候普請等之儀は不及遠慮候。

右之通被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へも相違候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

五月六日

横山 求 馬

〔諸事覺書〕

五月廿一日  
 一、今日香隆院様十七回御忌御法事一朝之御執行有之。年寄中・御家老中・若年寄・御用番主附之外は、各六半時より御寺へ相詰候事。  
 但、格別之御省略に付詰人一統半袴着用。各より例之通今朝以使者御香奠献上之事。  
 一、今日御參詣無之、御名代土佐守、勝千代様御名代甲斐守儀相勤、續而御銘々様御代香、右相濟、年寄中等拜禮、八時前各退出之事。

五月廿七日。御扶持人十村等前田齊廣に謁し改作仕法に關する命を受く。

〔杉木氏御用方雜錄〕

是年文政四年辛巳五月十一日天正寺村十兵衛・沼保村次郎左衛門・山田村祐三郎出府之儀、改作所より申來、則同十八日迄に追々金城に參着。外御郡にも同様出府人有之。何れも被仰渡を相待居候處、同廿六日田井村次郎吉等拾貳人、明廿七日五つ時御算用御奉行大地縫殿左衛門殿宅にて御用有之旨、改作所申談に付一統罷出候處、大地殿御同役山崎頼母殿・堀孫左衛門殿、改作御奉行に而は小堀八十太夫殿・千羽彦太夫殿立會に而、右次郎吉等拾貳人在役之人与無役之者別に兩度に呼出有之。十村役風俗・改作御法之儀に付被仰出之趣御書立、御算用場御用番大地殿讀聞、相濟尙又今日御前の被爲召候間、正九つ時不遲一統御算用場の相揃可申、

天正寺村等  
 は越中國

着東はきそ  
 くと訓む

尤着東目立不申又不見苦様可心得旨、小堀殿・千羽殿重而申談に付、餘りあしからぬ染或は縮之帷子に、小倉又は葛布之袴着用罷出候所、刻限良有之、小堀殿・千羽殿且改作方御用番山森雄次郎殿・寺尾喜左衛門殿誘引に而各登城。河北御門御番所等小堀殿指引有之、二之御丸御式臺之横新口与申より上階、柳之御間御廊下之内双方に溜居候處、八つ時頃小堀殿・千羽殿より、今日御居間奥御舞臺御白洲に御召出し之筈に候得共、雨天も難計、御舞臺に被召出候間、其心得に罷在候様にと有之。時刻暫して小堀殿等四人又誘引に而、御次波之御間之奥御襖より御奥打過、御舞臺口鏡之御間續御廊下に溜り居候處、山森殿・寺尾殿は此處に居溜り、千羽殿先立に而、次郎吉等在役之七人御舞臺に被召出候。其節御橋掛口に而一寸黙禮、立ちながら腰をかゞめ御舞臺際へ進、夫より膝折、御舞臺先に御前近く一行に平伏。正面は御居間之由に而、御簾之内に御前御着座。其前の御廊下紅毛氈之上左右に銀之御香爐、御縁側之左席は御用部屋關屋中務殿・伊東平左衛門殿、右席は御算用場御奉行大地殿・山崎殿・堀殿着座。改作御奉行小堀殿は御舞臺之内ワキ柱之方に横向、千羽殿はシテ柱之方に横向に而、各次郎吉等七人之後へ左右斜めに着座也。于時伊東殿御親翰讀聞有之。尤御仕法追々可被仰出、御内密之儀に候間嚴重に心得可申旨。大地殿よりは御用之趣出情に相勤候様、且小堀殿よりは御請申上り。千羽殿よりは、御前近く被爲召御用被仰下候儀大切至極に候間、入情相

勤候様各申渡。相濟、末座より鏡之御間續御廊下へ退去、御舞臺へ出候初之とし。次に犬丸村與左衛門等無役之五人右同様。事終、次郎吉等一同柳之御間御廊下へ退息。尙於改作所御用有之旨千羽殿申談有之。各下城直に御算用場へ相揃、御居間迄被爲召難有段改作所迄御禮申述候。且又改作御奉行揃にて、十村役風俗・改作御法之儀に付尙更書立相渡、御仕法方追々千羽殿にて申談有之間、明日より三四人宛も代々罷出可申、尤御内密之儀に候間、此段心得候様申談。相濟、各退出候處、翌廿八日九つ時千羽殿一統御用之旨重而申談に付、罷出候處、御仕法方内しらべ之儀申談有之。翌廿九日より千羽殿・有賀甚六郎殿之兩宅へ寄合、六月八日頃迄に内しらべ一先相濟。其後も時々寄合候而御仕法被仰渡方荒々相決、御窺事相濟候躰に而、同廿八日表向御手開御仕法追々被仰渡有之候事。

〔十村役風俗之儀に付御内密被仰出之御書立等〕

文政四辛巳五月廿七日五つ時、於大地縫殿左衛門殿御屋敷、堀孫左衛門殿・山崎頼母殿御立會、遠田誠摩殿 小堀八十太夫殿 頭地御郡方 千羽彦太夫殿 御出席。田井村次郎吉等十二人兩度 御役引。御呼立、十村役風俗・改作之御法之儀に付被仰出之趣御書立、御用番大地殿御讀渡、御書立 別に寫尙又今日其方共御前近被爲召候間、正九つ時御算用場へ相揃可申、着東目立不申不見苦様可相心得旨被仰渡候。着東帷子 小くら袴下物なし。

右刻限八十太夫殿・彦太夫殿、改作所御用番山森雄次郎殿・寺尾喜左衛門殿登城御誘引。河北御門御番所八十太夫殿御指引、新口へ向、雄次郎殿・喜左衛門殿御付添、柳の御間御廊下双方に溜。八つ時彦太夫殿御出、今日御白砂を可被召出之處、雨天故御居間奥御舞臺へ御呼出に候間、其御心得可有之被仰渡。時刻暫有八十太夫殿等御四人亦御誘引、鳴指櫃中物等御 廊下溜に置。御次波の御間奥御襖此所間候得者足 輕横目御番。御奥深入、御舞臺口御廊下に溜。御算用場御奉行始 御一統無帶解。御橋懸り口御横目松尾治部殿着座。是より奥都而 御横目指引。彦太夫殿御先、次郎吉等七人御舞臺へ罷出、御橋懸り口に而默禮、御舞臺半に着座。夫より御舞臺先迄進む。進退都而八十太夫殿・彦太夫殿御指圖。御舞臺正面御居間御簾の内御前出御被爲成、御縁側紅毛氈、左右に御 香爐。左席御用部屋關屋中務殿・伊藤内膳殿着座、人見吉左衛門 殿御役引。右席大地殿・堀殿・山崎殿着座。御舞臺次郎吉等七人一行列座、ソキ柱の方横向八十太夫殿、シテ柱の方横向彦太夫殿。君臣座定、内膳殿御眞簡御讀上、大地殿御用之趣被仰渡、八十太夫殿高聲に御居間近被爲召候儀難有奉存候段御請被仰上。彦太夫殿今般御居間近被爲召候儀難有奉存、大切至極相勤可申旨被仰渡、末座より退出。次に犬丸村與右衛門等五人右同様。柳の御間御廊下に休息、御算用場へ退候様被仰渡、各下城。御改作所御一統御揃、次郎吉等十二人御呼出、尙更御書立御渡、追々御用有之候間、千羽殿御屋敷へ出可申、都而御隱密に候間、急度相心得候様被仰渡。御書立別 に寫。

〔十村役風俗之儀に付御内密被仰出之御書立等〕

十村役風俗之儀、前々數度御穿鑿茂有之候得共、立直不申に付、舊染御改之ため、去々年數人御答被仰付、當時一統恐入罷在躰に候得共、不年以前に立戻り可申に付、根元之所深く御僉議有之候處、畢竟改作御草創より年久鋪儀故、御趣意に戻り種々煩敷趣茂有之に付、無據風俗茂不宜處に押移、自然と不正之趣茂出來候儀と被思召候。十村役之者右之通に而者、第一百姓之ため惡鋪、隨而改作之御法往々可及違亂に付、今般右様之煩敷儀且無用之費を省、諸事易簡に取流、農方役人共農事勢子方・御收納差引方等萬事無泥事に被爲遊、百姓共安堵いたし農業相勵、改作之御法永久相遂候様被仰付度に付、思召之趣極御内密に而取調理方之儀實意を盡し、聊茂無私心得可申候。自然御趣意心得違いたし候歟、又は人々自由を構、異存之者於有之に者、嚴重御答可有之候間、謹而御趣意通得与會得可奉畏候。右之通可申渡旨被仰出候事。

辛巳 五月

〔十村役風俗之儀に付御内密被仰出之御書立等〕

十村役之儀者、第一御收納取立申役人故、手緩き治方に而者行届不申に付、強而詮議を加へ

申故、下々何廉不勝手なる扱方と而已相心得、勿論不正之取扱有之候得者、彌以不心服之筋申立候儀者當然之事に候。然處御收納にも不拘人々迄茂、一統押並而十村を惡鋪申成候。是偏に身分軽くして役重き故之事に候。先以十村之儀者、專農取治之ため被立置候役向に付、御收納方而已之勤に而、外御用に爲携候而者、農事差引難行届、暨其昔はむざと外御用相勤候得者、御答茂可被仰付程之儀之様子に而、改作方一途に爲相動來る所、其後外御用多、十村他役所に呼出、御用筋申渡候所に至候に付、無斷他役所に罷出候儀は不相成趣折々申渡置、改作方并人支配兩役所之外者、御郡方へ出役人之御用筋等茂手代等を以相辨來候處、次第に外御用繁多相成、手代共等差出候儀も時に寄彼是及遅々、手茂廻り兼候儀間々有之躰。於爰他手合より之見察に而者、十村役筋に誇り、身分進退に不預、彼向に者甚僉略に取扱、多分心得方等閑之様に誹謗を請申儀と相聞。將又農事穿鑿方は、時勢人勢相替、奉行示方茂不行届、隨而十村茂表向而已を相飾、田畑勢子方は自然と等閑に相成、別近來之模様動向柔弱至極に相成、指懸候儀迄取計、諸向より惡鋪申立候事を相厭、無用之心配追從を以何歟煩敷費用も有之躰に候。且又十村相勤候得者、代官口米暨鎌手米、其外配下より野菜類に而も貰請、人夫等も遣易、都而辨利之形。加之御收納詰暨村々上納等之節、百姓調達銀口入、或は奥書等を以銀米多取扱、多端至極之業に付、其所に者潤澤も有之様に他より相察、奸利之者共を

悉く惡敷申立、奸計を相働、改方等々様々申込いたし、元より一々實事と者難聞請品に而も、前段之通十村取扱之筋多端至極之事故、其内に者疑鋪相聞候儀も出來、假令其事に當り候而者急度申譯相立候儀に而も、畢竟身分輕き者故、第一穩便を相好候弊より、萬端泥深相成、種々輕薄之譯煩敷儀不少躰。右銀米才覺等に付而は、手代等も人多に召仕、自ら人々暮方も僭上に相成、彼是雜費多、夫故十村役之者多半勝手向不如意に相成、中には不正之所業を成候者も出來、正路之者も其爲に疑を蒙、彼是以相混甚敷ケ敷儀、誠役業茂遂兼候程之儀に候。此類は御國に茂不限、他國にも有之に付、既に公邊にも大庄屋差止め、其外私領に於ても其類多く候躰。皆以其人之科に而も、根元不容易役筋より、時勢に依而如此之場に至、身分身に於而も後來不全動向、其内に者種々難事出來、品により下々入組取扱に付而は、役筋十村申譯難相立場に至候儀茂可有之哉に候。十村役手前如此に而は、第一百姓共爲惡敷、畢竟改作御法及違亂可申儀。仍而何分御收納取治方にも不指障、何茂身分々々之儀過無之、末々迄致安堵、差引之役人も無用之心配を省、諸事無泥易簡に相辨、改作之御法永久相遂候仕法可有之事に候。此儀に付、今般拙者共御内々取調理被仰出之趣有之儀、其方共御茂被仰波有之通に候。依而右之趣意能々可致會得、追々遂内詮議候趣共可有之候條、心付之品等實意を以無泥可申出候事。

辛巳五月

五月。江戸に於いて諸向役人の町人より贈物を受くべからざること等を令す。

〔典制彙纂〕

御横目

御當地御用聞町人共、是迄都而其役先之人々、并足輕・小者小屋々々へ罷越、別而御算用者小屋々々へ罷越候躰被聞召候。右に付而者不正之儀も種々有之候間、以來用事之外猥に不罷越様、享和三年申渡置候所、其後相弛、且惣而役先之人々へ、折々は贈物等もいたし候様子相聞え候。向後堅可爲無用段、町人共御申渡候。役先町人より音物致受納候儀者、先以有之間敷事に候。御家中之人々急度可有其心得候事。

一、諸向御道具早々新出來・御修覆之節、職人等其先々へ直に呼寄候儀無之様、文政四年諸役人御申渡候所、近年違失有之向々も有之体に候。以來心得違無之様可相心得候。若御好等之品、向々より職人御直に不申談而者差支之筋有之節者、其段御省略方頭御相達、指圖を請可申候。

一、御修覆物等買手方へ指出候節、是迄御省略方裏印等之指紙而相添指出候得共、以來右指



紙面相止、御道具等員數紙面に調相添、先々より直に會所へ指出、出來之上も買手方より案内次第請取人指出可申候。御買上物等御用に付而も、町人共其先々の罷越不申様、會所奉行にも申渡候。

右之趣一統可被相觸候事。

五月

六月三日。前田齊泰學校に臨む。

〔横山氏日記〕

六月三日

- 一、勝千代様九半時過學校の御出、七半時御戻り之事。
- 一、於兩學校稽古御覽順左之通之事。
- 一、御門より直に射場の御出、吉田才一郎方的御覽被遊。相濟、御馬場通學校御玄關より御上り被遊、講釋御聽聞。夫より武學校の被爲入、高本庄兵衛方鎗術、高柳清馬方鎌玉術、佐野茂兵衛等乘馬御覽被遊候事。

六月九日。老臣横山求馬等に命じ、寛文以降の令にして後世の法と爲す

べきものを輯集せしむ。

〔金龍公記史料〕

六月九日。命老臣横山隆章・奥村直從・村井長道。輯録寛文以後改令可爲後世法。

六月十四日。前田左衛門曩に藩侯名代として瑞龍寺參詣を命ぜられ、尋いで之を辭したるを以て減知逼塞を命ぜらる。

〔横山氏日記〕

六月十四日

土佐守殿の

前田左衛門

右左衛門儀、前月廿日高岡瑞龍寺の御名代相勤候に付、御香茂請取置候處、勝手難澁至極之旨に而、地廻會所銀借用願出候得共、前々例茂無之儀故不承届候處、用意方一圓不致出來旨に而、指掛り及御斷候。右御用は日數相掛り候儀に而も無之、從者減少等も不苦儀、其上前田姓に付重き御名代之儀に候得ば、幾重にも致勘辨、先相勤可申處、右族は役儀被仰付置候詮茂無之、不覺悟千萬之儀に候。其外彼是不應思召儀ども有之に付、役儀被指除、本高千

文政七年十月十六日の條參照

横山隆章は求馬・奥村直從・内膳の誤、村井長道は初負

五百石之内五百石御減少、知行高千石に被仰付、仙石内匠等並に被仰付、逼塞被仰付候旨被仰出候條、此段可有御申渡候事。

六月

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

五月二十日前田左衛門直與高岡瑞龍寺御名代被仰付、御香木も請取候上勝手難澁之旨申立及御斷。然處前田姓にて重き御名代、幾重にも可相勤處、役儀被仰付置候詮も無之、其外不應思召儀も有之に付、役儀被指除本高千五百石之内五百石減知、逼塞被仰付、末席に御指加有之なり。

六月十七日。御算用場奉行の産物方御用を免じ年寄村井又兵衛をして直轄せしむ。

〔横山氏日記〕

六月十七日

一、左之通今日産物方又兵衛殿申渡有之候事。

御算用場奉行に

産物方御用各兼帯被仰付置候得共、御免被成、以來拙者直に取捌候様被仰出候事。

村井又兵衛  
長世

六月十七日

進士源兵衛・竹田彦六郎に

山本彦右衛門

右産物方御用歸役被仰付、定檢地奉行は御免被成候條、可被申渡候事。

一、右之趣に付御算用場并二、御丸産物方役所被指止、越後屋敷之内産物方役所相建、山本彦右衛門等罷出候様申渡有之由之事。

〔國事雜抄〕

産物方御用、是迄御算用場奉行兼帯相勤候處、今般右御用御免被成候に付、以來拙者直に取捌候條、其心得を以願書等拙者名前を以被指出、且又右しらべ方、以後於越後屋敷爲取捌候之條、爲承知申達候、以上。

巳六月十九日

遠所奉行連名殿

村井又兵衛

六月十九日。定番御歩の人数増加したるを以て今後の召仕方に関して議す。

〔諸事覺書〕

六月十九日

六二

一、左之覺書今日御用番助甲斐守主附藏人の演述。  
定番御歩次第人多に相成候付、被召仕方之儀被仰出之趣有之、僉議之趣奉伺候處左之通被仰出。

一、六組御歩御人不足之節、定番御歩之内恰好相應之者六組御歩に可被仰付候。右者當人之望不望に不拘、相應之者は御上より可被仰付候事。

付札

本文之趣に被仰付候時は、六組御歩は御定之寸并恰好宜者、水練も相嗜不申而相成不申、寸不足之者は軍螺も相嗜候者は迄被召抱候。依而定番御歩より六組に被仰付候時は、前段之藝等之處御檢無御座、寸不足候而も被仰付候儀に相成候は、指支申間敷候。

一、享保十六年御目見不仕者共之列をも御僉議之節、御鷹師・御歩・御算用者之儀は同列之旨被仰出有之候。依之御算用者は人不足之節も、定番御歩之内書算相心得候者御算用場御用被仰付、御算用者同事爲相動候筈に候。自然組劣之御用被仰付候之様に相心得候而は、心服宜ケ間敷候間、先年同列被仰付置候趣を以申渡、御算用場奉行へも可申渡、此段は爲御承知申達候事。

一、定番御歩より六組御歩被仰付候得者、御充行も御引足被下候故、相望申筈に候得共、六組御歩之者は病死跡せがれ等御歩御人不足に而御撰之節、恰好等により被召抱候事故、數年無祿に罷在候者も有之躰。定番御歩は御人足与申事も無之故に候哉、爲名跡被召抱、家藝等申立も不及、數年無祿に罷在候事も無之故、世祿同様に相心得、外を相望不申哉も相聞候。ケ様之處も以後被仰付方僉議候事。

付札

本文以後被仰付方之儀僉議仕候處、定番御歩之内相應之者六組御歩に被指加、其者病死仕候は、跡はやはり定番御歩に被召抱、六組の方へ繰々に被指加候は、可然哉候事。

一、是迄足輕小頭等格別勤功之者御取立之節、先は定番御歩被仰付候得共、是以後格別之勤功に而御取立之者有之候は、御歩並之者之次列に可被仰付候。定番御歩之跡被召抱候者も、御歩並之次列に被仰付候は、可宜哉之事。

付札

本文足輕小頭等勤功之者御取立候者、以後御歩並之者次列に被仰付候儀御僉議次第に候。定番御歩之跡被召抱候者も御歩並之次列に被仰付候は、定番御歩と申名目無之様に相成可申候。且定番御歩を御歩並之次列に相成候は、只今迄より組列も下り、不心服之處へ

至可申候。猶更御會議之事。

右之趣各へも可申談旨被仰出候條、御會議之品有之候分は猶更可有御申聞候事。

巳 六 月

六月廿四日。諸士の收納米賣拂方に就いて注意を與ふ。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通、定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

六月廿四日

前田 土佐守

奥村伊豫守殿

定番頭

別紙寫之通被得其意、組・支配之人々へ被申渡、組等之内裁許有之面々は、其支配へも相達候様可被申聞候事。

右之通一統可被申談候事。

六 月

近年收納拂米切手に算用違之人々有之、收納高に過候拂米仕置、渡り方指支、或は銀子調達の方へ右切手質入に相成居申分、數年譯立不申、先々數度及催促候而も埒明不申時は、私共

へ及斷候付、爲賣拂買留人より藏宿へ請取に向ひ候而も、在米無之由に而相渡不申故、私共より毎度及懸合候而も、爾々譯立兼申分多く御座候付、近頃は銀主共相泥み、慥成切手に而も容易に調達方出來不申、甚融通之支に相成申候。元來人々收納高は失念も有間敷品に付、稀に不斗算違仕儀有之候共、連年算違など、申儀は有間敷筈と奉存候間、以後拂米之節入念相しらべ、算違無之様仕度奉存候。

一、拂米藏縮有之分は、解き之譯立置可申處、近年御召米切手を初、春中にも譯立不申分有之、出船升廻に指支、其外用米并旅人買米船積にも差支、甚及難儀候付、買人相泥み、一統拂米之障に相成申候間、以後其心得有之様仕度奉存候。

一、收納米拂申節、代銀全く請取不申以前、中買任申分切手相渡遣、右中買出奔等仕候節、私共へ及斷候人々御座候得共、皆代銀請取不申而は、切手相渡申間敷筈に付、難及貪着段申達候而も、何廉申聞候人々も有之、米方格合にも障申候間、以後皆代銀受取不申以前、切手相渡不申様仕度奉存候。

一、米中買等へ銀子調達候引當に相渡置候切手、或は中買等之手廻し貸渡置候切手、先々に而賣拂出奔等仕候節、引當切手又は貸渡置候切手と申立、爾々譯立不申人々も御座候。都而拂切手指出申節、故障有之候得者相辨申覺悟無之而は差出申間敷處、引當切手杯と別物に心

得、通用不仕切手に候へば、調達之引當にも相成不申、買人之泥みに相成、畢竟融通之妨にも相成申候間、以後其心得有之候様仕度奉存候。

一、遠所米飯米不足の方へ引米いたし候節は、切手藏宿へ指遣引寄申儀に御座候處、中には引米切手に而批屋等へ賣拂申人々も有之。若故障有之候而も、中買奥書も無之品々に而、不縮に御座候間、以來引米切手賣拂不申様仕度奉存候。

一、米中買共取次切手に、在米高之無構、數通不致奥書様嚴重可申渡旨、去寅の年被仰渡一統申渡置。元來取次不致切手に奥書は不仕筈に候へども、給人より切手相渡、集所場印請可指越、其儀難成候は、銀子貸吳候様にと申懸、調達仕兼候節は無是非致奥書、場印請遣候族も有之躰に而、御締方立兼申候間、加様之儀無之様仕度奉存候。尤中買共へも、猶更改而此度嚴重申渡置候。

右之趣ども前々より之儀に而、今更相改め候仕法には無御座候得共、米方不案内故、人々心得違も出來申躰に御座候間、以後右之通心得違無之様仕度、追付半納之時節に相成候間、一統へ被仰渡置候様仕度奉存候、以上。

巳 六 月

山崎 頼母  
高 島 木工

前田土佐守様

六月廿四日。越中高岡の城下大に焼亡す。

〔又新齋日録〕

一、文政四年六月二十四日晝九つ時頃、檜物屋町四十物師立野屋善四郎・安川屋太兵衛兩人之間より燃出候處、其節西風烈敷、往來笠も難用程吹立候而、煙咽々入口口茂不明。火勢盛にして難消留、東々指而焼行候處、其火の粉四方に飛散候哉、河原町邊焼候砌には、源平、板屋町・小馬出町・坂の下も同時に焼行、御城にも火移、御長屋燃上候得共、寄人多、大勢打寄消留候處、何時之間に歟早其上御門に移り、御門一時に焼失、其火御長屋移候砌に者、中川村・野村にも火移、焼失家も有之砌又間之風に吹替り、火先西になびき、夫より御城御長屋不殘燒、御米藏・御塩藏にも火移、夫より本町通燒通、白銀町邊迄燒拔候節、又西風に移、夫より風に隨而高岡中燒通、夜中五つ時頃に至、風靜り候に隨ひ火勢も所々同時に鎮り候由也。都而四時半計之間に、横七・八町計に長十八町程之家屋一塵の灰と成候事、此日いか成凶日に而如此天災有之哉可憐事。如此之急火に付而は、諸道具等勿論、土藏迄も焼失も又夥敷事也。

一、右出火に而火勢強、急に火鎮り候体無之旨、同日八半時頃早飛脚を以、町役人より町奉

行半田左門迄申越候。飛脚夜中五つ半時頃左門宅に告來候付、即刻乘馬に飼料させ、自分火事裝束に而、同役大橋作之進に申遣。如此之譯に而只今致出馬候。右告來趣、并兵糧之手當先千石之事、御用番并御算用場奉行中にも可相達、且自分頭にも達方之儀申送。其身一人竹橋迄馬上に駈付、夫より馬捕与自分兩人に而坂之上口を牽、坂を越、息合之藥赤龍丹を用水を爲吞、馬杓も自分之腰にさし、夫より馬上に而明方高岡迄乗付候處、馬殊之外疲候付、橋田町へ捨言葉を以、馬之儀何茂宜敷頼入候由申入置、自分一人に而東西に馳廻り候へども、役人一人も不見受。彼是巡見之所、其内役人を見付候而様子承り候處、御貸家も焼、町會所も焼候様子に付、妻子之片付承り候間も無之内、御城之儀無心許罷越候處、其砌は御長屋焼残り之火御林松に移候付、致指圖三本爲伐倒候。夫より焼跡火氣も鎮り、焼死之骸を見申處、痛々敷事悲之涙難忍、不斗道路に座し、支配之者非業之死を致歎息。其後心を鎮罷立致見分候處、家を燒道路に叫、親は子を尋子は親を尋、一類互に顔を見合共に悲。且兵糧に事を欠候体を見受、先兵糧手當千石之事を申渡候付、少は人心落付候体を見受、夫より役所を一向宗超願寺に立候而、日々御用取捌候由、左門申聞候事。

一、御米二十五石餘、御塩一萬二千俵斗焼立相成候事。

一、火勢盛之節焼死人多有之儀者、初之火勢強、飛散候火之粉風下所々に燃付候節、手早逃

延候者は命助り逃去候へ共、後れ候者は前後之煙に逃道を失ひ、無是非死亡に到り候由也。死人多き内に、七十有餘之女火を遁れ度、苦之餘りに木に登り候處、其木燃折焼死するも有。或は池に入死するもあり。子供を兩手に抱へ死するも有。半田跡見分之節、焼死之死骸を娘体之者懐付泣悲む体を見て、其身も其所に座し落涙之由承申候事。

- 一、三十一町 町數
- 一、二軒 火元
- 一、二千二百六十九軒 類焼家
- 内十八ヶ寺 寺庵 八十六 土藏。
- 一、六軒 潰家
- 一、三十一人 焼死人
- 外男二人 無宿者
- 女一人 右同斷
- 又男一人 袋町正覺寺
- 〆三十五人

右火事之内、片原町廣就寺与申寺庵一ヶ所焼残り候由之事。

右村井又兵衛殿焼跡御見分等之爲御越被成、執筆木村彌十郎も罷越、彌十郎半田より承候趣  
調置候を、借用記之。

〔横山氏日記〕

六月廿五日 天氣吉、少々曇、風立

一、昨廿四日晝九半時頃高岡町出火、今晚六時頃火鎮り候由。焼失家等大概左之通之由に候  
事。

- 一、二千二百七十軒 類焼家
- 一、四十八軒 潰家
- 一、六軒 損家
- 一、八十五 土藏
- 一、二百九十八 納屋
- 一、三十四ヶ寺 寺
- 一、四ヶ所 町藏
- 一、二筋 御藏
- 一、一筋 御塩藏

町奉行御貸小屋

- 一、二軒
- 一、町會所 焼失
- 一、十八軒 湊分村三ヶ村
- 一、三十四人許 焼死人

六月廿八日。御郡奉行をして改作奉行を兼帶せしめ、十村の百姓を支配  
することを止む。

〔横山氏日記〕

六月廿八日

一、今般御郡方御仕法御改被仰付、十村裁許被指除、御郡奉行直支配被仰付候段等、今日表  
方に而、於瀧之間、年寄中・御家老中列座、御郡奉行等々申渡有之候事。

〔官私隨筆〕

今般御郡方御仕法御改被仰付候付、十村裁許被指除、御郡奉行直支配被仰付候。依之諸向よ  
り懸合候儀、都而御郡奉行へ可申達候。御郡において出役所相建、主付奉行致出役御用取捌、  
且御郡根役所之儀は、是迄之通御算用場内に相建、三州御郡支配方・改作方諸事御用向、御郡  
奉行一統打込相勤候條、諸向懸合之内是迄と致相違候品は、其先々より右根役所示合、御用

本年六月の  
條参照

不指支様相辨可申候。此度御仕法手初之儀に付、諸事致習熟候迄、不辨之筋多可有之候へども、諸手合共仕來に不拘、全く御仕法通り相整候儀專要に相心得可申候事。  
一、右御仕法就被仰付候、是迄之御郡奉行・改作奉行、都而御郡奉行に被仰付、改作方兼帶被仰付候。三州御郡支配方并御收納方、右奉行相勤候へども、追々御仕法相整候迄は、前々兩役に預り候先是迄之振を以、先々可及懸合候事。  
右之通可被申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。  
右之趣可被得其意候、以上。

六月二十八日

前田土佐守

〔諸事要用雜記〕

六月廿八日

小堀八十太夫  
千羽彦太夫  
廣瀬欣左衛門  
有賀甚六郎

溝口舍人

金谷佐太夫

改作御法微妙院様御草創以來、百數十年を經、時勢も移替、古今之たがひ有之に付、此度御修補被仰付、御領國中百姓支配并御收納取納方之儀、十村役取差止、御郡奉行・改作奉行打込、百姓直支配被仰付候。依而是以後役名、御郡奉行改作方兼帶与御改、各儀は棟取被仰付候條、御算用場において根役所相勤、諸事可被申談候。淺加伊織等は一郡兩人充繰々主付、石川・河北兩御郡之外、一郡一ヶ所充出役所相建、一人充交代相詰、尤詰番之外は根役所に罷出可申候。且又百姓分代官之儀も引揚、各取捌可被仰付候。其外諸事、先達而御内々御僉議被仰付候通被相心得、猶更御算用場奉行被示談、御趣意通全相整候様、精誠可被心懸候事。

辛巳六月

〔御改作御修補被仰付一卷〕

六月廿八日

左之御定書瀧之間において年寄中・御家老中列座、御郡奉行へ月番被渡之。  
一、御郡奉行・改作奉行兩役打込、今般百姓直支配就被仰付候、役名は夫々相改候得共、本文御定之御趣意彌相違有間敷候。



一、今般被仰付候御仕法暨以來之儀、都而御任被成候條、役先諸役人末々迄、對棟取等實意を以存寄申達候儀者勿論に候。他意を以無謂異存有之指障候族は、速に可相達御聽候。

一、御收納方之儀は勿論、百姓跡式并金銀差引方等、都而人支配にあづかり候百姓申分出入之儀、外手筋より一切爲致手指申問敷候。

一、今般御仕法に付、諸郡とも出役所之儀は、是迄十村支配方を引□取捌被仰付候御趣意に付、出役所詰奉行之儀、棟取役たり共都而一存を以取捌申問敷候。就中御收納方之儀、細事たり共御物成の響候品々は、御算用場於根役所示談之上相決可申候。百姓風俗之儀、田畠勢子方專要相心得可申事。

右被仰出候趣相違有問敷者也。

辛巳六月

- 前田土佐守
- 前田權佐
- 前田内記
- 前田修理
- 前田中務
- 前田織江

- 横山藏人
- 今枝民部
- 村井初負
- 奥村内膳
- 横山求馬
- 村井又兵衛
- 前田伊勢守
- 長 甲斐守 各判

御郡奉行中

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

六月二十八日御郡所御仕法御改正、加越能共所々出役所被仰付、御郡奉行數十人被仰付、二ヶ月廻り交代被仰付。唯今迄は加州に兩人、能州に兩人、新川は岩瀬に兩人、礪波・射水は小杉に兩人、何茂家引越、以上御郡奉行八人之定役なり。此頃追々被仰付、都合三十人計被仰付なり。

六月廿九日。馬市に牽出す駒の飼料代給與の法を改む。

〔留帳抜書〕

馬市に牽出候駒之内、博勞共下買有之分は、賣殘候共於市場商有之候趣に手を打引渡可申定之所、當年能・越二歳駒多く賣殘候に付、御馬奉行手合に而聞調理有之候處、多分下買も有之躰に候得共、博勞共之内心得方惡敷者も有之候哉、商方不進に相聞え候由。右之通成行候而は、往々御仕法之障りに相成、不埒之趣に候。依而遂詮議、實に下買有之分は飼料代相渡申間敷筈に候得共、詮議之趣有之、今度は態と不及其儀、飼料代も全く可相渡候。併當年二歳駒賣殘候分都合四十九疋有之、市場運上に引合候而は飼料代も過分之御渡方に相成、以後右之趣に而は不埒之族も可致出來儀に付、來年より仕法相改、飼料代之儀は相渡申間敷候。乍去駒主自身牽登り、實に下買も無之、無據迷惑に相聞え候分は、其時宜により遂詮議申渡筋も可有之候之條、兼而此段相心得置可申候事。右之趣得其意夫々可申渡候、以上。

巳六月廿九日

水越縫殿太郎

有賀甚六郎

能州四郡十村中

六月。從來の御扶持人十村及び十村を惣年寄及び年寄並と改稱し、その

組を有するものは當分舊の如く事務を執らしむ。

〔内密僉議留〕

口達之覺

今般御郡方御仕法に付、是迄之御扶持人・十村等、惣年寄役等に被仰付候得共、組持之人々者、當分是迄之振を以御用相勤可申候事。

六月

七月朔日。惣年寄・年寄並の待遇を從前の御扶持人十村・十村よりも稍優等ならしむ。

〔内密僉議留〕

七月朔日

一、左之通御用番甲斐守殿より、小堀八十太夫御渡被成候事。今般被仰付候御郡惣年寄并年寄並之者之儀、是迄御郡奉行・改作奉行より十村共の會釋与は少し品能様にいたし、程能可取扱旨御尊に候。依之與力・御歩等には、下足いたし候にも及間敷候條、以來之儀其心得有之、就而者・猶更諸事無禮緩怠之儀無之様、惣年寄等の嚴重可

惣年寄役等  
は惣年寄及  
び年寄並の  
意

被申渡候事。

七月二日。惣年寄に勤役中苗字を用ふるを得しむ。

〔内密僉議留〕

今般御郡方御仕法に付、是迄十村役の内より惣年寄役並年寄並被仰付、惣年寄役之分者、以後役中苗字相名乗候間、此段御算用場内諸役所へ被仰談成候様仕度候、以上。

七月二日

廣瀬欣左衛門

有賀甚六郎

御算用場

七月三日。前田利常夫人天徳院の二百回忌法會を天徳院に執行す。

〔横山氏日記〕

七月三日

一、今日於天徳院、天徳院様二百回御忌御法事御執行に付、御用番助頼負、御家老方主付内記、若老市三郎之外、何茂御寺詰に罷越候事。

〔諸事覺書〕

七月三日

一、今日天徳院様二百回御忌御法事御執行に付、年寄中御用番并御家老方等主附之外、六時頃より天徳院に相詰。

一、九時過御法事相済、中將様御名代之御焼香求馬、勝千代様御名代之御焼香甲斐守相勤。畢而直姫様初方々様・貞琳院様御代拜、御廣式頭代々勤之。御香焚御済、御代香は無之。夫々相済、年寄中等拜禮有之事。

七月八日。二ノ丸殿内に御符合役所を設け藩財政の收支均衡を議せしむることを告ぐ。

〔官私隨筆〕

別紙之通諸役人へ申渡候付、爲御承知進之候、以上。

七月八日

村井又兵衛

奥村伊豫守殿

御勝手向御難澁に而、江戸・大坂等御借財莫大至極之儀は、去年八月御用番より一統に申談、何も承知之通に候。根元御取箇与定式御入用御符合無之故、如此被爲至御難澁に付、御符合之御僉議可被仰付候間、諸向共御仕法立替候而成共、何分御符合之筋相立候様可遂詮議旨被仰出候。依而於虎御間御符合方役所相立、奇日に御算用場奉行并笠間源太左衛門・一木逸角

致出座候間、諸奉行・諸役人等右役所へ罷出委曲承、其役向暨役所々々等之儀、心付候趣申合、御地盤出入御符合相整候様、何も精誠を盡し可申出候。假令未熟之儀に而も、存付候趣無泥申出可遂熟談候。拙者儀も折々致出席可承候事。  
右之趣格別御趣意被仰出候付申談候條、可被得其意候事。

辛巳 七月

七月八日。鞍を製するに適當なる堅木を有するものに届出を命ず。

〔御郡方御仕法一件〕

桑 柘 つげ 楓 樫 櫻 いつ木 はなの木 いた木 やどめ ゑんぢう はん木 木  
わた 楓

御領國中町・在に有之候堅木、并所持之木之内に而も右堅木之類之内曲木有之候はゞ、鞍木御用に相立申度候間、自分勝手に伐取不申、御鞍方役人見分申度候間、御厩に其手前々々より案内におよび候様、御算用場并町御奉行中被仰渡御座候様仕度奉存候、以上。

四月二十一日

神尾昌左衛門  
丹羽八郎左衛門

伊藤平左衛門様

關屋中務様

人見吉左衛門様

右寫之趣御奉行より御次に相達、伊藤平左衛門等より當場に指出候に付、相越之候條、夫々可被申渡候、以上。

七月八日

御算用場

御郡奉行中

七月十一日。犀川・淺野川の川除工事を荒廢せしむるなかるべきを告ぐ。

〔官私隨筆〕

七月十一日

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

七月十一日

長 甲斐守

奥村伊豫守様

定番頭

犀川・淺野川々除御普請有之場所へ、殺生人并水游人等罷越、竹籠等踏あらし、不時成損所出來に付、前々より一統申渡候へ共、今以猥之儀有之躰に候。近年川除御普請手厚に被仰付

置候處、其詮無之に付、以來盜賊改方廻之者へ見各方兼帶申渡、若身柄之人々たり共、時宜に寄名前等承糺、輕き者は當座に召捕候様可申渡旨、宮崎信次郎申渡候條、向後心得違無之様急度相心得可申候。

右之通可被得其意候事。尤家來末々迄不相洩様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

七月

七月十三日。金澤及び石川・河北二郡内に於いて金澤製以外の蠟燭を賣捌くべからざることを告ぐ。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

七月十三日

長 甲斐守

奥村伊豫守殿

定番頭宛

當町蠟燭座に而出來之蠟燭、御城下并石川・河北兩御郡へ賣捌申極に而、往古より過分運上銀指上來。依而他國遠所蠟燭は入不申筈に付、町方へは前々町奉行より申渡有之候へども、

一統へ申渡無之故、侍中寺庵へは勝手に遠所蠟燭取寄申躰に而、當町・在蠟燭賣捌薄く不引合故、自ら蠟燭出來不宜所へ至り、彌増遠所蠟燭入込申様子に付、近年出來方入念に申渡置、猶更一兩年蠟直段下直相成申候故、今般右奉行手前重々遂僉議、直段引下げ爲賣出候間、以來遠所等より蠟燭堅く取寄不申様、一統申渡有之様致度旨、右奉行申聞候條、被得其意、組・支配之人々へ  
右之趣一統可被申談候事。

七月

七月十八日。越中高岡火災後の人氣鎮靜を謀る爲年寄村井又兵衛を派す。

〔諸事覺書〕

七月十五日

一、今度高岡表町燒失に付、爲巡見又兵衛罷越候様被仰出候段、同人演述。

七月十八日

一、又兵衛儀今曉高岡發足。

〔横山氏日記〕

七月十九日

前書と日附  
を異にす

一、今度高岡火災後未人氣茂落付不申躰に付、年寄中之中可被遣思召に候。産物方成立之儀茂有之に付、旁乍大儀又兵衛儀罷越、萬事宜取計旨、當十六日伊藤平右衛門・關屋中務を以被仰出候由に候。依之又兵衛儀今曉發足被罷越候事。

七月廿二日。御郡方に出役する者の止宿に關する件を告ぐ。

〔官私隨筆〕

別紙之通一統相觸候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

七月廿二日

就御用御郡方へ出役之人々、百姓方止宿之分、道程一里内外に十村罷在候ヶ所は、右十村方に可致止宿旨等、去々年一統申渡、則其趣に相成來候へども、今度御仕法に而十村被指止候付、以來止宿方之儀先年之通心得可申候。尤止宿之節所方雜費相懸り不申様、去々年一統へ申渡置候通可相心得候。

右之通被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

七月廿二日

長 甲斐守

文政二年閏四月四日の條参照

七月廿六日。越中城端の西村太冲天文学に通ずるを以て御醫師格に召出さる。

〔横山氏日記〕

七月廿六日

一、左之通今日表方に而申渡有之候事。

一、十五人扶持

西村 太冲

太冲儀、天文学等宜由に付、御醫者格に被召出、如斯御扶持被下之、青山將監等支配被仰付。

〔諸事留牒〕

一、城端町醫者西村太冲儀、天文学宜に付、十五人扶持被召出、御醫者格被仰付、寺社奉行支配被仰付候事。

七月廿八日。幕府より綿羊を拜領す。

〔金龍公記史料〕

七月廿八日幕府允請賜綿羊牝牡各二。以欲試製毛織物也。文政四年綿羊拜領書類。

加賀藩史料 第十三編 文政四年

太冲に作るものは非なるべし

〔江戸狀留書拔〕

文政四年八月 御在國

一、今般綿羊牝二疋・牡二疋御拜領に付、近々人足持に而御國に可指上處、御定之人足に而は指支、餘計繼立之儀御聞濟之旨申來る。

七月。御郡奉行等御郡方にのそ出役所を設くべきことを告ぐ。

〔御郡方御仕法一件〕

今般思召被爲在、十村役御指止、拙者ども百姓直支配就被仰付候、尤改作方法之儀は、都而可爲在來之通候。右に付御郡々出役所相建、拙者共暨惣年寄等致出役候之條、是迄十村手前において取捌候品々、右役所に可申出候。且出役所より手遠之村方指急儀、其外爲指儀に而も無之品々は、向寄之御用取次所に可申出候。役所相建候迄は、先是迄之振に相心得可申候。此段御郡方不相洩様可申渡候、以上。

辛巳 七月

小堀八十太夫 印  
千羽彦太夫 印  
廣瀬欣左衛門 印  
有賀甚六郎 印

溝口 藏人  
不在合  
金谷佐太夫 印  
淺加伊織 印  
土肥三左衛門 煩  
水越縫殿太郎 印  
内藤十兵衛 印  
在大坂 賀古八郎太夫  
永原 貢  
不在合  
在大坂 小竹茂右衛門  
山森雄次郎 印  
林久太夫 印  
大村友右衛門 印  
寺尾喜左衛門 印  
原田又右衛門 印

惣年寄中・年寄並中

加賀藩史料 第十三編 文政四年

追而諸郡新田裁許・山廻り等々も、其元中より演述可有之候、以上。

能美郡主附、但松任兼 淺加伊織・千羽彦太夫兼帶

石川・河北郡主附 溝口藏人・永原貢・大村友右衛門

口郡主附 寺尾喜左衛門・廣瀬欣左衛門・長谷川三右衛門

奥郡主附 水越縫殿太郎・有賀甚六郎兼帶

礪波郡主附 山森雄次郎・金谷佐太夫兼帶

射水郡主附 内藤十兵衛・小堀八十太夫・原田又右衛門

新川郡主附 林久太夫・土肥三左衛門兼帶

右諸郡主附御奉行之儀、覺書を以被仰渡候事。

### 七月。御郡方仕法を定む。

〔御郡方御仕法一件〕

#### 御郡方御仕法ケ條書

御郡根役所取捌并惣年寄等勤方大綱

一、御郡奉行改作方兼帶、但代官方之儀相勤。

但、出役所六ヶ所より申來候儀を引統遂會議、御算用場相談を以夫々取捌、改作方御法等

之儀是迄之振に而相勤候。石川・河北兩御郡之外、遠郡六ヶ所へ二人宛主附、内一人宛詰切、二・三ヶ月宛に而交代、主附之儀は千日計に而繰替候筈之事。

一、御算用者 代官箆筒番定役

但、出役所一ヶ所は二人、内一人宛詰切、交代暨繰替之儀は奉行同様、根役所に而は免附しらべ方等只今迄之通。且貯用銀指引并誓詞人しらべ方相勤候。且又是迄御郡相談所相廻り候得共、以來は不及其儀候事。

附、代官箆筒番・御藏納米入拂、都而出役所同様に相勤候事。

一、惣年寄役

常に苗字相名乗、他國者懸合之節帶刀可仕候事。

右石川・河北より一人、遠郡より一人、都合詰番二人とも詰切可申候。不時御用有之節は、何時に而も寄合可申候。遠郡之者極月詰番指除、爲代自郡之者相加可申候。

但、御收納勢子方一・二組も主附、御收納方・人支配方等都而詮議方相勤可申候。自郡之儀は勿論、出役所より申來候詮議方等相勤可申候。其他出役所振合之通可相心得候。御藏御米改方、出役所之ヶ條同様之事。

一、年寄並

他國者掛合之節、是迄之通り苗字帶刀可仕候事。

右詰番之儀前條同様。



但、御收納勢子方一組或は一・二組宛主附相勤、人支配方取次、其餘奉行より詮議方申付候儀、惣年寄准じ可相勤候事。

一、諸郡手附頭取六人 脇指爲帶候。役所中は相扣可申候。

但、御米納方并書算方、諸郡より申來候品々しらべ方、是迄番代之勤向に相准可申事。

一、石川・河北手附何人、内何人計詰切 脇指爲帶候。役所中相扣可申候。

右寄合日不殘相揃可申候。御用之節は幾人に而も召仕可申候。詰番之外村々駆廻り爲相勤可申候。

但、御米納方并書算役・使役品々召仕可申候事。

一、留書足輕

右根役所并出役所詰等、繰廻爲相勤候事。

但、勤方之儀は過書・津出切手・藏宿根縮裏書等表向一通御用狀、并檢使方しらべ召捕者、并使役等相勤候筈に候。御收納方・人支配方取次など爲致候儀無之事。

出役所一ヶ所に當る人數并勤方大綱

一、奉行二人、内一人宛詰切、二・三ヶ月に而交代。

但、全躰之勤方は是迄無組御扶持人相勤候程之儀、年寄役等詮議之上取捌可申。都而指定

候儀、并指懸事に而時日難相待筋は取捌可申。其他是迄改作所において聞届候品、暨何品によらず指懸に而無之品は、根役所同役詮議之上取捌申筈に候事。

一、御算用者二人、内一人宛詰切、二・三ヶ月に而交代。

但、代官箆笥番として御藏納米入拂等、并誓詞人しらべ方、此外勤向追々詮議之事。

附、御藏之内御米改方之儀は、六月より十二月まで六ヶ月之間主附可申候。且代官書算方之儀手附之者相用可申事。

一、惣年寄役何人、内一人詰切。

右一ヶ月与歟詰番可致候。寄合日相立可申事。

但、農事勢子方一・二組宛主附、御收納方・人支配方等、奉行役前之品何に不寄、詮議方相勤可申候。且又不指懸儀は、都而寄合日相談之上相極可申候。諸願等に付百姓罷出る儀も、不指急儀は寄合日罷出候様兼而可申觸置候事。

附、御藏之内御米改方之儀は、十二月より五月まで六ヶ月の間主附可申候。且御米改方書算方等之儀、手付者之内相用可申事。

一、年寄並何人、内二人宛詰切。

右一ヶ月与歟詰番可致候。寄合日相立可申事。

但、御收納方并農事勢子方一・二組宛主附、支配方取次等相勤可申候。新田吟味方并蔭聞役兼帶之者可申付候間、一人宛詰番に繰合可申候事。

一、手附何人、内何人宛詰切。應指爲帶候。役所中は相扣可申候。

右一ヶ月計与歟可致詰番候。寄合日不殘相揃可申、且書算方等御用繁之砌は、村方駆廻り之御用可相勤事。

但、御米納方并書算方・使役品々、出役所に而召仕可申候。猶巨細之儀は、追々詮議可申渡候。且人數之儀、先一組兩人宛之圖りを以、成限爲相勤可申候。御用繁之時分は雇之者指加可申事。

一、足輕四人計　ヶ所により交代に而詰切。

但、勤方之趣根役所之ヶ條同様之事。

一、諸郡組付場印物、一郡切出役所不殘相集、詰番年寄預り、奉行封印いたし置可申事。

一、秋縮之儀、其組々主附之者遂詮議、御請取立可申事。

一、諸郡新開免圖り之儀、是迄之振を以可取極事。

一、皆濟引合之儀、都而根役所において取捌候事。

一、作難之節見立免切之儀、根役所より他郡主附奉行一人罷越、詰奉行相同じ免切可致、惣

年寄召連方之儀は、是迄御扶持人十村之振に候事。

附、免切代御貸米取圖り之儀は、根役所奉行詮議之上願方聞揚可申事。

一、檢地有之定檢地奉行出役之節は、奉行人惣年寄召連出役いたし、定檢地奉行相同じ、畑打等之儀可遂僉議候事。

但、本文諸書物認方追而遂詮議可申候事。

一、諸郡是迄之組々其儘に而、郷庄之廣き名をとり、其組之唱相改候に付、別冊帳面に組名認相渡候事。

一、新田裁許・山廻り役代官指除候に付、是迄之代官口米代与して、右口米に應じ御米可相渡候事。

一、年頭御禮并御料理頂戴之儀、是迄之振に被仰付候筈之事。

一、御休泊御宿方并人參畑等之儀に付、代官口米を以辨來候分、以來御金渡之事。

一、一郡一ヶ所之出役所に而、百姓共手前不辨に付、一兩組切程能所に御用取次所相建、向寄主附之惣年寄等致取次、村走等を以出役所可申通。事輕き儀は取次所にて辨遣、追而出役所可相達。尤不指急儀暨聞届を請申品は、都而出役所直に斷出候様百姓共、爲心得置可申事。

一、御藏米納方不宜欠米相しらは、是迄代官相辨候得ども、役納に相成候上は、彌右等之儀無之様、御縮方追々遂詮議、嚴重法則相立可申候。若不正之族、暨納方煩敷、百姓難儀におよび候儀有之候得ば、手懸候納手附嚴重之御咎可被仰付候事。

附、御米中入札、其百姓と納手付名前書記入置可申候。且又一郡切入米高村數等割合、手附之内請取村相極置可申候。納方手張候節は、雇之者指加可申候。尤手附同様人縮可致、奥郡濱方代官糶納、以來直納に相成候而も、塩土手前取扱方在來通之事。

一、百姓分之儀に付、是迄十村共より諸向懸合候儀共、向後根役所并出役所より可及懸合候事。

一、立毛見分・變地見分等、都而見分之儀相願候とも、根役所同役相同じ不申而は一圓に罷出間敷候事。

一、御郡奉行廻之儀、是迄春秋兩度罷出候得ども、以後改作方廻り共年中三度廻村之事。

一、廻村之節、惣年寄役・年寄並主附之組々々罷出可申候。新田裁許・山廻り等も其向々々罷出候。御用辨に隨ひ召連可申事。

一、御參勤等御通御用、是迄御手合々々御出迎等先例之通り相心得、驛所馬寄等年寄並并山廻り役々申付、猶其向々委敷儀は追而可申渡候事。

一、人別方之儀、御仕法相改候上は、一村切人別相しらべ、帳面取立縮可申付候。他支配の人別切遣候儀、是迄之振を以可承届候事。

但、中郡は是迄容易に人別切不申候得ども、以來は御郡之振之通、耕作方間に合不申者は人別可切遣候事。

一、每歲相改候宗門帳之儀は、出役所等手附に爲調、校合等相濟候上、出役所より根役所へ引送、夫より宗門所へ相達筈に候事。

但、是迄十村手前へ取立置候寺證文は、出役所へ取置可申候事。

一、宗門方御徒相廻候節、於泊所等村々肝煎印形見届候節、手付指出可致指引候。且又惣年寄・年寄並之印形見届之儀、遠郡は是迄之通り向寄々々々罷出、石川・河北兩郡之分は、於御算用場印形見届有之筈に候事。

一、公事出入或は盜賊等糺方之砌、吟味所へ手附之内罷出、口書も相認候。尤詮議者へ指添之儀、村役人可罷出候事。

但、詮議之品により、惣年寄等之内も相詰可申候事。

一、七木取縮之儀、御郡々相違之趣有之に付、先是迄之振を以可取捌候事。

一、檢使方之儀は、以後三州共年寄並之内一人、山廻り等之内より一人指出爲見届、尤手附

も指出、是迄之振を以口書取立可申候。出役所相建候上は、下々より斷之儀出役所相建可申候事。

但、能州支配之内他國に罷越候者、所口町奉行より過書相渡候得とも、出役所相建候上は、都而出役所奉行より可相渡候事。

一、火事有之節、火之元人詮議之儀は、出役所向寄之村方は役所より呼出、奉行直に可相糺候。手遠成村方は、主附之惣年寄等之内聞糺、口書取立役所より指出可申事。

但、出火之舛疑敷品有之候歟、或は人損、又は一村皆焼失と歟申類は、出役所より呼出可相糺事。

一、竹木・屎物等津出之儀、是迄十村共手前に而取捌候品は、兼而御用取次所より、役所より印章相渡置可申候間、取次所向寄之年寄役等之内預り置、時々見届可指遣候。勿論津出押切迄、他事に相用申間敷候事。

一、村々諸上納、向寄取次所より取立、幾組と歟仕分、出役所より指出、出役所奉行切手に而、諸方御土藏より直上納之事。

但、諸上納銀之儀、座封之表惣年寄等可致名印候事。

一、御塩方に付御塩奉行の懸合諸書物、都而出役所より直に可申達候事。

一、藏宿縮方に付、下女・下男迄も誓詞爲致候得とも、手合により藏方手懸不申者は、其儀に不及ヶ所も有之候間、以後二様に藏方携申者迄見届可申候。尤五人組等縮方之儀是迄之通之事。

一、金澤初遠所町役人應對方、是迄先は町方肝煎と十村と懸合來候得とも、以來は町役人之應對方之儀、御郡町立・宿立之ヶ所は勿論、其餘村々に而も、辨方次第村肝煎等應對いたすべく候事。

一、浦方難破船有之節は、是迄裁許之十村勤來候御用向、都而惣年寄・年寄並之内罷出可相勤候。尤手附之内指出可申候事。

一、惣年寄等他國懸合之儀は、是迄之振を以、何國何方裁許と相唱可申候事。

一、定散小物成役裁許之儀、惣年寄役に申付候條、村々役人共より取立指出候分引請、口々銀高書算致し、出役所奉行より可相達候事。

右今般御郡方御仕法之大概、拙者共取捌之品、暨其元中勤方之趣等有増申渡候條、得其意、尙又一郡々種々取捌之品、追々詮議可申談候。且又御仕法初之儀に付、未致純熟ヶ條も有之、難致貫通品は、御趣意に相戻り不申様取扱相改候儀も可有之候。尤右ヶ條之内、組々村役人にも可爲致承知品々は、其許中より申談、夫々不相洩申渡候様、急度可有演述候、以

上。

辛巳七月

九八

小堀八十太夫  
 千羽彦太夫  
 廣瀬欣左衛門  
 有賀甚六郎  
 溝口藏人  
 金谷佐太夫  
 淺加伊織  
 長谷川三右衛門  
 土肥三左衛門  
 水越縫殿太郎  
 内藤十兵衛  
 在大坂  
 賀古八郎太夫  
 永原貢  
 小竹茂右衛門

惣年寄中・年寄並中

右今般御郡方御仕法之儀、御ヶ條書を以被仰渡、奉得其意、私共勤向等委曲承知仕候。尤右御ヶ條之内、村々役人共承知可仕品々取しらべ、先達而御伺申上、御見届御座候通り、村々暨宿方等役人共先私共より申渡、末々まで不相洩會得爲仕候様演述仕、何れも奉畏申儀に御座候。依而私共御請上之申候、以上。

文政四年巳七月

諸郡惣年寄連名

御郡御奉行所

八月四日。能登縮の製産者に仕入銀を貸附することを告ぐ。

〔留帳抜書〕

加賀藩史料 第十三編 文政四年

九九

當巳年より能州出來縮嶋等御仕入銀相渡候に付仕法左之通

一、今般於產物方遂詮議、徳丸村甚助等四人之者共縮嶋等御仕入銀相渡、出來次第追々取揚、□□疋出來候者御仕入銀無滯可相渡候條、織元職人無泥出情、數多出來候之様相心得可申候。且其内手馴上品出來候得者、其品吟味之上直段宜買上可申事。

一、御仕入銀請取候織元職人共、仕入主付甚助等縮可指出。内外商人に隱賣之儀相顯候者、右縮取揚、縮代之内半銀可被下候。自然も他國者に隱賣之儀追而相顯候得ば、賣拂之代銀取揚、見咎人に被下方前條同様之事。

但、見咎人者縮取扱候者に不限、何れ之者に而も不苦候條、本文洩縮に相極候者取揚置、早々御仕入主付甚助等四人之内に可及斷事。

一、御仕入主附織元より取立候縮之内、產物方へ不指出、御領内之者に隱賣之儀相顯候得者、右縮取揚咎申付、右主付指除可申、見咎人被下方右同様之事。

但、前條同様之事。

一、自分仕入を以織立候縮勝手に賣拂に付、右は布御定之通一疋に一分宛印押賃取立候間、縮出來次第印押人徳丸村權右衛門方迄指出、改印請候様可被申渡候。若隱賣相顯候得者縮取揚、見咎人に被下方等前條同様之事。

但、前條同様之事。

右之趣嚴重に可被申渡候、以上。

巳八月四日

能州御郡奉行中

村井又兵衛

八月六日。河毛安太夫先に醉に乗じて人を傷つけたるを以て斬に處せらる。

〔官私隨筆〕

覺

御家來小將組河毛久太夫三男

河毛安太夫

不及赦之御沙汰、斬罪

但、安太夫儀白山へ致參詣、戻りに鶴來村に而酒を給、石川郡窪村邊へ罷越候處、及暮地黄煎町請酒商賣人方へ立入、酒肴爲出給、貯候鳥目無之に付、跡より可遣与申入立出、往來之者へ行當り申分仕懸、及打擲刀を抜、或は百姓家へ土足に而踏込候へども、醉中故覺無之、糺候上は其通と申。且拔身を持往來に立留り罷在、老人罷通候を右刀に而打懸候様に覺候へども、酒狂之事故、其節者首尾はきと覺不申旨申聞候處、同夜野田寺町願行寺門前に而、割場

附足輕高倉久太夫と申者不意に被切掛疵付候旨斷有之に付、安太夫申顯候右老人と申は、右久太夫に相當り候付、此儀如何と相糺候處、糺候上は久太夫に而可有之、迷惑いたし候旨申。此外町家等之部二ヶ所刀に而突破り、又部を踏やぶり候儀、薄々覺罷在候旨等申候事。右之者先達而盜賊改奉行より公事場へ引渡、禁牢申付置遂吟味、委曲致言上候へば、落着如此就被仰出、今日其通申付候條、左様御心得可被成候、以上。

巳八月六日

小幡式部判

辻平之丞煩

石野雅樂助判

就外御用不在合 青山將監

奥村伊豫守殿

八月十八日。大聖寺侯前田利之使者を金澤に遣はしてその表高を十萬石に改むることを請はしむ。

〔留帳鈔録〕

一、八月十八日備後守様より御見舞之御使者清水八郎左衛門、聞番出淵新五兵衛、外に村井長八郎爲御見舞被遣、御内用之趣も御次へ被仰上、且年寄中御書被下、淡路守様よりも御

傳附之御書被遣、翌日各へ拜見申談有之。右は兼々備後守様御暇之節上使被爲請度御願之趣、水野出羽守殿へも御内分被仰込候所、十萬石之御高に而無之ては上使之儀は被爲成不申趣に付、何分御高直之趣御心願に御座候趣に御座候段、宜御取計之様頼入候段之御文面也。夫に付出淵より之書取も有之、各披見。夫に付御請下物も年寄中被出之、右之通可伺哉之趣示談。右下物には不容易御願、此迄不被爲達候儀に候間、何分恐入候得共、此儀は御請難申上との文面也。

一、右に付年寄中彼是存寄も人々區々之様子に相考候内、廿一日に被申聞候は、右御心願之趣に付御書被下候。御請下物入御覽可申に付而は、各了簡は如何と定而御尋も可有之に付、下物調候よしにて被出之。披見致候所、甲斐守儀は御本高に被爲障不申趣に候は、とくと御僉議之上御許容被進候にても可有之哉。土佐守は、追付勝千代様御出府にも向候間、何かとあなた御世話にも被成候事故、御許容被進候儀に候は、新開等に而可被遣哉之存寄。又兵衛儀は、無御據被仰越候事に候間、畢竟御許容不被成は成まじくとの存寄。月番求馬・朝負儀は、誠に此儀は品重き事と段々了簡有之、幾重にも御斷被仰進候方にて可在之との了簡書に御座候。此儀に付年寄中・隱居之面々へも尋可申との事候歟、伊豫守は除之、則近江守・伊勢守へも各内被參被及示談候所、近江守は備後守様御領分之内踏出しにても有之哉、夫を以

御許容にても可有之哉。猶何も御僉議次第之様之了簡。伊勢守は何分御斷被仰進方にて可有之との了簡也。右に付御家老中了簡被尋調上候間承度よしに付、御家老方にては御本高に被爲障不申とも、御代々成し被進候御儀に付、今更御許容は不可然御儀と各申述、其通りに下物調、廿四日に上り候躰也。

一、右之趣に付、御家老方に而何も存付候は、ケ様之御大事は御家老方よりも可申上置事哉与存付、下書調、各へ廿四日に示談いたし候所、修理被申聞候も一段可然事、一足も早々上候而可然儀と被申候。各も同意に付拙者調之候。下物少々各之存寄有之所は直し候て、奥書院御下段へ關屋中務相招、口達にても段々申達、口達にては分りかね申所も可有之候間、書取にいたし上候由申述、左之通調上之。

備後守様御暇之節、上使被爲請度等之兼而之御心願御座候に付、水野出羽守殿へも御内分被仰入候所、御高増無之ては難被爲成趣に付、此方様へ段々右等之趣被仰立、御高増之儀御願被爲在候様に被成度趣、先達而伊藤平右衛門等へ被仰下趣。其節年寄中迄被仰出之趣奉承知候に付、何も其節乍愚案奉存候は、御高増之儀は誠に不易被仰進方にて、たとひ御本高に被爲障候御儀は無御座候とも、品能御斷被仰進候様仕度ものと申合居申候。然所今度御見舞之御使者被進候に付、年寄中へ備後守様暨淡路守様より被成御書、右御高増之儀取計候儀宜御

頼被成候趣被爲仰下候段、右御書も拜見、申談御請之儀も年寄中及示談存寄も承度申聞候に付、先達而申達候通、御高増之儀は不易儀に御座候間、甚如何敷何も申達候。御請下物には御斷申上候趣に調有之候故、尤存寄も無之、此通り伺被申可然段申達候。然處一昨廿二日年寄中申聞候は、右に付而年寄中了簡も御尋可被遊儀と存候而、別紙調候下物私共へ見せ申候。右下物被見仕候人々了簡不同にて、畢竟御許容不被進ては相成申間敷など、存寄候人も有之、又は御本高に被爲障不申儀に候へば御許容等之趣存寄之人も有之。幾重にも御斷被仰進方可然と申候は、御用番并頼負迄之様に見請候故、私共奉存候は、ケ様に人々了簡不同にては、御覽被遊候ても如何之存寄哉と御不審も可有之儀。其上重職之人々、ケ様之重き御儀に存寄不同有之わけにては有之間敷儀。微妙院様より御配知被進置候御事は御代々成來候御儀、今更容易に御許容被遊候御儀にては被爲有間敷様に、乍恐私共奉存候。たとひ御本高に被爲障候御儀無之と申而も、御代々成し被進候儀を今更沿革被遊候御儀は甚奉心配候。年寄中人々不同之了簡も、誠に私共難辨奉存候得共、私共儀は加判被仰付置候御儀に付、ケ様之重き御政事之儀に御座候へば、重疊思慮仕申合候得共、甚不可然御儀と私式乍恐奉心配候。何卒此處被爲聞召譯、何とか品能御斷被仰進候御思慮御下知被爲成下候様仕度奉願候。ケ様之儀、不願思召卒忽に奉申上候儀にては無之候得共、重き加判も被仰付置候私式に御座候間、心中



に奉心配候迄にて打過申儀は、猶以奉恐怖候御儀に付、右之趣奉申上候。此段申上候も不應思召趣も御座候へば、猶以迷惑至極に奉存候得共、御家にてはケ様之御事は重き御事かとい概に奉存付候に付、奉恐入候得共此段奉申上候、以上。

八月廿四日

- 前田 權 佐
- 前田 内 記
- 前田 修 理
- 前田 中 務
- 前田 織 江
- 横山 藏 人
- 今 枝 民 部

一、廿五日奥書院御下段にて、各へ關屋中務を以被仰出候は、昨日申上候趣御聞置御留置被遊候。夫に付昨日年寄中へ御書取を以被仰出候趣有之候。定而拜戴可有之と被思召候旨被仰出候に付、成程私共より申上候後に御親筆拜戴仕候段申述候へば、右之趣に付各にも了簡不同は無之哉と御尋之旨申聞候に付、昨日申達候通り、一人も不残右之心底に罷在候故申上候趣に申達候へば、右之儀は御上にも十分に御好みは不被遊候事に候へ共、とかく六かしき御

事に候間、猶更委敷了簡申上候様被仰出候に付、民部初有増口達にて申達候。此節少々人々申上方不同も有之候得ども略す。

一、あらまし御趣意。

今度備後守様御高増之儀、外之諸候方も近年風俗あしく、官祿を被望候而あるひは金銀をつひやし、色々手入等いたし被進候事、公邊之御明德をくらし候事、ひそかに御歎息被遊候御事に候。今度備後心願之事も不入事と存候へ共、右之風に付備後一人不進候も残念たるべく、此度心願之趣令許容遣候は、備後も悦び家來迄も悦び可申間、本知に障り候事無之候は、右之通遣し申度に付、猶更深く被了簡可申越候此段申遣候。

御文面は違ひ候ても御趣意あらまし如此也。

八月。金澤川上芝居座に隣り別に一劇場を起す。

〔犀川川上芝居座圖〕

南の芝居座、文政二年卯七月より取掛り、同八月中棟上出來。

北の芝居座は、文政四年巳六月より取掛り、八月中旬迄に出來。

九月十九日。前田齊廣更に參觀の延期を出願して許可せられたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

九月十九日

一、左之通、今日人見吉左衛門を以、表方に被仰出候。依之明日各相伺御機嫌候旨、月番内膳演述之事。

中將様御病氣に付、追々御願御在國被加御療養候得共、御疝邪御氣塞之御症御治し不被成、急速御快氣之躰不被爲在、長途之御旅行難被成候付、猶更來二・三月頃迄御參府御用捨之儀、當月六日御用番大久保加賀守殿に御願書御指出被成候處、同十一日御付札を以御願之通被仰出候。此段被仰聞候事。

九月

九月二十日。前田齊泰學校に臨む。

〔諸事覺書〕

九月廿日

一、今日九半時之御供揃に而、勝千代様兩學校に御出に付、甲斐守・求馬・中務・掃部御先は罷越相詰、七半時頃御戻之事。

九月廿二日。前田齊廣の子他龜次郎等卯辰觀音院に宮參を行ふ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

九月二十二日他龜次郎殿・從姫様・忠姫様・次姫様御四方様卯辰觀音院に御宮參、同日御祝有之也。

九月廿六日。前田齊泰の生母を殿付とすべきことを告ぐ。

〔御觸拔書〕

御横目に

勝千代様段々御成長被遊候付、御産婦之方を改儀御格式御改御座候様、從御前様被仰進候趣有之に付、格式御改、自今殿付に唱可申旨被仰出候。此段頭・支配人等に寄々可被申談候事。

九月廿六日

村井 鞆 負

九月。晦日。前田治脩夫人の三回忌法會を江戸廣德寺に執行す。

〔御觸拔書〕

法梁院様御三回忌御法事、當月於江戸表御執行有之候。御作事御普請、其外三御丸御射手・御異風稽古、并諸組弓・鐵炮稽古之儀相止候に不及候事。

一、御家中普請者不及遠慮候。諸殺生・鳴物等之儀者、當廿八日より晦日迄自分に遠慮可然事。

是月は大盡  
なり

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配に茂相違候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。  
右之趣可被得其意候、以上。

九月十八日

奥村内膳

〔金龍公記史料〕

九月晦。修法梁太夫人三回忌法會于廣德寺。

九月。御郡奉行より百姓の心得を惣年寄等に令す。

〔岡部舊記〕

御法令

- 一、改作方御法之通急度相守、御納所無私相動可申事。
- 一、宿方・浦方に被建置候高札之條々相背申間敷事。
- 一、惣而目安上げ申儀有之候は、御郡奉行迄書付可申候。右奉行之儀申上度候は、御算用場可申斷候。御算用場奉行之事申上候品有之候は、御横目迄書付可出候。右之役人指置直訴訟仕候者、不及理非急度可被行曲事之事。
- 一、公儀御荷物船は不及申、諸大名衆之荷物遭難風候節、御馳走之筋彌油斷仕間敷候。其外

雖爲賣船、難風之由は随分介抱可仕候。惣而船破損之儀有之候は、縮方仕置、早速案内可申事。

- 一、海上流物拾ひ候者、早速可及斷候事。
- 一、於浦方便船仕者請人を立可申候。當分にも請人取不申船爲乗、欠落人在之候は、舟貸主可爲越度事。
- 一、浦方寄鯨之儀、斷之上御定之通申渡候者、無相違割符可仕事。
- 一、嶋之内に被遺置候流刑人、舟爲乗申間敷事。
- 一、船澗入之品々澗役銀取立様、従先規如御定相守可申事。
- 一、御預所等境塚損候は、双方納得之上申斷可致修理候。勿論何事によらず、他領之者と申分無之様常に嗜可申事。
- 一、他領之者致欠落罷越候を隠置候者、曲事可被仰付候事。
- 一、他領之者は不及申、御國之者にても他支配より引越移住仕度旨申者有之候者、儘成請人を立、其在所構無之においては、御郡奉行に申斷、指圖之上移住可爲仕事。
- 一、津留・津出・津入之儀、如御定彌相守可申候。且又他領境洩物御縮之儀、堅く相守可申事。
- 一、御郡長・役之者申談候儀、肝煎・組合頭等惣而村方之者違背仕間敷候。肝煎等より申渡儀

に、百姓等違背仕間敷候。若右役人共非分申付候者、小百姓等より直に御郡奉行に可申斷事。  
一、律儀成百姓等可申上儀をも、御上を恐れ不申上躰在之候者、惣年寄等見聞之通御郡奉行に可申聞事。

一、徒成百姓等、申立にも成間敷儀を、御上を掠公事之下持を仕、書付爲上申儀有之候者、本人よりは下持之者大罪に候之間、御嚴刑可被仰付候事。

一、諸百姓等奢たる儀不仕、農業かせぎ専に致、身体持立候様常々心懸、無油斷勵可申事。

一、家作之儀結構仕間敷、其外諸事榮耀成儀堅無用之事。

一、衣類之儀、布・木綿之外着用仕間敷事。

但、扶持人等之儀男女納御免之事。

一、百姓常之食物雜穀を用ひ、米糞に不可食事。

一、御郡方御扶持人初惣百姓男女は、乗物一切御停止之事。

一、鐵炮御縮方之儀、彌嚴重可相守事。

一、小百姓等は不及申、御扶持人等長百姓たりとも、常々振舞之附合仕間敷候。神事或は嫁娶・智取又は葬禮・年忌之節、成程軽く可仕事。

但、婚禮・葬禮・年回等之儀は、人たるもの、大禮に候得共、少も分を過候ては、金錢費し

ながら却て人道に不叶事に候。依而春秋爲讀聽候へども、其身も不相守、人にも不教様に成行候哉、近來右大禮等之節、別て衣服・食品等争而花美を盡し、分限をのりこえ候よし、沙汰之限りに候。元來大切なる父母葬式等、或は一代一度之婚禮を、己が我慢輕薄にて芝居・ものまね様に仕なし候儀は、先以實意をとり失ひ、不孝不敬之至りに候。是等之所より平生之暮方之儀も分限を打忘れ、長たるものは鍬・鎌を持候事さへ恥ケ敷事まで押移、何分敷ケ敷事に候。いづれ向後争て本心にもと付、各奉預候村々末々に至迄、急度本心に立歸、萬端御教諭通相守、安穩に渡世いたし候様可申諭候。

一、御郡中在々は、餅・酒・小間物其外惣て榮耀之品振賣、并道脇小屋を懸爲賣申間敷候。

但、宿方往還筋杯、店賣仕候儀は不苦事。

一、御扶持人等其外百姓共より、給人・町人の音信仕間敷事。

一、御郡之者大聖寺口留罷通候者、過書を取可申候。無斷罷通、後日相聞候者可爲越度事。

一、七木御縮方之儀、享和元年御改之通相背申間敷候事。

一、百姓・頭振他國に遣申間敷、日用に被雇參候者、他國に居留り不申様、一類共より申付可遣事。

一、村々百姓・頭振等、男女人数一ヶ村切相調理、毎歳帳面に記置、尤如御定宗門御改堅相

洩申間敷事。

- 一、他國塩御領分に入申間敷候。其外隠し賣塩、買申間敷儀勿論之事。
- 一、往還道常々請取之在々より致修理、損不申様可仕候。打捨置及大破候者、村役人可爲越度候。勿論道端を掘廣げ、道をせばめ候者急度可爲不届事。
- 一、不依誰々、御郡方の罷越候刻、宿主と云共送迎仕間敷候。御用之旨斷有之候者格別之事。
- 一、御用に付御郡方の罷越候人々、旅宿無滞可申付候。勿論音信・賄賂其外馳走ケ間敷儀かたく仕間敷候。若其役人より非分申懸候者、御郡奉行に斷可申事。
- 一、宿馬・宿人足隨分無滞様可申付事。
- 一、往還筋は勿論、何れの道筋に而も旅人相煩候者致介抱、住國等委細相尋可及案内候。若令死去候者、死骸其儘指置、尤早速斷可申候。且又道筋或は野山等に變死人又は行倒人有之候者、死骸に番人附置、早速案内可申事。
- 一、諸百姓申分之儀、不依何事給人方の申斷間敷事。
- 一、切支丹宗門末類等之者死去之儀、如御定急度相心得可申事。
- 一、寺替・宗門替之儀、至て無據子細有之候者及斷、指圖次第可仕事。
- 一、新規之佛法勸め申者有之候者、一圓聞入申間敷候。勿論早速可及斷事。

一、後生願候者、耕作稼手支にならず、勿論費なき様願可申事。

此御ケ條は、恐多くも微妙院様御直書を以被爲仰出候御ケ條にて、殊に御趣意も深く難有相覚え候。佛法之儀は各親・先祖等之冥途をも助れかしと、誦經念佛して願ひ申事には可有之候得共、御上より願ふなと被仰出とても是非も無之事に候。人々親・先祖の孝心を御あはれみ被遊、費なき様にして願へと被仰出しは、誠に難有御趣意に候。兎角費多く候ては、畢竟御收納にも指障、不被得止事御刑法も被仰付、其果は先祖より之田畠をも取失ひ申場にも至り候を、不便に被爲思召候て、ケ様に被仰出候事と奉恐察候事に候。ケ様之難有御趣意をも存付候は、其身其程に應じ、朝夕の看經をも耕作の透を考へ勤むべき事に候所、ケ様之御事をも不心付、御國恩を取失ひ、佛さへ願候へばよろしき様に相心得、一類縁者の御收納未進いたすをも振捨、争而已が寺々の堂閣を立かへ、又は百姓家において祖師の法會をいとなみ、人よせなどいたし金錢を費し候儀は、勿躰なく恐多き事に候。中には又己れは左程佛をも信ぜず候へ共、只世のなりふりにつれて、寄進の多きを人によこりたく、己が我慢にて金錢を費し、又は厨子を見事にして遊び物とする族も有之由。是等は重々心得違に候。殊に近年は一向宗寺庵、官位昇進いたし候様子にて、内割など頼込れ金錢を費申者共も多く、中には又且家の者よりすゝめ込、爲致昇進候向も有之由相聞、

内割は打割  
なるべし

沙汰之限りに候。是等之儀に付而は、先達て申觸置候趣も有之候得共、畢竟拙者共春秋廻村申渡候御法令之趣を、通例之事と相心得、右等之儀深き御趣意をも不奉恐察、安閑と暮し候故、右之所にも至り申儀と被存候間、今度譯て申渡候。其方共においては、長たる者どもに候へば、せめて是等之御趣意をも奉會得、寄々申諭候様可相心得候。尤此ヶ條のみにも限らず、萬事右に準じ嚴重可相心得候事。

- 一、新寺并同心寺爲造申間敷事。
- 一、新規之祭禮堅御停止、勿論在來る祭禮無懈怠、彌輕く可執行事。
- 一、枅・秤之儀彌如御定相守可申事。
- 一、新規之酒屋彌御停止之事。
- 一、博奕がましき儀、惣てかけの勝負、不依何事堅く仕間敷事。
- 一、船乗并商人他國の罷越、借銀等仕置、其所より及斷、惣て御上之御邪魔に相成申儀、堅く仕間敷事。
- 一、火之用心、跡々如申渡互に令吟味、灰置所等別而念を入可申候。若無沙汰に仕、火事出來おいては可爲曲事候。勿論村々火之番人無油斷爲廻可申事。
- 一、火事出來、御藏近く候者、兼て肝煎等の申渡置候定之通、早速罷出火を防可申事。

- 一、御塩燒立念を入、枅目等無私可仕事。
- 一、御郡中出生之駒撰相濟不申内、他國の洩し不申様、急度縮可仕事。
- 一、九十歳以上之者は勿論、惣て老人之儀子孫親切に介抱可仕事。
- 一、たば粉本田畑の植申儀堅御停止、勿論たば粉畑歩數相増申間敷事。
- 一、村々新に家造申儀、村役人相談之上及斷、指圖次第可仕事。
- 一、御用之品にても、書狀等村送り之儀、惣年寄・年寄並御御指之外は一圓送り申間敷事。
- 一、矢筥竹藪隨分育候様可仕事。
- 一、諸物買しめ、高直に賣申儀堅く御停止之事。
- 一、給人藏宿在之所々、其藏宿請人并拾人組は勿論、村役人其外惣て同宿中常々心を付、少しにても疑敷躰有之候は、早速可及斷候。若隠し置、外より顯においては、如御定辨米可申付事。
- 一、御年貢米御藏納之節、尤念を入納可申候。且又諸代官手附等の音信・賄賂堅仕間敷候。若又諸代官或は手代、非分等之族致懸候は、百姓より直御郡奉行の斷可申事。
- 一、跡々より不有來異形之諸勸進御停止、并他國之座頭・舞々・人形廻・踊子等、ヶ様之類無故者に宿貸申間敷事。

一、借宅人之儀、是又請人を取、村役人の相斷、御法背不申様急度申渡、家貸可申。其外一類等當分たよらせ置候共、早速相斷、御縮方洩不申様可仕事。

一、在々之儀、無筋者に一夜宿も貸申間敷候。宿所たりとも、二夜泊り候者には請人取可申候。勿論一夜にても無心元者には心を付、不届在之候者押置、早速相斷可申事。

一、金銀錢・衣類・諸道具、何によらず拾ひ申敷、又は土中より掘出申儀在之候は、早速可及案内候。隠し置、後日相知候者可爲不届事。

右御定之品々急度相守可申候。此外惣て跡々より御法度之趣、少も背申間敷候。古來より段々被仰渡候御法之儀は、都て御國之人民彌安穩に可暮ため被仰付候事に候條、村々末々迄此處存附、常々難有奉存、全く相守可申也。

文政四年九月

御郡奉行

十月十三日。篠田安平その收納米中御召米となりたるものを引渡さるるを以て逼塞を命ぜらる。

〔横山氏日記〕

十月十三日

一、左之通表方に而頭を申渡有之。

渡邊多宮の

篠田安平

御召米とは  
藩の買上ぐ  
る米穀をい  
ふ

右安平儀、去收納地米御召米に相成候分等渡り方指支、中買に而中積いたし候上、代米相渡候様、町奉行より頭を申達候上も不相渡由に付、早速相渡候様御用番より申渡候處、全く指引相濟不申儀を差引相立候旨相達、重而申渡候節に至り相濟し候旨追々被指出候紙面之趣、達御聽候處、勝手難澁いたし候共、收納米拂切手渡り方指支候様之儀は仕間敷儀。其上御召米に相成候者猶以無滞様可仕處、彼是不埒之至に被思召候。依之逼塞被仰付候段被仰出候條、可被申渡候事。

巳十月

十月十九日。堂形米廩の圍中に落雷す。

〔御親翰御加筆物寫〕

十月二十日

一、昨夕堂形御圍之内に雷流、杉之木一本折碎申候。御藏所等損處も無御座候旨、堂形奉行相届申候。右之外御別條も無御座旨、御近習頭有澤才右衛門に與力を以申含口上に而申上候事。

十月廿三日。前田齊廣の生母貞琳院歿す。

〔官私隨筆〕

十月廿一日

一、御廣式へ罷出、佐久間武太夫を以相窺御容躰、御様子相尋候所、去年以來御滯之内、次第に御快方に被成御座、先頃御庭杯へも御出被成候程に候處、一昨日ふと御食御す、み不被成、丸山了悦相窺、寒に御閉られ被成候故と申上、御藥轉方調上候處、昨朝餘程御快御食もかさまし上り、今朝も又々昨日よりは御快様に被成御座候之處、四時過頃御次之間に被成御座、俄に御手足御不叶に相成、御意も承受にく、有之、早速了悦相伺、卒中風之御症之由申上候。其餘追々診察被仰付候處、同案に而替る存寄も無之、示談之上御藥指上候へども、御藥水御通じ無之。其後は只御熟睡之様成御様子に而、尤何等之御意も無之、何とやらん次第に御疲勞相増候様に相診候由。乍去御脈狀は御惣躰に比し候へばよく應じ候旨也。右より直に二御丸へ罷出、以伊藤平右衛門相伺御機嫌候處、御機嫌御指障も不被爲在候。併御心勞被遊候旨御意之由、人見吉左衛門演述。追付退出。

〔官私隨筆〕

十月廿一日

一、左之紙面今夕七時過到來、返書遣之、追付罷出。

貞琳院様御滯、御卒中風之御症之由御醫者中申上候旨に付、何も追付御廣式へ罷出、相窺御容躰、中將様御機嫌も相伺申候間、御自分様にも御出御窺可被成候。若御當病等に候は、以御紙面御窺可被成候、以上。

十月廿一日

村井 靱負

奥村伊豫守様

〔官私隨筆〕

十月廿三日

一、左之紙面八半時過到來、返書遣之。

貞琳院様御容躰、今朝各出席切御廣式へ罷出相伺候處、次第に御疲勞被爲見候由に御座候。依之今日御自分様にも御容躰御伺可然と存候。御當病等に候は、以御紙面御伺可被成候、以上。

十月廿三日

村井 靱負

奥村伊豫守様

一、追付罷出以佐久間武太夫相伺御機嫌、御容子相尋候處、一昨日より御食事等一向不被召



上、次第に御疲相増、最早御指重之御様子に付、其趣今少以前御表へも言上仕候由也。依而三之御丸迄罷越候處。御用番登城之所に而出合、直に二御丸へ罷出候様にと被申聞、即御用番之跡より罷越。右御差重りに付、御用番一所於席以中務相伺御機嫌候處、御差障も不被爲在旨御誼之由演述。引續御大切之由も案内有之、御機嫌伺等之沙汰無之。其後御死去之由小森源左衛門より御用番へ紙面到來。依而又兩人一所以松尾縫殿相伺御機嫌候所、指而御指障も不被成御座候由御意。且又勝千代様御容躰以武田左衛門相伺候處、御愁傷被遊候へども、指而御指障も不被爲在旨御意之由演述也。

但、各にも紙面を以被申遣候へども、いまだ登城無之内御死去也。

〔官私隨筆〕

一、左之紙面等到來、返書遣之。

別紙之通一統相觸候付、爲御承知進之候條、早速御組へも御觸可被成候、以上。

十月廿三日

村井 鞆 負

奥村伊豫守様

貞琳院様御氣色御滯被成候所、段々御指重不被爲叶御療養、今廿三日御死去被成候。依之諸殺生・普請・鳴物等可有遠慮候。日數之儀者追而可申渡候。

一、右に付頭分以上之面々者、明廿四日九時過登城可被相伺御機嫌候。幼少病氣等之人々は御用番宅へ以使者可申越候。

右之通被得其意、組・支配 事。

右之趣可被得其意候、以上。

十月廿三日

村井 鞆 負

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十月二十三日御生母貞琳院様御卒去、御年御六十なり。御法號は貞琳院殿乾岳正秀大姉と申なり。十一月三日御葬式於寶圓寺御導師之上、野田山御墓地御收有之なり。御宿元は青山大膳亮殿家臣山脇次右衛門某之妹なり。初之名於喜機之方と申なり。

〔横山氏日記〕

十月廿三日

一、貞琳院様御氣色御指重り被成候段、伊藤平右衛門より及案内候に付、拙者儀追付御廣式に罷出、相伺御容躰、夫より中將様御機嫌茂相伺申候間、罷出相伺可申旨、若當病等に候者以紙面相伺可申旨、月番鞆負より御家老中・若年寄中・龍山・誠齋に各通を以申來候事。  
一、右に付追付御廣式に追々罷出、貞琳院様御容躰、御廣式頭を以相伺候處、不被爲叶御療

養、申之中刻御死去被成候段、松田五郎兵衛申聞候に付、直に致出席候事。

十月廿五日

一、貞琳院様御法號、御廣式頭佐久間武太夫出之。左之通に候事。

新掩粧 貞琳院殿乾岳正秀大姉淑靈

十月廿五日。前田治脩の十二回忌法會の豫定を變更延期すべきことを告ぐ。

〔官私隨筆〕

太梁院様十三回御忌御法事、來月九日へ御取越、於寶圓寺御執行被仰付候旨、先達而被仰出置候處、今般御凶事に付右御法事御差延、御忌明之上當十二月十六日に可被仰付旨被仰出候。此段爲御承知申進候、以上。

十月二十五日

村井又兵衛

十一月三日。前田齊廣の生母貞琳院の葬儀を行ふ。

〔諸事覺書〕

十一月三日

一、貞琳院様今曉子上刻御出棺、御行列押中務。御葬式奉行權佐、九時前御廣式へ罷出。御寺詰御名代相勤候人々も右同刻過より寶圓寺へ罷越。權佐儀御出棺御見立申、御先に寶圓寺へ罷越、御寺に而御供養相濟、野田山へ罷越。御名代之人々も御寺相濟直に野田山へ罷越、九半時頃何茂野田山より罷歸候事。

十一月十一日。幕府の貞琳院逝去を弔したる奉書金澤に達す。

〔諸事覺書〕

十一月十二日

一、當三日於江戸表御廬中御尋之由に而、御老中方御連名之御奉書、水野出羽守殿より御渡之木地箱、不時立町飛脚を以昨夕到來。今日年寄等拜見被仰付。

〔金龍公記史料〕

十一月十一日。弔喪奉書自江戸至。

十一月十一日。租米を納入する藏の下敷を鹿略にすべからざることを諭す。

〔内密僉議留〕

三州御藏之下敷、前々より定有之、ぬか・俵等之厚薄者無之筈に候處、次第に猥に相成、古ぬか相用ひ、虫明・痛米等致出來候付、去々年新ぬか入替等之儀申渡、爲致吟味候之様申渡候

通、尤兪略無之様に猶又可被申渡候。右下敷之儀者、斗下村々百姓共入念を以可致筈之處、諸郡共其ヶ所々々之者請負にいたし罷在候躰に而、代米石に付五合或は七・八合迄も取請、剩年々古ぬか等を相用ひ、兪抹之下敷いたし置、痛米等致出來候儀者、等閑之致方沙汰之限りに候。今度御郡方御仕法に付、都而百姓分費用者急度指省可申儀に候間、三州共綿密僉議有之、無用雜費無之様嚴重可被申渡置候、以上。

十一月十一日

御算用場

御郡奉行中

十一月十五日。新田裁許・山廻等の代官勤務を除き、代ふるに役料を以てす。

〔内密僉議留〕

今般御郡方御仕法に付、其方中代官指除候に付、以來爲役料拾三石五斗宛御米相渡候條、可得其意候、以上。

巳十一月十五日

諸郡新田裁許・山廻・御旅屋守中

代官は租米の納入を掌り、その取なすに應じ、石數に應じ、受て手數も納る

十二月二日。省略勵行の爲炭薪所を廢して御算用場に併合す。

〔官私隨筆〕

定番頭

當時格別御省略に付、炭薪所被指止、御算用場へ打込に被仰付候。來月二日より右役所引渡筈に候條、炭・油等請取候向々、請取方等右場承合候様一統可被申談候事。

巳十一月

十二月六日。前田齊廣病むを以て明年年頭の拜賀を請げざるべきことを告ぐ。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通一統申談候様御横目へ申渡候付、爲御承知進之候、以上。

十二月六日

長 甲斐守

奥村伊豫守様

御横目

中將様御痛邪等、今以御同篇被成御座候。依之來年頭御家中等一統御禮被爲請間敷旨被仰出

候條、可被得其意候。且又一統年頭御祝儀献上之御太刀等目錄青銅目六共、當年中に取立候。元日不殘指上候筈に候條、正月朔日之日附に而自分並組・支配之人々、且江戸表等暨遠所へ罷在候人々目六、當月二十一日より二十五日迄之内、御奏者番へ相達可申候。御太刀・馬代等は、日限之内御進物所迄直々可指出候。

但、在江戸等之人々目六等は、代判人より取計可申候。

一、御家中子共御禮不被爲請候間、尤献上物に不及候。

一、元日は頭分以上登城刻限等、前々御留守年之通可相心得候。尤八日・十五日・閏正月朔日も、平月之通出仕可有之候。

右之趣夫々可被申談候事。

十一月

〔官私隨筆〕

十二月十五日

一、左之紙面等到來、返書遣之。

來年頭御禮不被爲請候付、別紙二通爲御承知進之候、以上。

十二月十五日

長 甲斐守

奥村伊豫守様

一、三ヶ日熨斗目・上下に而、元日五つ時過、其外常刻出席之事。

一、四日御射初御規式有之候間、熨斗目・上下に而五時過登城之事。

一、人日・十五日熨斗目・上下、十五日は例月出仕之通に登城之事。

一、十九日御具足之御焼餅頂戴に付、熨斗目に而常刻登城之事。

一、閏正月朔日は例月出仕之通之事。

一、元日鶴之庖丁者不被仰付、於御膳所御料理被仰付候事。

一、同日年寄中等へ御雜煮等は不被下、御熨斗迄頂戴被仰付候事。

一、同日鶴之御吸物御下不被下候事。

一、二日御謠初之御規式は、御留守年之振に被仰付候事。

但、御射初御大廣間に而被仰付候。且御雜煮等は不被下候事。

一、御郡方惣年寄初山廻等へ御料理被下候事。

一、十九日御鏡餅頂戴之儀、御鏡餅に熨斗を添、於御臺所一統頂戴之事。  
右之通被仰出候事。

十一月

十二月十五日。前田齊廣、大聖寺侯前田利之を十萬石格たらしめんことを幕府に出願す。

〔留帳鈔録〕

備後守は大利寺侯前田

備後守様へ

寒氣之節御座候所、愈御堅固被成御座珍重思召候。誠先達而は遠路爲御見舞御使者被進、殊に御目錄之通被進、御厚情之至御大慶思召候。隨分時候御自愛可被成候。右御挨拶旁以御使者被仰遣候。

十二月

別段被仰進候。兼々備後守様御内願筋之儀に付、先般御内々御使者を以御願被仰進候。御口上之趣委細被成御承知、則其刻御答被仰遣置候通に御座候。然處公邊向夫々御問合も相濟候に付、甲斐守等へも被仰聞、御請申上候。因之此度御高増等之儀、御願書可被指出と思召候。此段宜可申上旨被仰出候。

右申述候上、此度被指出候御願書御草案兩通入御覽置候様、被仰付候段可申述候。

十二月

御草案寫

同姓備後守家初代飛驒守利治儀は、先祖肥前守利常之三男、天徳院様御所生にて、利常隠居之節二男淡路守利次へ十萬石、三男利治へ七萬石分知仕、代々相續仕候。利治二代飛驒守利明末期に奉願、遺領七萬石嫡子内記へ被下、新田壹萬石二男采女へ分知被仰付候處、寶永六年采女儀不慮之儀に而家斷絶、右一萬石は飛驒守へ御進被下候。此度右新田一萬石備後守本高御直被下、其上私藏米を以二萬俵足加、都合十萬石之高に而、幾久敷御奉公爲相勤度奉存候。此段奉願候、以上。

十二月十五日

御名

〔官私隨筆〕

今般同姓備後守高直之儀奉願候趣意は、初代飛驒守代中は在所へ御暇被下置候節、每度上使被成下候處、其後は上使不被成下候。雖然代々被被御四品、大廣間席へ出仕仕候處、同席之内に而御暇之節上使不被成下候は、備後守一人に限、外見にも拘り、先代より是而已相款罷在候。此度高直之儀如願被仰付候者、同姓淡路守家に被準、御暇之節上使被成下候様奉願候。此段御内意申上度候間、宜御含御取扱被成候様奉願候、以上。

御名

十二月十六日。前田治脩の十三回忌法會を寶圓寺に行ふ。

〔横山氏日記〕

十二月十六日

一、今日於寶圓寺、太梁院様十三回御忌御法事御執行に付、御用番土佐守・御家老方主付藏人・若年寄主附掃部之外、何茂御寺詰に罷越候事。

〔官私隨筆〕

十二月十六日

一、今朝六半時頃寶圓寺へ罷越、五時前頃御法事初り、三座ともに無御滞相濟。御名代求馬・勝千代様御名代甲斐守夫々被相勤、其外御姫様方御代香相濟。畢而御施物渡之、退座之上御法事相濟恐悅之旨御法事奉行へ申達。

十二月廿七日。大聖寺侯前田利之十萬石格を以て待遇せらるべき命を受く。

〔留帳鈔録〕

一、備後守様御高直之儀、先達而此方様より御願之所、舊臘廿六日御老中御奉書にて、廿七日御登城被成候様申來。此方様御名代出雲守様御登城、御願之通新田一萬石外に貳萬俵御引足、拾萬石高に被仰付、御暇之節上使も被成下候旨被仰渡候旨。右之趣御用番青山下野守殿

舊臘は文政四年  
出雲守は富田侯世嗣前田利保

被仰渡候旨、出雲守様こなた様へ御出内藏助へ御演述。右之趣早飛脚を以申越、備後守様にも御出被成、内藏助へ御逢、段々之御禮被仰上候事。  
十二月廿七日爲御名代出雲守様御登城被成候節、青山下野守殿被仰渡之趣、即日御出内藏助へ被仰述候趣。

出雲守様御演述之趣

今日爲御名代致登城候所、備後守領分之内新田一萬石高に結、並御名より藏米貳萬俵足加、向後十萬石高に而御奉公爲相勤度旨御願之通被仰付候旨、御老中御列座、青山下野守殿被仰渡候。此段宜可申上旨被仰聞候に付、御國許へ可申上旨及御請候旨。  
右に付備後守様より御禮之御書、年寄中へ一通、御家老中へ壹通御書被成下候事。右御書入御覽、御請之下書も入御覽候筈。月番示合文面調、明日入御覽候筈。

御家老中へ之御書

一翰啓達致候。嚴寒之節御座候處、中將様益御勇健被遊御座奉恭慶候。各御嘉祥珍重存候。然ば今日御用召に依而致登城候處、今度從中將様御願に付、御用番青山下野守殿を以拾萬石高直被仰付、且又在所へ御暇之節上使可被成下旨、重疊難有仕合奉存候。誠以代々懇願之所、全中將様御威光を以致成就、其上段々結構被成下候儀、外聞實儀、且對先祖御厚恩之程難盡

御名は加賀守

明日は文政五年正月七日

紙上奉存候。各之御執成故と厚致大慶候。右早速御謝辭可申述、以飛札如斯候。猶此上萬端  
宜敷預御取計度頼入存候、不悉。

十二月廿七日

松 備後守判

今枝 民部殿

横山 藏人殿

前田 織江殿

前田 中務殿

前田 修理殿

前田 内記殿

前田 權佐殿

年寄中此御文面同様也。

〔諸事留牒〕

十二月二十七日

出雲守様御演述之趣、今日爲御名代致登城候處、備後守領分之内新田一萬石高に結、并加賀  
守より藏米二萬俵足加、向後拾萬石高に而御奉公爲相勤度旨御願之通被仰付候旨、御老中御

別座青山下野守殿被仰渡候。此段宜申上旨被仰聞候付、御國許に以急便可申上旨及御請申候、  
以上。

十二月二十七日

津田内藏助

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十二月二十七日大聖寺備後守利之公拾萬石格に被仰渡有之なり。此之儀は中將様より御願出  
有之候ゆゑなり。被仰出之趣左之通なり。

備後守領分之内新田一萬石高に結并加賀守より藏米二萬俵足加、向後拾萬石高に而御奉公  
爲相勤候旨願之通被仰付候。

一、松平備後守在所に御暇之節、以來御使番上使被成下御沙汰に候事。

右御白書院縁類に老中列座、御月番青山下野守殿、御名代出雲守利保様台命を傳られるな  
り。

〔文政五年見聞志〕

一、舊臘大聖寺御高直しに付、備後守様御家中等に被仰出如左。

殿様舊臘二十六日御老中御連名之依御奉書、翌二十七日御登城被遊候處、從御本家様御高直、  
亦上使御暇之依御願被成進、十萬石御高直被仰付候旨、御老中御列座にて被爲蒙仰、且御在

所<sub>レ</sub>御暇之節上使を以被仰出旨、右御願書御附札を以被仰渡、難在被思召候。右之趣は御代々様御懇願被爲在候儀、右兼而御本家様<sub>レ</sub>御願被遊候處、上使之儀は御高直無之而は難相成趣に付、今度右之趣御願被成進候處、御願之通被仰出、寔御本家様御威光を以、御心願之通被仰出候條、此段何茂難有可奉承知旨被仰出候事。

別

今度御高直に付而、都而之御物入相増候間、人々奉恐察、彌御省略相立候相心得可申候。是迄迎も一統無油斷事に候得共、兎角御舊例或は外聞に拘り、等閑相成候儀茂間々有之候。以後は左様成事に拘り不申、御爲第一相成候様相心得可申候。將亦公儀御普請御手傳御用高茂相増候事故、是亦御本家様より年々右之方<sub>レ</sub>三百金充御助力被成進候得共、中々左様之儀に而は御手合可申儀にも無之、其外御軍役等初惣而之御勤向過分之御相違、迎も是迄之御作法に而は御取續難被遊候間、以後御内輪向は永久五萬石高之御暮方に被仰付候。依而猶更是迄与違、御腰物等其外御鷹様之儀に至迄、成丈被遊御堪忍、被詰御身思召候。然共右之通之御世帯に候得ば、諸事行届被兼候儀も可有之儀与被思召候。此儀茂兼而相心得罷在可申事。

十一月廿九日。經武館に於ける師範に門弟の武術獎勵等のことに關して告ぐ。

〔御觸拔書〕

定番頭<sub>レ</sub>

於武學校師範被仰付置候人々、門弟中藝術心懸方心得之儀可申論趣、并師範人心得之儀被仰出之趣、別紙寫兩通之通學校頭<sub>レ</sub>申渡候へ共、師範人より申論方急に行届申間敷、其迄於武學校師範不被仰付人々之門弟に而茂、稽古心得方之儀は右被仰出之趣急度可相守事故、別紙寫兩通相渡之候條、被得其意、組・支配之人々<sub>レ</sub>被申渡、組等之内裁許有之面々者、其支配<sub>レ</sub>茂相達候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

十二月廿九日

前田土佐守

學校頭<sub>レ</sub>

兩學校共近く出座人多、一段之儀に可被思召事に候所、一旦者人々出情有之、其程過候而者怠り之躰に茂相聞候間、猶更人々出情相勵候様、師範人より門弟中<sub>レ</sub>申談、五箇年目には人々出情之様子無怠しらべ出、無息抔右五箇年中少も懈怠無之人々茂可有之事に候間、左様之儀者別段に書出有之様、分而師範人<sub>レ</sub>被申談候而可然。武士たる者武藝に志薄候而者、侍之本本意は不及申、油斷は有間敷候へ共、武學校被建置候も偏に武藝出情之御趣意に候得者、



此所人々志相立不申而者不叶儀予會得有之、無息之子弟抔者武術勵方を、勤仕或は身之堅め且者慰に心得候はゞ、自然に難意事に候。右五箇年充之しらは、誠に武藝心懸之厚薄をしらべ申事に候條、此旨師範人より門弟中申示有之様可被申談候。

一、右五箇年目に書出有之節、傳受事相濟候分茂尤可書出候。

一、師家ハ一旦入門いたし候迄に而、稽古之志無之人々茂可有之、何とか指支有之怠りに相成候人々は格別、無息之人々抔無謂稽古等閑に相成候はゞ、是又師範人より五箇年目に可書出候。尤五箇年目にも不限、門弟中志之厚薄、師範人より臨時に書出度儀者存寄次第に候。且又師弟之間若不和等に而、及破門候人々有之節者、學校御横目ハ師範人より其趣意及届、其弟子より茂御横目ハ相達候様に有之可然候。

右之趣被得其意、御横目ハ茂被申談、師範人一統ハ可被申聞候事。

巳十二月

學校頭ハ

武藝心懸之儀に付、別紙を以申渡候上は、定而御國之風俗に而、格別一時に騷立、入情いたし候様に茂可有之哉。武學校之御定にも、治に亂を不忘者武士之本意と被仰出置候儀、人々承知之上は、今更改而入情方被仰渡候に茂および不申。殊に御治世之折柄、御大家之御家中

俄に武藝御せり立之様に有之候而は、公邊ハ被對候而茂御不敬之事故、改而被仰渡候に而は無之、惣而遊樂に者移易無息之人々等成立之ため、武藝心懸之様子を茂御しらべ有之事に候。乍去右之仰渡に而、一旦騷立候程に進候者は、又怠りもはやき道理に候。只無益之慰をば相慎、夫に引替常々武藝之執行を慰与心得入情いたし、自然に鍛鍊之所ハも到、其身之ため者不及申、父兄においても安堵之基に候。年若き有祿之人々茂是に同事故、此度別紙之通被仰渡候間、此御趣意を會得無之、騷立候様入情有之、無程怠り候而者御心外之事に候間、誠に武士之本意を守り、いかにもひそかに武藝心懸候儀肝要に思召候。此段人々會得いたし候様、各を初師範人相心得候而可申示旨、分而被仰出候條、師範人ハ得与右御趣意通りを可被申談候。尤師範人において、人々心懸之儀を強而可示筋に茂有問敷、門弟之志に可有儀に候へ共、又師弟之間柄に而者、門弟之心得格別に教諭有之も師之道に付、右等之趣師範人ハ被仰渡事に候條、被得其意、此段も可被申談候事。

巳十二月

文政五年

正月朔日。前田齊廣病に依て年頭の禮を廢す。

〔横山氏日記〕

正月元日

一、御前御疝邪等御難儀被遊候に付、御禮不被爲請旨、舊臘書立之通に付、年寄中等五時過より段々登城之事。

〔官私隨筆〕

正月元日

一、今朝五時過登城。

一、献上御太刀・馬代目錄、席入口假縁類之所に而、各御家老中等は列座なし御奏者番奥野主水へ渡之。但一人充也。磐松殿・豊之介殿・九郎左衛門殿も列之通被相渡之。右三人溜は芙蓉之間也。

但、今日勢州は登城無之也。

一、各列座此時は前段三人、且又御家中・若年寄中も列座也。於席以神尾孫九郎年始御祝詞申上候處、追付以遠藤數馬御喜悅之旨被仰出。

〔文政五年見聞志〕

元旦

御兩殿様益御機嫌能御迎春、蓬萊・屠蘇暨御祝御膳被召上候事。

一、公御疝邪に而年頭御禮不被爲請、頭分已上登城、年寄中等は謁御祝詞申上退出之事。

正月四日。前田齊廣の子他龜次郎疱瘡に罹る。

〔官私隨筆〕

一、左之紙面到來、返書遣之。

他龜次郎殿此間中御不例被爲在候所、昨日御醫者中診之上、御疱瘡御治定御座候。尤御順症に被爲在候旨、高田彌左衛門申聞候間、此段爲御承知申進候。右に付今日各御廣式へ罷出、相伺御機嫌申候。若御當病等に而御出難被成候者、以御紙面御伺被成候様にと存候、以上。

正月五日

前田土佐守

奥村伊豫守様

〔官私隨筆〕

正月十七日

一、左之紙面到來、返書遣之。

他龜次郎殿御疱瘡御順症御肥立被遊、明日御酒湯被爲引候段、音地清左衛門申聞候。依之明日退出に各御廣式へ罷出、他龜次郎殿へ御祝詞申上候間、爲御承知申進候。若御當病等に而御出難被成候は、以御紙面御祝詞御申上可被成候、以上。

正月十七日

奥村伊豫守様

前田土佐守

一四二

正月七日。老臣等、先に大聖寺侯前田利之の十萬石格となりたるを以て前田齊廣に祝詞を呈す。

〔横山氏日記〕

正月七日

一、備後守様舊臘拾萬石御高直之儀御願之通被蒙仰候に付、右御祝詞各今日中將様へ申上候旨、主附權佐の月番演述有之。若年寄にも可申談旨被申聞候に付、則夫々申談候事。

〔官私隨筆〕

一、備後守様三萬石御高増之儀、此方様より御願之處、前月二十七日御願之通備後守様へ被仰渡候由、江戸表津田内藏助より御用番へ申來候。紙面寫御用番被爲見之。依之各列座、以澤田義門恐悅之旨申上候處、追付以同人御喜悅之旨被仰出、追付退出。

正月七日。加賀藩の老臣等、大聖寺侯の十萬石格となりたるを以て前田利之に祝詞を呈す。

本文は御家  
老のものと  
りといへど  
も年寄の中  
も同様なる  
べし

〔諸事留牒〕

被成下御書拜戴仕候。嚴寒之砌益御機嫌能被成御座、奉恐悅候。然者舊臘廿七日御用召に依而、御登城被遊候處、今度從中將様御願に付、御用番青山下野守殿を以、十萬石御高直之儀被蒙仰、且御在所の御暇之節上使可被下旨、重疊難有御仕合思召候旨等、先以段々結構之御様子、恐悅之至奉存候。私共段々蒙御懇命、忝仕合奉存候。右御請上之申候。御印御上包返上仕候、恐惶謹言。

正月七日

前田權佐  
前田内記  
前田修理  
前田中務  
前田織江  
横山藏人  
各實名判

備後守様御近習衆中

別紙

加賀藩史料 第十三編 文政五年

一四三

今枝民部儀舊臘死去仕候付、御請名前相調不申候、以上。

正月七日

横山藏人

備後守様御近習衆中

正月二十日。東本願寺門主加賀藩内を通行の風聞あるを以て末寺役僧に拒絶の意を告ぐ。

〔文政五年見聞志〕

末寺は別院の義

一、東本願寺御領國通行之儀申來候に付、御斷之趣末寺役僧に寺社奉行被相添書立左之通。

今般東本願寺殿、越後國從御門末依頼、宮中奏達之上彼地の御下向被成候。依而中仙道御往通御座候處、越前國從御門末茂同國御通行之儀相願候に付、無據御歸路之節當領之内御通行、掛所の茂御休泊御申付被成旨等被仰越、被致承知候。乍去當領之内御通行之儀、國政に指障之筋御座候故、於京都使者を以被及御斷、尤其節公邊の茂被及御届候。右之趣爲御承知申達候旨、御使僧に可申談候事。

正月

右當月廿日東末寺役僧中寺社所の御呼立に付、珉得寺罷出候處、如斯御書立を以被仰渡候

事。

正月廿四日。前田齊泰疱瘡に罹る。

〔横山氏日記〕

正月廿六日

一、勝千代様一昨廿四日より御熱氣被爲在候處、御疱瘡に而御順症被成御座候旨、御附方甲斐守等より表方の被相達候に付、各追付相伺御機嫌、中將様にも御順症被成御座候恐悅申上候旨。當病等之人々は紙面申上候筈。且出席無之人々并隠居之面々には主付より可申達旨、月番演述に付則夫々申遣候事。

正月晦日。學校を再び堂形前に移轉すべきことを告げらる。

〔諸事覺書〕

正月晦日

一、蓮池上之御屋鋪段々御造營有之候處、御廣式向御家作學校御圍与程近く、人聲も聞え、其上火之元之爲にも不可然候間、學校御毀、仙石町堂形前へ御移可被仰付候旨被仰出候段、此間學校方より表方へ達有之候事。

是月は大盡なり

文政二年二月廿七日の條参照

閏正月朔日。加賀藩の人持及び頭分に大聖寺侯前田利之の先に十萬石格となれることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

閏正月朔日

九時頃御大廣間にて年寄中・御家老中列座、左之通御弘之趣、人持・頭分一統に左之通月番求馬申聞有之候事。

備後守様拾萬石御高直之儀、從此方様御願置被成候處、舊臘廿七日御用番青山下野守殿を以、御願之通被蒙仰候。此段何茂に可申聞旨御意に候。

閏正月十日。前田齊泰の疱瘡順調なるを以て酒湯に浴す。

〔横山氏日記〕

閏正月十日

一、今日勝千代様御酒湯被爲引候に付、年寄中等熨斗目・上下着用例刻登城之事。

一、御殿向當番之頭分以上熨斗目・布上下、御歩並以上服紗小袖・布上下着用之事。

一、今日之爲御祝儀、中將様・勝千代様は、年寄中等より献上物御看一種宛、使者平士服紗

小袖・上下着用、五半時過より二御丸に持參、執筆に爲請取候事。

〔金龍公記史料〕

正月廿四日世子罹痘。閏正月十日浴酒湯、十三日第二浴。十五日第三浴。

閏正月二十日。前田齊廣學校移轉の位置に就いて議す。

〔御親翰留〕

午閏正月二十日土佐守に被成下候御親翰

兩學校移替場所之儀に付被指越候書取、並豊後守并左兵衛存寄之趣も夫々致承知、何れも心付之處は尤之事に候。此時節不時に費懸り候儀曾而望不申事に候へ共、堂形は新に移候而惣圍等餘程之儀に付、何分にも事輕に相濟候儀望み申事に候。乍併當時之處に而は餘り建物に近く、火用心等甚以心掛り之事に候へば、是非移替不申而者難相成事に候。右に付金谷は甚御様子も有之事に而、何分暫に而も學校代に者難致場所に候。其上次・三男茂急には難手放し儀、追々無程住所も無之而者難相成、彼是以當分たりとも、金谷之儀者難相成事に候。丹後屋敷之儀も中々手狭に而、末永く學校之場所には相成申間敷与存候。依之何分にも惣圍有之場所相考候得共、心當りも無之候。其上段々相しらべ候處、太梁院殿學校被仰付候節之御發端之御場所、只今申付候處之思召に候。然者當時之所に相成候得者、思召には叶ひ可申与

存候。しかし當時之時節柄故、惣圍に而も有之、事輕に相濟候場所何も心付有之候はゞ、又々可被申越候。此段豊後守与も能々示談可被致候事。  
右御親翰に應御請差上候事。

閏正月。東本願寺門主を迎へんが爲に盡力したる町人等追込の罰に處せらる。

〔文政五年見聞志〕

豎町 安江屋理右衛門  
下堤町 紙屋庄右衛門  
十間町 千代屋久丞

今度東本願寺殿御當地に御下向被成候旨申來候一件、末寺講中之内磯部屋五郎兵衛儀頭取致世話候躰に付、五郎兵衛手前相糺方之儀御用番被仰渡、相糺候處、其方共申合候趣申顯候。  
右宗門之儀は、第一御郡之者共甚致歸依候儀に付、若御下向有之候而は甚騒に相成候處、私之信仰御國政に障候儀茂不存付致取持候事、沙汰之限り不届に付追込申付候事。  
右之趣御用番内膳殿御差圖に付申渡候條、急度相愼可罷在候事。

閏正月

二月二日。幕府前田齊泰の本年八・九月の交を以て出府せんとの請を許す。

〔諸事留牒〕

二月十日

一、左之通伊藤平右衛門を以被仰出、主付中務請取、藏人の演述。藏人御使相勤る。

勝千代様宛

勝千代様當八・九月頃御出府之儀、當月二日御先手奥山主税助殿を以、御用番阿部備中守殿宛御伺書御差出之處、同日夕御伺之通御付札を以被仰出、難有御仕合目出度被思召候。此段以御使者被仰進。

二月十日

御使御家老

二月二日。徳川家齊の前田齊廣に贈りたる鶴金澤に着す。

〔横山氏日記〕

二月二日

一、爲御尋宿繼御奉書を以鶴御拜領、今朝六時到來に付、今日年寄中・御家老中表方席にお

いて御奉書拜戴。相濟、若年寄中於同間拜見。畢而年寄中・御家老中一列、右恐悅且拜戴被仰付候御禮以人見吉左衛門申上。若年寄中は月番迄申述候事。

二月十八日。前田齊廣病むを以て七・八月の交まで參觀延期の請を許されたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

二月十八日

一、左之通今日人見吉左衛門を以被仰出候に付、於表方席各拜見。相濟、若年寄掃部被呼立、拜見有之候。依而各明日相伺御機嫌候旨、月番演述有之候事。

中將様御病氣に付、追々御願御在國被加御療養候得共、御疝邪御氣塞之方倍御募被成、急速御快氣之躰不被爲在、長途之御旅行難被成に付、猶又七・八月頃迄御參府御用捨之儀、當月五日御用番阿部備中守殿に御願書御指出被成候處、同九日御付札を以御願之通被仰出候。此段被仰聞候事。

二月廿四日。前田利長夫人玉泉院の二百回忌法會を金澤玉泉寺に執行す。

〔官私隨筆〕

二月三日

玉泉院様二百回御忌御法事、當月廿四日於玉泉寺就御執行、御法事中三御丸御射手・御異風稽古、并諸組弓・鐵炮稽古之儀相止候に不及候事。

但、玉泉寺近所角場に而鐵炮稽古之儀、御法事中可有遠慮候事。

一、鷹野其外諸殺生・鳴物之儀、當月廿二日より廿四日迄三日可有遠慮候事。

但、鳴物之儀藝人等稽古之儀者、御當日迄遠慮可仕事。

一、普請・作事之儀、廿二日より廿四日迄三日相止可申事。

但、指急候普請等之儀者不及遠慮候事。

右之通被得其意、組・支配へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へ茂相達、尤同役中傳達有之候様、夫々可被申談候事。

二月三日

村井又兵衛

御横目中

〔横山氏日記〕

二月廿四日

一、今日於玉泉寺、玉泉院様二百回御忌御法事御執行に付、御用番求馬・御家老方主付助中

務・若老掃部之外、御寺詰に罷越候事。

一、御前御參詣不被遊候に付御名代内膳相勤、勝千代様御參詣無之に付御名代甲斐守相勤候事。

二月。當年藩費の支出過多なるを以て諸向の節減を告ぐ。

〔留帳抜書〕

當年御平常御用過分御不足之上、勝千代様御出府等追々御物入相重候故、莫大之御調達高に相成、不一形御手繰に而、全く御辨用之處甚無覺東趣に候。併御出府等御入用之儀は、是非御辨無御座而は難相成儀に付、種々御詮議被仰付、依之御公務に拘候御儀は格別、其餘御内輪向之儀者、御先例に不拘、萬端成限り御事輕に可被仰付旨被仰出候條、可被得其意候。

右之通當年定・不時御入用折合過分之御不足高に而、是迄無之御調達多之年柄に候間、御手繰方之模様寄、諸向渡り方繰延等之儀茂可有之候。且亦諸役等是迄御仕切銀に相成候ヶ所、除銀有之向々は、少分たりとも御平常方々當分御借入に致候得者、御調達方之足りに相成、御益之筋も有之候間、夫々遂詮議可被申聞。將又諸向當年不時渡し暨御修覆方等、都而大躰之分は成限り難承届候條、右等之趣得与遂穿鑿、何分御入用渡方格別相減之候様、前段被仰出之趣相含、精誠可被遂詮議候事。

午 二 月

右御書立今日御郡御奉行所より御渡に付、爲御承知寫相廻申候、以上。

二 月 晦 日

田邊次郎吉

諸郡惣年寄中様・年寄並中様

二月。矢を製するが爲鴉等の落羽を藩に提出すべきことを稟議す。

〔留帳抜書〕

寶曆九年御類燒後、御郡方并遠所町方々諸落羽拾上げ指出候様被仰渡御座候處、新川郡迄拾羽少々宛毎歳指出候得共、其外御郡方等より一切指出不申候に付、先年より毎度御家老衆に御達申上置候通御座候。文化五年矢天井御用御矢被仰付候砌も前條之趣に而、鴉羽等甚拂底至極に御座候付、格別御詮議御座候而、以來之儀も前々被仰渡在之、御郡方等嚴重に相心得指出候様御達申候處、則被仰渡候由に候得共、新川郡迄は今以少々宛拾羽指出申候。其外御郡方よりは指出不申候に付、鴉羽等甚拂底至極に御座候而、御用支に相成申候。其上近年は鴉丸羽肉附之儘に而所々指出、賣買仕候躰に相聞申候。加様之儀御座候而は、彌御用支に相成申候間、以來相對賣不仕、當所魚問屋に指出候様嚴重に被仰渡候様仕度奉存候。尤魚問屋に指出候分は、於弓御土藏矢之羽買方御主附申付置候故、右之者買請私共役所々指出候間、



御縮方も相立、尤町會所において茂夫々縮方申渡も有之候得共、遠所町方等より相對賣買仕候鴉羽等之分は、私共手前においても如何とも縮方可仕手段無御座候。ケ様之儀次第に増長仕候而は、往々必至与御用支相成候間、右肉付之分抔は、別而當所魚問屋の急度指出候様仕度奉存候。自然右相對賣買之分、私共見分仕候者御達申候間、實否相糺嚴重被仰渡御座候様仕度奉存候。鴉羽等甚だ拂底に而御用支に至り候間、鴉羽不限、都而落羽之分不寄何羽指出候様仕度奉存候。

右等之趣格別御詮議御座候様、御家老衆の御達可被下候、以上。

午 二月

津田五左衛門

山森順左衛門

島田源太夫

八島貞右衛門

松平九郎左衛門様

石黒九左衛門様

二月。能美郡今江古城附近の行人塚より土器を發掘す。

〔文政五年見聞志〕

二月

一、加州能美郡今江村古城之南蛇淵之邊に、行人塚首塚・副塚与高さ三尺許之塚三石之候。行人塚与申所に大成杉木有之。二・三年先雷落枯申候。今年御拂に相成、當月廿日頃右枯木を切根を穿候處、四尺計下に左に記し候繪圖如きもの掘出し申候。繪圖略。右者皆土物也。素焼鉢に見ゆる。右之外茶碗之様成物多く有之候得共皆々損じ、此繪圖之物ども、多く損じ、無疵之物者一つ。二つならで無之。

三月朔日。前田齊廣療病の爲能を演じ家老等に觀覽を許す。

〔御家老方御隱密之留〕

御前御病氣色々御療養被爲在候得共、元來御疳症に而御全快不被爲在、御醫者共御僉議被仰付候處、御動作被遊候儀第一御保養に御宜旨申上候得共、強御動作も被遊兼候に付、是迄御覺被爲在候御能御保養之ため被遊候。右之御様子に付、近年御公務も不被遊、御寺御參詣等も不被遊候而、御能被遊候而爲御見被遊候儀、御不都合にて如何敷被思召候。前段之御様子に候所、年寄中も拜見相願候に付、右之御趣意被仰聞候へば、其儀者聊御指支有御座間敷、久々御目通不被仰付、御容躰茂奉見上度候間、拜見被仰付候様仕度旨段々事を譯申上候付、

乍御不都合爲御見被遊候。併右之御様子故、御能半ばより御止被遊候儀も有之候。右之通御  
疝症に而、御近習之人々常に御前に出馴たる者に而も、時に寄御泥、御氣色に被爲障候程之  
儀も有之。御家臣ながら重職之人々は、別而御泥被遊候。追々御願御在國被遊、御保養被爲  
在候得共、御快氣被遊候儀共不被思召候付、此上は御心願通り御願可被遊与被思召候。猶更  
委細は歩に承可申候。前條之御趣意會得之上は、相望候者は可爲見に而可有御座旨等之事。  
右は當三月朔日久々に而御家老中等御能拜見被仰付候前日、奥取次御能方九里歩を以御親翰  
拜戴被仰付候。織江・市三郎其節當病に而出席無之、今日御能拜見前、右同人を以拜戴被仰  
付、至而御内々之儀故、平右衛門等々御渡無御座、歩を以拜見被仰付候譯に而、拜寫爲仕候  
儀難仕由に付、右御書取大意之趣私に綴り記候事。

〔諸事覺書〕

三月朔日

一、今日御能拜見被仰付候旨、九里歩を以被仰出、其段藏人へ申述候付、難有奉存候、猶更  
同役中可申談旨御請申述候事。

但、今日右之御様子に付五時頃罷出宜候旨、昨日歩より内々申聞。

御番組

養	老	權兵衛	巖	二	源太	藤	彌三郎
望	月	御	融	佐	七郎	狸	々
							若殿様

三本柱 井杭 清水 素袍落 釣針

一、御能七半時前相濟、表方席に而年寄中・御家老・若年寄一列九里歩を以御禮申上、勝千代  
様御附頭を以御禮申上候事。

三月十一日。旅行の節先觸等に關する幕令を頒つ。

〔官私隨筆〕

旅行之節先觸等之儀に付、道中御奉行御兼帶大御目付岩瀬伊豫守殿より御渡之覺書寫一通相  
越之候條、被得其意、組・支配并與力且又家來末々迄可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、  
其支配へも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。  
右之趣可被得其意候、以上。

三月十一日

長 甲斐守

覺

一、旅行之節若泊附無之先觸被差出候向有之候而は、於宿驛人馬觸當は勿論、旅宿手當等も

以下は幕令  
なり

指掛り取計甚及混雜候趣に付、泊附無之先觸は指出無之様可被致事。

- 一、於宿驛相對を以人馬不被相雇、爲繼送候荷物に而も貫目改所において一同相改候事。
- 一、都而宿繼荷物之儀、貫目に應人馬賃錢請取候間、二人前或は三人前にも向候程之人足相撰爲持送候節は、賃錢拂立之人數より相減じ、又は弱人足に候へば人數相増候儀も可有之、賃錢は貫目次第之儀に而、人數之多少には不拘筋に付、爲心得申達置候事。

午 二 月

三月十二日。學校を移築するを以て本日より授業を停止す。

〔觸 留〕

付札、定番頭

今般兩學校仙石町筋御普請所御用地に御移替就被仰付候、當十二日より、右御普請中兩學校稽古相止候事。

右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相違候様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談事。

三 月

横山 求馬

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

三月、兩學校共仙石町大槻屋敷跡に移替之儀被仰出、同十三日より御普請中學校諸稽古相止み、七月十八日より右學校諸稽古相初るなり。以前之學校は本多房州之屋敷向竹澤御園之内に有之なり。

三月十六日。徳川家齊等先に陞官するを以て物を前田齊廣に贈る。

〔諸事覺書〕

三月廿四日

一、今度公方様・右大將様御轉任・御任槐被爲濟候付、當月十六日公方様より上使御奏者番土屋相模守殿を以御時服二十御拜領、内府様より上使御奏者番西尾隱岐守殿を以縮緬十卷御拜領有之、御名代出雲守様御勤之由に候事。

三月十八日。前田齊廣能を演ず。

〔諸事覺書〕

三月十八日

- 一、今日各御能拜見被仰付候に付、年寄中等上下着用、五時頃迄に出席。
- 一、五半時前御能初候に付、各拜見所へ罷出候様御近習頭誘引、何茂罷出。

一、御能七時過相濟、各表方席において九里歩を以御禮申上候事。

御番組

竹生嶋	若殿様	田村	備兵衛	杜若	御
自然居士	往來	黒塚	彌三郎	熊坂	佐七郎
祝言	弓八幡	采女	吉		
鍋八撥	鼻取相撲	釣狐	泣尼	千切木	

三月十九日。前田齊泰石川郡鶴來附近に行歩を行ふ。

〔横山氏日記〕

三月十九日

一、今朝六半時之御供揃に而、勝千代様鶴來邊に御行歩に御出被遊、夕七半時頃御戻り被遊候事。

御道書

奥之口より松坂通、金谷御門、石浦町、香林坊橋、片町、川南町、才川橋、妙慶寺坂、泉寺町、玉泉寺前、六斗林、地黄煎町々端より、四十萬村善性寺に御休。夫より鶴來屋與兵衛方

に御休、白山社并金劔宮に御立寄、其外鶴來城跡等も御覽被遊、御戻り御道筋最前之通候事。

三月十九日。前田齊廣の子他龜次郎等金谷御殿に移る。

〔官私隨筆〕

三月十六日

一、左之紙面到來返書遣之。

他龜次郎殿・從姫様・延之助殿

右御三方様當十九日金谷へ御引移被遊候。此段無急度被仰聞候旨、關屋中務を以被仰出候。年寄中等都而御祝詞御機嫌伺等之儀は、二御丸御廣式に而可申上旨も同人演述に候。此段爲御承知申進候、以上。

三月十六日

村井又兵衛

奥村伊豫守様

三月廿九日。諸士の定紋繪形を提出することを命ず。

〔官私隨筆〕

御家中御歩並以上之人々定紋、曲尺一寸三分四方計中折紙に、紋繪形一寸に相調、唱方茂相

記、二枚充御次へ指出候様、關屋中務申聞候條、御自分様御定紋并御組之分共、夫々御取立、揃次第席へ御指出可被成候、以上。

三月二十九日

村井又兵衛

奥村伊豫守様

三月。能登口郡の宿驛に於ける飼馬料等の補助を出願す。

〔真館覺書〕

覺

御定馬二百五十五疋

一、八十五疋 口郡九ヶ宿之内、百姓持馬等少しに而も取續候分指除、極困窮馬御救奉

願上候。

此御救四貫二百五十目 但飼料代与して一疋五十目充

惣家數千二百拾八軒

一、百九十軒 九ヶ宿極困窮者右同斷

此救米六十六石五斗 但一軒三斗五升宛

右口郡九ヶ驛之儀、先年より御貸米或者銀子願繼、宿役相勤來候處、次第商荷物等薄、潤澤

之筋無御座、御用傳馬繁敷相成、馬借難澁に落入、連々驛馬無敷に相成、當時在馬も老馬等に而、押立候御用にも相立兼候爲体に付、驛所切償合、漸宿役も相勤候處、諸色高直に相成、日用取續方難儀仕、暨馬飼葉等買請方之方便も無御座、彌増困窮に指迫り候旨に而、御貸米願上吳候様毎度願出候得共、文化年中被仰付候御貸米返上相濟不申内願上候儀不相當趣等、種々申論、何分相働宿役不指支様可仕旨申談、取扱申族に御座候。然處右御貸米返上去暮迄に相濟申故、御貸米願書指出申に付、御達申上候處、御時節柄に而御詮議難被成下旨等被仰渡御指返、奉得其意候得共、前段申上候通、追々諸色高貴至極、是迄不覺年柄に而、取續之方便も無御座、私共并驛所役人に於而も、取計之示談盡果、及飢申族に而宿役も勤兼、不便至極歎々敷心痛仕儀に御座候。依而私共重々詮議之上、少に而も手懸御座候馬借指除、極貧窮之馬借相撰、右之通御救奉願上候間、御當節奉恐入候得共、前條之趣御賢慮被成下、御慈悲之上格別之御詮議を以、願之通被仰付被下候様仕度、私共引請奉願候、以上。

午 三 月

高橋由五郎

岡部七左衛門

北村爲次郎

組主付四人連名

四月朔日。先に徳川家齊より贈られたる鶴の吸物を老臣等に頒つ。

〔官私隨筆〕

四月朔日

一、當春宿次を以御拜領之鶴、不押立御頂戴に付御下被下候由、御膳奉行田邊千之助演述。  
於席各列座  
拜聽候。九時過於御小書院頂戴、鶴御吸物二返、御酒三返、御取肴被下候。かよひ坊主。畢  
而於同所、右同人迄御禮之趣申述候。

四月四日。前田齊泰石川郡粟ヶ崎御旅屋に入り、次いで宮腰に遊ぶ。

〔横山氏日記〕

四月三日

一、勝千代様明日四五時之御供揃に而、御鷹野之振に而爲御行歩御出。七つ屋口より粟ヶ崎  
御旅屋に被爲入、夫より御船小屋邊迄御船に被爲召、宮腰濱御陣所に被爲入、夫より同所往  
還通御戻可被遊旨被仰出候段、御附頭森權太夫及届候事。

同月四日

一、勝千代様今朝五時御行歩に御出、夕七半時過御戻り被遊候事。

四月五日。前田齊廣武器調達の費用に限り餘剩を他に流用せざるべき、  
とを指令す。

〔諸事留牒〕

四月五日

一、左之通昨日主付より伺之處、今日伺之通被仰出。

當時定・不時御入用折合過分之御不足に付、諸役所等是迄御仕切銀に相成候ヶ所、除銀有之  
向々者、少分たり共御平生方に當分御借り入にいたし候得ば、御調達方之足に相成、御益之  
筋も有之候間、夫々詮議可申旨、御勝手方より演述仕候。依而御武具方御入用之分は、文  
化七年にも被仰出之趣有之、以來堂形米三百石に二拾貫目御渡御仕切に被仰付、其後少々宛  
餘り銀も出來仕候に付、右銀子を以無據御修覆物等、追々詮議仕出來申渡候得共、元來御武  
器御手薄之内、近年御入用過分に相減候故出來高少く、此上右餘り銀も御借入に相成候而は、  
誠に御手薄至極に相成可申候。御武具方御入用減方之儀も、文化十年御省略等之儀格別被仰  
出候節、同十三年二割減被仰付候節も、段々詮議之趣伺之上、是迄之通に相成候。御武器之  
儀は要用之御品にも候得ば、右餘銀之内を以、年々少し宛御修覆物等、追々出來申渡度奉存  
候間、旁以只今迄之通に被成置候様仕度儀に奉存候。此段一往奉伺候。被仰出次第御勝手方

にも可申達与奉存候事。

四月四日

前田 織 江

四月十五日。伏見宮の使者金澤城に登りて内用の旨を告ぐ。

〔横山氏日記〕

四月十五日

一、伏見宮様御使者九半時前登城に付、御玄關階下御大小將兩人罷出、同所より御大小將誘引に而、虎之御間御相通、追付御奏者番奥野主水罷出、御口上承り以御近習申上由之事。御口上左之通り

加賀中將様御

薄暑之節御座候へ共、彌御安全被成珍重思召候。今般御使被差向候に付、時節御見舞被仰入候。并上野宮御方・蓮花心院御方・御息所御方より茂、御同様被仰進候事。

四月

伏見殿御使 本間勘解由

中將様御進物

禁中より御到來之御中啓

書

御讀もの 二

勝千代様御之御口上無之候事。

右御口上畢而、瀧之御間御大小將誘引仕り、追付年寄中及挨拶、且其節御内用之御口上茂承り、相濟、御奏者番罷出、御大廣間上之間御誘引、御茶・たば粉盆出之。追付御家老中罷出及挨拶、退候上年寄中御命之趣有之、重而罷出候事。

〔金龍公記史料〕

四月十五日。伏見宮使者本間勘解由來登城。事係親王王子締姻。

四月十六日。前田齊廣・齊泰・稽古能を催す。

〔横山氏日記〕

四月十六日

一、内藏助儀今日御稽古御能拜見被仰付候に付、例刻致出席、暫有之拜見所御相廻り候處、九里歩申聞候に付追付年寄中与一集に罷越候事。

但、御能今朝五時過より相始り巴迄相濟、班女より拜見所は御居間續に付、脇指も帶し不申、御居間入口に残し置候事。

白 髭

二 源 太

巴

平

馬

班

女

御

盛 久 往 來 善知鳥 采女吉 皇 帝 長十郎  
 弓八幡 若殿樓 陀羅尼落葉 往 來 船辨慶 矢十郎  
 野 守 若殿樓 忠 信 年 萬

一、暮合前船辨慶濟寄之節、九里步拜見所に罷越、御前今日融被遊筈に候處、少々御勝も不被遊候に付、融は不被遊御様子に候。依而此次に勝千代様野守被遊候間、夫拜見仕候は、勝手に退出有之候而可然旨申聞候付、其所に而今日御能拜見被仰付候御禮、年寄中・内藏助一集に申上候事。

四月十九日。町會所より銀子を借用するものに改めて返辨の法を講ぜしむ。

〔官私隨筆〕

別紙寫之通定番頭へ申渡候付、爲御承知進之候條、御組へも御觸可被成候、以上。

四月十九日

奥村伊豫守殿

村井豊後守

付札、定番頭

諸役所貯用銀等之内、町會所へ預置、右利足を以、夫々役所向御入用相辨申儀に付、町會所においては諸方預り銀引集め、無據預り銀等之名目を以御家中へ貸付置候之處、追々年賦繰延、利足跡付、跡々申込次第に返納高相減、或は無縮相成、久々返納滞、毎度及催促候へども一圓返納無之向々も有之に付、諸役所へ利足渡り方にも不行届故、不足之所は無據是迄於町會所調達を以、無滞先々へ相渡來候處、右調達銀年々利足相嵩、當時に而は過分之借財高に相成、最早昨年之所に而者如何とも取計之手段盡果、且諸役所に而は右預銀利足を以、御入用方等相辨候事故、渡り方相滞候而は、品に寄御用支にも相成候付、無是非御逼迫中、去暮右利足渡り之内從御上御償被仰付候。今般僉議之上、是迄淀利足は致用捨、當時殘元高改而今年より十五ヶ年賦、利足も相減六朱之圖りを以、以來取立候様町奉行へ申渡候條、右銀子借用之人々、以後返納方嚴重に相心得可申候。尤此度頭・支配人奥書之證文に相改、引當藏縮等も取立申筈に候。當返納期月等委細之儀は町奉行可承合候。

右之趣被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配へも相達候様可被申聞候事。

壬午 四月



四月廿八日。江戸詰の者の往復に餞別又は土産の持参を禁ずる前令を勵行せしむ。

〔御觸拔書〕

御横目

前々より江戸御供等に而罷越候人々致餞別、又は罷歸候節土産物無用可仕旨被仰出、別而去々年八月風俗等之儀一統被仰渡候御箇條之内、餞別并土産物一切差止可申旨、分而被仰出候儀に候得者、尤違失有之間敷儀に候得共、今般勝千代様御出府に付猶更申渡候條、彌以右様之儀無之様嚴重相守可申候。  
右之通一統可被申談候事。

四月廿八日

長 甲斐守

五月五日。大聖寺侯前田利之歸邑の途金澤城に登る。

〔官私隨筆〕

五月三日

備後守様明後五日此表へ御着に付、同日御登城之儀被仰進候趣に御座候。依而御殿諸役人五時過揃に付、各々は五半時過より登城候筈に御座候間、御自分様にも其御心得にて御登城可

被成候。且又御旅宿を爲伺御機嫌各罷越申候間、御出難被成候は、以御紙面御申上可被成候。右御登城に付先例之趣申上、端午之出仕無之筈に御座候。此段爲御承知申上候、以上。

五月三日

前田土佐守

奥村伊豫守様

五月五日

一、夕七時頃御登城、如例御玄關へ年寄中等罷出、御通御口上被仰上相濟、甲斐守初被召候付、甲斐守・土佐守・伊豫守・求馬・内膳一所罷出候處、久敷と仰有之。引續、中將様・勝千代様益御機嫌能恐悅奉存候。次に御手前方御無事目出度存候と被仰。甲斐守御請、益御機嫌能御旅行恐悅奉存候。私共御懇之蒙仰忝仕合奉存候旨被申上。其次、舊臘は段々結構被仰出難有奉存候。其節毎度何廉御取成忝存候旨仰。段々結構之御様子恐悅奉存候。其節は毎度御書被下、其上拜領物仕、重疊忝仕合奉存趣御請。其節自分も平伏。畢而末座より退出。其次彈番殿、其次御家老中・若年寄中被罷出。

一、御居間書院代御奥書院において勝千代様御對顔。其節各・自分にも一列、并御家老中も御小書院横廊下に伺公。

但、伺公所よりは御奥書院之御様子不見、入口喰違屏風につかへ見え候也。

一、御居間の方へ御通之御様子に付、各一先席へ罷越。但、勝千代様御對顔之節、甲斐守殿其御席へ被罷出、御取合被申上、御居間へ御通之上甲州退座此方へ被相越。依而各も退出候也。

一、御退出程も有之間敷御様子之旨甲州被申聞。依而各虎之間御板縁迄罷出居候也。御横目往來いたし、御次宜旨申上候段申聞、折廻り之邊迄罷越居、御先立御奏者番瀧之間より出候所を見請、階下へ下り罷在。御家老中も向側へ被罷出候事。

一、御立戻之御勤相濟候上、各退出。甲州并自分・彈番殿・内膳殿・修理殿・内記殿御旅宿へ參上。御家老不在合に付、大野才記へ逢御機嫌伺候。一先入候而、尤可被召處、只今御湯に付其儀無之旨演述、退出。

一、御送之節も甲州御取合之品有之に付、御玄關へは不被罷出也。

〔横山氏日記〕

五月五日

一、備後守様前月廿三日江戸表御發駕、夜前津幡御泊に而、今日此表に御着、御登城被遊候に付、各五半時過より追々登城。掃部儀は御飾御用有之に付、少し早目に致出席候事。

六月廿二日。能美郡安宅に火災あり。

〔文政五年見聞志〕

六月廿二日朝四時頃より安宅出火。三拾軒計残り候事。

〔横山氏日記〕

六月廿三日

一、昨日四時頃安宅町出火、過半焼失仕候段及届候。依而小松町奉行富田九内、追付彼方へ爲見分罷越旨、同人及届候事。

〔諸事覺書〕

六月廿三日

一、昨日小松安宅町百軒餘焼失仕候付、小松町奉行富田九内今日罷越候段及届候事。

六月。魚類の仲荷持等の心得に關して告ぐ。

〔觸留〕

仲荷持共諸魚荷宿に可指出候。併諸浦より魚多到來之節は、雜魚等問屋前に而可賣捌候事。

一、口錢之儀者日々可指出、若時刻遅く難指出儀も候者、問屋に相斷翌日可指出事。

一、魚代端書問屋割印を受、獵師共可相渡事。

一、賣立帳面日々番徒共可指出候事。

一、於浦方洩魚等有之候者、見付次第問屋に可斷事。  
右天明四年申渡置候得共、近年甚等閑に相成躰に付、改而申渡候條、以來心得違無之様仲荷持共可申渡事。

文政五年六月

七月朔日。前田齊廣老臣等に朝顔を觀覽せしむ。

〔横山氏日記〕

七月朔日

一、今朝五時過、以坂田往來年寄中等に權拜見被仰付候段被仰出候旨、月番演述。且出席次第、追々御奥書院於御縁頼拜見可仕旨茂同人申聞候旨に付、御家老中・若年寄中追々拜見仕。畢而御同間において右同人を以御禮申上候事。

七月五日。石動山天平寺の僧禁裏御所の撫物を守護して歸國するを以て金澤下口に於ける刑法者の取除を請求す。

〔御刑法〕

今般禁裏御所御撫物守護仕致歸國候。然所下口において御刑法者有之、通行難仕御座候間、

前々之通早速御取除御座候様仕度、此段夫々御達可被下候、以上。

天平寺總代

文政五年午七月五日

隨 觀 坊

寺社御奉行所

禁裏御撫物守護仕、石動山衆徒之内京都より御當地に到着歸國仕候處、下口に御刑法者有之、不敬に而通行指支申候付、取除之儀別紙之通申聞候間、早速取除有之候様、公事場奉行に被仰渡候様仕度奉存候、以上。

七月六日

富 田

村井又兵衛様

七月十八日。學校の移築成れるを以て本日より授業を開始す。

〔觸 留〕

付札、定番頭

今般御移替の兩學校出來に付、當十八日より夫々稽古相始候事。

右之通被得其意、組・支配の人々に可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様可被申聞候事。

右之趣一統可申談事。

七月三日

横山 求馬

七月廿四日。前田齊廣退隱後の待遇に關する希望を告ぐ。

〔御親翰留〕

此方退隱之儀無程成就之上は、身分幕方等之儀、泰雲院殿・太梁院殿御隱居後之先振も有之候得共、是は御格別之事、此方事は左様之儀甚以憚り申次第に付、兼而内存之趣共土佐守迄申出置候通りに致度候に付、各承知無之而は難相成候に付、左に申遣候。致退隱候とも、勝千代相應之年頃に相成候迄は、國方政事之事者心添可申段は、先達而も薄々申聞置候通りに候。乍併是は此方人臣に下り輔佐之心得に候。古語にも天に二つ之日なく國に二尊なしとやら承候得者、國に二尊有之儀者、四民之心一様に難相成筋も可有之哉との恐有之道理かと存候得者、退隱之身分之者を諸人敬ひ尊び候事は、必不可然事に存候。此理を深く被思召候哉、水戸黃門公御退隱之後、城外程遠き所に被成御座、國中御往來之節も下座等呼候儀被禁候与承候。況此方如き不徳愚昧之者、深右黃門公之御德義を奉慕、下座等呼候儀は必無用にいたし度候。其譯は國中通行之人々は、貴賤となく男女となく、皆々有用之事に而致通行候事共に候へば、夫を此方無用之身分に出合、下座蹲踞等いたし候而は、何程輕き者たり共先々用

事夫程遅り、就中親等急病等に而差急候者、不時に足を留間に合不申等之儀有之候而者、誠に國民之憂とも相成候事に候へば、隱居之身分として人之迷惑に存候儀有之候而は、實以天之恐れも有之事に候間、退隱之上者城中其外行歩等何方を致通行候とも、下座爲呼候儀は無用に致度候。人々存寄に而蹲踞いたし候儀は格別、都而下々輕き者に至る迄、無貧着罷通り候事に致度候。其外萬端右に准じ、泰雲院殿・太梁院殿振に不拘、隱居附之人々は都而足輕・小者に至る迄、表之組・支配を離、悉皆手前切に而萬端相濟候事に致度候。右之次第に付門方も、城外之事に候間城方之手を放し、閑居切に而取極めいたし度、無左而は晝夜往來之人々煩敷儀を去候儀出來兼候。且又侍番所等堅固之儀も、家督中は其法も有之事、退隱之身分に而は何之堅固も入ざる事に候。其身人望を得候へば、垣一重に而も危き事は無之もの。たとへ如何程之堅固を構へ候とも、不得人望ば危き事は相知れ候事に候。然者堅固之處も手薄に罷在候とも不苦事に候。萬一不堅固に而何とか有之候とも、夫は此方之不徳と申ものに而、運の極め与存候得者宜事に候。右等之趣者大凡之處爲申聞候事に候。内意者段々土佐守迄申出置候故、各々ぬも及示談可申与存候故、大凡之處を各承知に申聞候。何分にも許容之程希存候。其上甲斐守・内膳・又兵衛は無程江戸表へ罷越候儀。ケ様之儀筆談に而江戸表へ示談におよび候ても難相分事故、各出府前に此主意申出置候。何分にも此方望通各承知給候上

は、事々江戸表へ不及示談取極候儀も可有之候間、此段兼而承り置可給候。尤此儀は此方計之事に而、後々之振合にも不相成、たとひ勝千代及老年致隠居候は、其節は又如元泰雲院殿・太梁院殿御振に返し候へば宜事に候。是等者全く此方一分生涯之大望に候間、何分にも望通承知有之様いたし度候。是等之趣申遣度如此に候、以上。

七月二十四日

猶以退隱之上、此主意之趣家老共にも被申入置宜筋に候は、演述有之様致度候。且又土佐守事退隱之上者附之要に相成候事、各者先達而承知に候へ共、いまだ家老共は承知無之様に存候間、是又被申入置候而宜筋に候は、可被申入置候、以上。

八月二日。前田齊泰金澤を發して江戸に向かふ。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

八月二日初而勝千代様江戸表の御參府、同日金澤表御發駕、御供之年寄中は長甲斐守殿なり。同十六日江戸表の御着府なり。

〔横山氏日記〕

八月二日

一、今日勝千代様御發駕に付、年寄中等六半時過より段々登城之事。

一、四半時過、益御機嫌能御發駕被遊、御先立掃部相動候事。

〔官私隨筆〕

八月二日

一、勝千代様四半時御發駕、各并御家老中御式臺階下へ罷出居候處、追付御出。他龜次郎殿階上迄御送り御挨拶被遊。何も罷出居候前に而御中座、天氣も宜と御意。益御機嫌能御發駕恐悦之旨土州御請被申上。畢而御家老中へ御意有之、御馬上に而被爲遊御發駕候事。

八月四日。前田齊廣幼少の者に習字を獎勵すべきことを命ず。

〔文政五年見聞志〕

八月四日

一、學校の被仰出。

素讀人日々出座有之候に付、幼少人抔手跡稽古怠り勝に相成候而者、人々要用之事故、幼少之内より心懸不申而者公私共難辨筈。且業藝等には片寄申物に候間、幼少之人々の者、各より手跡稽古茂心懸候様に教諭有之、一ヶ月壹度宛清書指出候様申談候者、幼少人手習之勵にも可相成被仰出候。土佐守殿被仰渡候條、被得其意、取立方之儀茂以來各手前被取集、毎月晦日迄拙者共可被指出候事。

八月十四日。大田錦城加賀藩の祿する所となる。

〔諸事留牒〕

八月十四日

一、大田才佐儀、松平伊豆守殿より御賈、二百石に被召抱、外役料百石、頭並被仰付、江戸居住被仰付。且江戸町醫者松島瑞雄百五十石被下之、御鍼立に被召抱、江戸居住被仰付候旨、今日出申遣す。

八月十六日。前田齊泰江戸に着す。

〔官私隨筆〕

八月八日

一、左之紙面到來、返書遣之。  
勝千代様益御機嫌能御旅行被遊候。當六日能生驛へ可被爲入候處、山之下親不知・駒返高波に付、同日泊驛に御逗留被遊、同夕波も静り御通行御指支無御座に付、翌七日曉泊驛御發駕可被遊旨被仰出候由。且右御逗留に付、嚴御泊被差止、上尾より直に十六日御着可被遊段被仰出候由。猶又御逗留も御座候へども何之御障も不被爲在、益御機嫌能被遊御座之旨、當六

松平伊豆守  
は吉田候

日泊驛發足之飛脚に傳附、甲斐守殿等より申來候。先以恐悅御同意御座候、以上。

八月八日

村井又兵衛

奥村伊豫守様

〔横山氏日記〕

八月廿四日

一、勝千代様御途中益御機嫌能、當十六日申の上刻御着府被遊候段、同日發足之飛脚今日到着、甲斐守等より之紙面到來に付、於表方席各致披見。相濟掃部儀も被呼出、致披見候事。右に付追付中將様御祝詞申上、退出より御廣式罷出、方々様御祝詞申上候筈。且今日出勝千代様御祝詞申上、御前様・鈔姫様暨淡路守様・備後守様も申上候筈。且出席無之人々には、月番より直に右之趣申遣候旨演述有之候事。

八月十六日。大坂登せ米に痛米を生じたるを以て自今納方を嚴にせしむ。

〔留帳抜書〕

去年大坂御登米追々御拂米有之候所、當春に至り痛米致出來、切手相向候而も難相渡分有之、惣躰御拂米之直段に拘り、濱方氣請惡敷、御不益之趣に候間、痛米之分撰出、別段御拂可申付哉之旨、大坂詰人より申越、爲撰出候處、三千五百石餘有之、纒之直段を以夫々御拂相濟、

切手之分は立替等有之候。近年濱方仕法茂相改、右様痛米も無之處、畢竟納方等閑に相成候故、惣躰御拂米直段にも指障り申程之儀。殊に乍少分茂別段御拂等申付候而は、御不益之至りに候間、以後納方入念相心得、右様之儀無之様に可被申付候。則右痛米中入札茂爲取寄候處、三州御藏々同様に而、名前等も相知れ居候得共、先今度は別段不申渡候條、手附并藏宿共一統嚴密相心得候様可被申付候。勿論年々作躰にも寄可申儀に候間、作躰劣り候年柄者別而納方入念可有之候。尤以後右躰之儀有之候は、中入札相改候上申渡方も可有之に付、此段も兼而可被申渡置候、以上。

午八月十六日

御算用場

御郡奉行中

追而右之内中入札無之分有之、甚不審敷趣に候間、是等之儀も可被申渡置候、以上。

八月十八日。前田齊廣更に來年一・二月まで參觀延期の請を許されたることを告ぐ。

〔横山氏日記〕

八月十八日

一、左之通今日以伊藤平右衛門表方被仰出候に付、各披見相濟、若年寄掃部被呼立披見有

之候。依而各明日相伺御機嫌候旨、月番演述有之候事。

中將様御病氣に付、追々御願御在國、種々被加御療養候得共、御惣躰御不出來勝に而、御氣塞之方相募御難儀に付、迎長途之御旅行難被成候に付、猶又來正月・二月頃迄御參府御用捨之儀、御用番阿部備中守殿御願書御指出被成候處、去八日御願之通御付札を以被仰出候。此段被仰聞候事。

八月

八月廿九日。前田齊泰名を又左衛門利候と稱し初めて老中を歴訪す。

〔横山氏日記〕

九月九日

一、勝千代様御名御吉例に付、前月廿八日朝勝丸様御改、同日夕御代々之御名に付犬千代丸様御改、同廿九日又左衛門様御被稱、同日御目見前初而、御老中阿部備中守殿・水野出羽守殿淡路守様御同道に而被爲入候處、御首尾能被爲濟候。將又御實名茂先達被進候由に而、利候様御被稱候旨茂、江戸表甲斐守等より之紙面、前月廿九日出町飛脚、翌日に相延候早飛脚步今日到着に付、於表方席各致披見、相濟掃部儀も被呼立致披見候事。

九月十一日。鬪雞を弄する者を改方に咎めしむべきことを命ず。

淡路守は富山侯前田利幹

〔御親翰帳之内書抜〕

一、闘雞弄候者之儀、名前等相知御達申上候は、何と歟御僉議も可有御座哉、其程は難計儀に候へ共、雞は身分輕き者致所持居候之處、其所に立入、其座に而買上等いたし、勝負事仕候躰に相聞え申候。役所より咎申様に御座候は、自ら遠り行可申。又名前等儘に相知、御次は言上仕候様之儀も可有御座候得共、右闘雞御法度と申儀も無御座事故、相咎申儀も難仕、夫故名前未儘に相知れ申事も無御座候間、別紙覺書を以御達申上候。右咎候様被仰渡儀に候へば、其通相心得可申候間、御指圖御座候様仕度旨、神尾孫九郎九月五日申聞候に付、各示談之上、改方より相咎候様有之可然と、其段十一日孫九郎に及差圖候事。

近く闘雞弄候者有之躰に付、ヶ處之儀は何れ相定候儀無之躰。私手先役人共相廻候節、右様之儀見聞も仕候は、名前等内分承受候様申渡、御達可申旨先達而被仰渡置候。右之通内分承受候迄に而は、儘成儀相知兼申儀に御座候間、取扱候者有之候は、爲相調理、品により咎方可申付哉と奉存候。此節又々弄候者有之様子に付御達申上候事。

九月五日

神尾孫九郎

九月十二日。前田齊廣蓮池上の御殿へ移轉の後使役すべき頭分の嫡子を  
選拔録進せしむ。

〔官私隨筆〕

別紙覺書兩通指進之申候、以上。

九月十二日

前田土佐守

奥村伊豫守様

蓮池上之御居住へ御引移之上、頭分之嫡子御用に候條、御組等御先手物頭嫡子、人品等能被相撰、歳付有之可有御書出候事。

別紙に

此度被仰出候人撰之儀、別段之思召有之儀に而、右被撰出候人々之内、其役被仰付候共御風儀に叶不申者は、暫被召仕、御取替被仰付候儀毎度可有之候條、兼而頭・支配人此儀承知罷在候様にと被思召候。且右に付御取替被仰付候とて、其人之不正不調法等には不相成事に候間、此段も頭・支配人兼而相心得罷在候様被仰出候。尤不埒は勿論、不心得或は不調法等に而、夫々御指除御咎等被仰付候儀別段之事に候。是等之趣申聞候様被仰出候。

九月十五日。前田齊泰初めて登營して徳川家齊に謁す。

〔溫敬公記史料〕

九月十五日。初登營謁將軍。献太刀白銀縞紗良馬。



〔横山氏日記〕

九月廿四日 快晴

一、左之通今日表方は伊藤平右衛門を以被仰出。

當十五日又左衛門様御登城初而御目見被仰上、重而御前は被爲召、御懇之被蒙上意、中將様に茂御名代淡路守様を以御禮被仰上、忝御仕合思召候。此段被仰聞候間、江戸表甲斐守等も被申達、頭分以上は茂可被申聞旨被仰出候。

九月 月

〔續徳川實紀〕

九月十五日、松平加賀守子又左衛門・松平周防守子左近初見したてまつる。

九月十五日。世嗣の諱に觸るゝものに改名すべきことを命ず。

〔御觸拔書〕

定番頭は

又左衛門様御名乗字利候様と奉稱候。御家中之人々實名、御名乗字同字有之候は、相改可申候。文字は違候而も唱同事に候は、唱替可申事。

壬午九月十五日

前田土佐守

淡路守は富山侯前田利幹

九月廿八日。金澤上材木町の組合頭等、切支丹類族酒屋幸右衛門の取扱に付き上申す。

〔國事雜抄〕

文政五年古切支丹宮腰町酒屋孫兵衛末類縮帳

古切支丹宮腰町酒屋孫兵衛せがれ、本人同前道休玄孫、市兵衛曾孫、七兵衛孫、與三兵衛せがれ。

一、幸右衛門 生國加州、宗旨眞言、同所卯辰寶泉坊日那、當年七十歳

但、金澤材木町自宅居住仕候。

右之者御支配御縮之古切支丹宮腰町酒屋孫兵衛末類にて御座候。就夫私共組合に居住仕罷在候に付、私共へ御預置被成候。右之者死去仕候ば、死骸其儘置、早速御案内可申上候。尤爲私他國他領に指遣申間敷候。勿論縁組並子出生仕時分、是又即刻御断申上、御指圖次第に可仕候。爲其帳面上之申候、以上。

文政五年九月廿八日

上材木町 組合連名 印

組合頭 印

土肥權六郎殿

加賀藩史料 第十三編 文政五年

右之通急度縮申付置候。尤印形見届上之申候、以上。

肝煎 甚左衛門

九月。家中の士に替紋の繪形を提出すべきことを命ず。

〔國事雜抄〕

御家中御歩並以上之人々、先達て定紋繪形は夫々指出候。且替紋有之人々は、替紋繪形も先達て之寸法通之紙に相調、替紋何と唱方相記し、二枚充可指出候。此段頭・支配人一統へ重て寄々被申談、夫々右手前へ取立、直に御次へ指出候様可被申聞候事。

但、替紋幾通も有之人々は、上包に幾通と相記可差出候。尤替紋無之人々、其段も書出候様可被申聞候事。

午 九 月

十月四日。前田齊泰登營して左近衛權少將に任ぜられ若狹守齊泰と稱す。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十月四日將軍家於御前又左衛門様御元服、正四位下左近衛權少將兼若狹守様御任叙、御一字御拜領、御名若狹守様と御改、御實名も齊泰卿と御改有之なり。

〔溫敬公記史料〕

十月四日。登營加元服于將軍前。叙正四位下。任左近衛權少將兼若狹守。賜偏諱改齊泰。有懇旨。屬杯手進肴。賜刀備前國利光。世子献裝刀卷物十馬一。遣使贈夫人銀二十枚。干鯛一筐。金龍公献裝刀銀二十枚綿三十把。贈夫人卷物十干鯛一筐。

名齊泰

文選七。啓超隆平於殿周踵義皇而齊泰。

〔袖裏見聞錄〕

文政五年十月四日

又左衛門様御元服之節、於殿中之御作法等左之如し。

十月四日

御黒書院已上刻公方様・内府様出御。

松平又左衛門殿

右元服依被仰付、於御縁類御目見、御奏者番披露、御下段御敷居之内御右之方着座。此時御字之折紙御硯蓋に載之、御側衆持出之、御右之方に置之、下野守殿に被渡、御一字被下旨被相達。又左衛門殿中座有而頂戴之、御次之間へ持退。于時可任叙正四位下少將旨上意之趣、下野守殿被演達之、御老中方列座、其後御禮有之。

又左衛門事

松平若狹守齊泰ナリヤス

作御太刀・金五枚・卷物十・御馬裸脊一疋

右之通献上之、於御縁頰御禮、御奏者番披露。御馬一疋与言上之。上意有之。御一字并官位之御禮被申上旨、御老中言上之。御次之間へ退去、進物引之、重而若狹守殿出座、御下段御敷居之内御右之着座。御盃・御引渡・御肴・御捨土器。若狹守殿の茂引渡足打に而出之。御酌・御加御前へ被召上、御加有而、其御盃御銚子に載之、御下段中央御酌扣有之時、若狹守殿御次へ被退、小刀取之出座、頂戴之。御肴被下復座、加有之時、御刀備前國利光、代金二十枚御側衆持出、御右之方御上段御縁頰置之。此節御老中被取渡、頂戴而刀持之、御次之間へ退座。刀帶之出座。於御縁頰御禮、御道具被下難有由御老中言上之。退座、刀置之、小刀帶之罷出、一獻加、御盃を持退座、御銚子入。此節献上之御刀肥前國忠廣、代金十五枚御奏者番持出、御太刀・目錄披露之席に置之。御老中方被罷在候方へ退く。若狹守殿出座、御刀差上旨、御老中言上之。若狹守殿最前之席へ着座之時、御刀御奏者番引之、御引渡等引之、御禮之儀御老中言上之、退座。

作御太刀・白銀二十枚・綿三十把

松平加賀守殿

名代 松平淡路守殿

右之通献上之、於御縁頰御禮、御奏者番披露。

若狹守殿元服之御禮申上旨、御老中言上之、御老中方御取合被申上之、退座。

〔甲子夜話〕

行智は加賀の支族に出入する者なり。誰より傳へ聞けん、加州の世子幼年にて殿上元服の時この世子といへば、故の加州の嫡子又左衛門と稱し、過し文政五年九月十五日初て御目見、翌十月四日元服被仰付、御一字被下齊泰と名のり、正四位の少將に叙し若狹守と稱す。御前にて御盃被下、御拜領せらる。備前國利光、代金二十枚。例この拜領の御刀は、御前を下り御次にてこれを帯び、再び御前に出で御禮申上る事なるよし。因て此時拜領の後、某取計ひの人並に役名を忘る。御刀を持ち下り、又左衛門へ渡さんとするに、又左衛門何のいらへもなく、兩手を袖と共に上へ揚て待ち居る體ゆゑ、某止むを得ず御刀を又左衛門に帶させたれば、酒再び御前へ出で、御禮申上畢れりとぞ。皆人家の優長なるを歎美せりと。

十月八日。一色源右衛門等多數の士不行狀を以て處罰せらる。

〔横山氏日記〕

十月八日

一木逸角ハ

本年十月廿三日の條參照

一色源右衛門

右源右衛門儀不行狀至極之趣に付、御咎被仰付置候所、其以來御咎中不慎之趣に相聞え候付、越中五ヶ山之内流刑被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候。

但、配所被遣候迄之内、一類共御預被成候條、急度縮仕置候様一類共可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

壬午十月八日

湯原主馬

堀 與一右衛門

右與一右衛門儀、不行狀至極之趣に付、御咎被仰付置候所、其以來御咎中不慎之趣に相聞え候付、越中五ヶ山之内流刑被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候。

但、配所被遣候迄之内一類共御預被成候條、急度縮仕置候様一類共可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

壬午十月八日

定番頭

定番御歩 大脇六右衛門

右六右衛門儀、先年御咎も被仰付候處、今以不埒至極之心得沙汰之限りに付、能州嶋之内流刑可被仰付旨被仰出候條、此段可被申渡候。

但、配所被遣候迄之内、一類ども御預被成候條、急度縮仕置候様一類共可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

〔横山氏日記〕

十月九日

一木逸角

一色源右衛門嫡子

一色源三郎

右源右衛門儀、越中五ヶ山之内流刑就被仰付、父依罪源三郎儀能州嶋之内流刑被仰付。

但、配所被遣候迄之内、一類共御預被成候條、急度縮仕置候様一類共可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

右之通被仰出候條、可被申渡候事。

壬午十月九日

湯原主馬